

竹山修身前市長の
選挙資金問題等調査特別委員会
調査報告書

令和3年1月26日

目 次

1.	事件の経過(本件調査特別委員会の議事を除く).....	1
2.	調査に至る経過及び趣旨.....	3
3.	特別委員会の概要.....	4
3-1	特別委員会の設置.....	4
3-2	竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の運営にかかる申し合わせ.....	5
4.	委員会の開催状況.....	8
5.	委員会として調査すべき事項・内容等の論点整理.....	24
6.	証人尋問.....	27
6-1	竹山修身氏に対する証人尋問.....	27
6-1-1	出頭請求の経過.....	27
6-1-2	尋問事項(令和元年11月5日・令和2年1月30日).....	28
6-1-3	再出頭請求の経過.....	30
6-1-4	尋問事項(令和2年10月20日).....	30
6-2	阪本圭氏に対する証人尋問.....	38
6-2-1	出頭請求の経過.....	38
6-2-2	尋問事項(令和元年11月8日・令和2年2月7日).....	38
6-2-3	再出頭請求の経過.....	40
6-2-4	尋問事項(令和2年7月15日).....	40
6-2-5	再出頭請求の経過.....	47
6-2-6	尋問事項(令和2年10月13日).....	48
6-3	証言拒否事項.....	58
6-3-1	竹山修身氏.....	58
6-3-2	阪本圭氏.....	59
7.	竹山修身氏と阪本圭氏の証言内容の比較・分析.....	60
7-1	証言内容の比較.....	60
7-2	証言内容の相違点.....	81
7-3	証言内容の疑問点.....	83
7-4	令和2年2月7日証人尋問において阪本圭氏が調査・検討するとしたもの.....	86
8.	記録、資料の提出.....	88
8-1	提出を求めた記録及び請求先、提出状況.....	88
8-1-1	竹山修身氏.....	88
8-1-2	阪本圭氏.....	89
8-1-3	竹山富美氏.....	90

8-1-4	渡井理恵氏	91
8-1-5	堺市長	91
8-1-6	堺市選挙管理委員会委員長	91
8-1-7	大阪府選挙管理委員会委員長	92
8-1-8	大阪地方検察庁	93
8-1-9	金融機関	93
9.	竹山修身氏側から送付された文書	94
10.	竹山修身氏側からの申入書等に対する本委員会の見解	112
11.	堺市選挙管理委員会への調査照会事項	117
11-1	第21回委員会(令和2年5月7日)決定	117
11-2	第29回委員会(令和2年10月20日)決定	118
11-3	第30回委員会(令和2年11月12日)における質疑内容	127
11-4	堺市選挙管理委員会からの回答(令和2年12月22日付け)	133
12.	証人の不出頭、記録の提出請求の拒否に対する正当理由の存否の決定	134
12-1	証人の不出頭	134
12-1-1	竹山修身氏	134
12-1-2	阪本圭氏	134
12-2	地方自治法第100条第1項に基づき請求した記録のうち提出がなされなかった記録	135
12-2-1	竹山修身氏	135
12-2-2	阪本圭氏	135
12-2-3	竹山富美氏	136
12-2-4	渡井理恵氏	137
13.	告発	138
13-1	告発事案の審査結果	138
13-1-1	竹山修身氏	138
13-1-2	阪本圭氏	139
13-1-3	竹山富美氏	139
13-1-4	渡井理恵氏	140
13-2	告発議案の提出及び議決等	140
14.	本委員会のまとめ	141
14-1	調査内容について	141
14-2	調査結果について	141
14-2-1	竹山修身氏及び阪本圭氏の証人尋問における証言と本委員会での調査結果について	141

14-3	総括	157
15.	調査経費	160
16.	その他	160
17.	参考資料	161
17-1	委員会として調査すべき事項・内容等の論点整理表	161
17-2	令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿(抜粋)	163
17-3	平成29年10月6日及び11月16日に提出された選挙運動費用収支報告書上の 出納状況	164
17-4	令和2年4月10日に提出された選挙運動費用収支報告書上の出納状況	165
17-5	令和2年12月17日に訂正された選挙運動費用収支報告書上の出納状況	166
17-6	タケヤマオサミ名義で振込が行われた選挙運動費用及び政治資金の銀行取引	167
17-7	選挙運動費用収支報告書訂正状況	168

1. 事件の経過（本件調査特別委員会の議事を除く）

日 付	内 容
平成 31 年 2 月 6 日	竹山市長の後援会が政治団体 4 団体から受け取った寄附金を政治資金収支報告書に一部記載していなかった件が報道される。
平成 31 年 2 月 7 日	竹山市長の後援会が寄附金を政治資金収支報告書に一部記載していなかった件について、竹山市長から議会運営委員会委員へ平成 29 年分の政治資金収支報告書に誤りがあったため、同年 2 月 5 日に訂正した旨等の説明があった。この説明を受け委員から質問・意見があった。
平成 31 年 2 月 12 日	竹山市長の後援団体「竹山おさみ連合後援会」が寄附金を政治資金収支報告書に一部記載していなかった件について、2 月定例会の初日本会議において竹山市長に対し、各党派等から緊急質問を行った。
平成 31 年 2 月 15 日	議会運営委員会において竹山市長の政治資金収支報告書について議員総会を開催することを決定し、竹山市長と調整した結果、調査報告資料の提出締切日を 3 月 8 日とし、議員総会を 3 月 12 日に開催することとなった。
平成 31 年 2 月 28 日	竹山市長、後援会の会計責任者である妻及び事務担当者の次女の計 3 人を政治資金規正法違反の疑いで、堺市民が大阪地方検察庁に告発状を提出した。
平成 31 年 3 月 8 日	竹山市長が 3 月 12 日開催予定の議員総会説明資料として政治資金収支報告書の調査結果資料を議長に提出した。
平成 31 年 3 月 11 日	竹山市長が 3 月 8 日に議長に提出した政治資金収支報告書の調査結果資料に記載ミスがあったとして訂正資料を提出した。
平成 31 年 3 月 12 日	議員総会を開催し、竹山市長から政治資金収支報告書の調査結果の報告を受け、各党派等から質問・意見があった。 議員総会終了後、議会運営委員会において委員から「竹山修身市長に対する問責決議」が可決されたなら、再度、議員総会を開催していただきたいとの申し出があり、挙手多数により 4 月 23 日に議員総会を開催し、4 月 15 日を調査報告資料の提出日とすることとなった。
平成 31 年 3 月 14 日	2 月定例会最終本会議において、「竹山修身市長に対する不信任決議」が、議題となり質疑、討論が行われ、起立少数で否決された。また、地方自治法第 100 条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議」が議題となり、質疑、討論が行われ、起立少数で否決された。一方、「竹山修身市長に対する問責決議」が議題となり、質疑、討論が行われ、起立多数で可決された。
平成 31 年 4 月 15 日	竹山市長が 4 月 23 日開催予定の議員総会説明資料として政治資金収支報告書の調査結果資料を議長に提出した。

日 付	内 容
平成 31 年 4 月 18 日	<p>竹山市長が 4 月 15 日に議長に提出した政治資金収支報告書の調査結果資料について、報道機関から同一の振込明細書が別々の関連団体の報告書に添付されていたり、選挙運動費用収支報告書に添付されているなど、二重計上 が指摘された。</p> <p>竹山市長からは再度、訂正および追加事項資料の提出があった。</p>
平成 31 年 4 月 22 日	<p>さらに、竹山市長から、再度追加資料の提出があった。</p> <p>午後、竹山市長から、同日付けで、4 月 30 日をもって市長を退職する退職願が議長に提出された。議会運営委員会において、4 月 23 日に開催予定の議員総会 の中止を挙手多数により決定した。</p>
平成 31 年 4 月 26 日	<p>本会議（臨時会）において、4 月 30 日をもって市長を退職することについて簡易採決により同意した。</p>
平成 31 年 4 月 30 日	<p>竹山市長が退職した。</p>
令和元年 6 月 21 日	<p>本会議（臨時会）において、地方自治法第 100 条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」が議題となり、討論が行われ、全会一致で可決された。</p>
令和元年 9 月 12 日	<p>大阪地方検察庁が政治資金規正法違反容疑で竹山前市長の自宅や後援会事務所を捜索し、関係資料を押収するなど強制捜査に踏み切ったとの報道があった。</p>
令和元年 11 月 21 日	<p>大阪地方検察庁が政治資金規正法違反罪で竹山前市長と関連政治団体の会計の事務担当者であった次女を略式起訴した。大阪地方検察庁は、3 つの政治団体の平成 24 年分～平成 29 年分の政治資金報告書で総額 2 億 3,000 万円を超える発覚した記載漏れのうち、約 5,500 万円について虚偽記載とした。大阪簡易裁判所は同日、両氏に対しそれぞれ罰金 100 万円の略式命令を出し、両氏とも即日納付した。後援団体と資金管理団体の名義上の会計責任者の妻は不起訴（嫌疑不十分）とした。</p> <p>以上のとおりの報道があった。</p>

2. 調査に至る経過及び趣旨

平成 31 年 2 月 6 日竹山市長の後援団体「竹山おさみ連合後援会」が政治団体 4 団体から受け取った寄附金を政治資金収支報告書に一部（615 万円）記載していなかった件が報道された。

このことを受け、竹山市長から、議長へ議会に対し説明したいとの申し出があり、2 月 7 日開催の議会運営委員会において、説明を受け、委員からは質問・意見がなされた。竹山市長からの説明が不十分であったため、平成 31 年第 1 回定例会の 2 月 12 日開催の初日本会議においても各会派等の議員から竹山市長に対し、緊急質問を行い、さらに、3 月 12 日に議員総会を開催することとなった。

3 月 12 日の議員総会では、各会派等の議員から厳しく追及され、様々な疑義が示されたが、資料が不完全であったことや、議員総会直前に調査報告資料の大幅な訂正もあり、真相解明に至らなかった。

このことを受け 3 月 14 日最終本会議において、竹山市長に対する問責決議、不信任決議及び政治資金問題の調査に関する決議が提出され、「竹山修身市長に対する問責決議」が可決し、不信任決議及び政治資金問題の調査に関する決議は否決された。

問責決議が可決された際には、改めて、4 月 23 日に議員総会を開催することを 3 月 12 日の議会運営委員会で確認しており、議員総会資料として、竹山市長から 4 月 15 日に議長へ調査結果報告資料を再提出したところ、政治資金収支報告書への不記載額は、約 2 億 3,000 万円に上ることが判明する一方、報道機関から政治資金と平成 29 年堺市長選挙運動費用収支報告書に約 177 万円の二重計上があることの指摘を受けた。

この後、4 月 22 日に竹山市長は議長に 4 月 30 日をもって市長を退職する旨の退職願を提出し、4 月 26 日に開催された本会議（臨時会）において、市長の退職が同意された。

竹山市長は、報道機関に対し、公務に関して恥ずべきところもないと辞職を否定し、4 月 23 日の議員総会で説明すると発言していたにも関わらず、疑惑が深まる中で、説明責任を果たすことなく辞職し、その後、市民に対する説明が行われた事実は確認されていない。

選挙運動のための収入と支出については、選挙が公明かつ適正になされるよう、公職選挙法に詳細な制限が設けられている。これらのことを担保するために、選挙運動に関するすべての収入と支出が、漏れなく計上され、選挙管理委員会に報告される。

竹山市長の平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動費用収支報告書は堺市選挙管理委員会に提出され、同委員会は、同報告書を管理し、必要に応じ調査する権限を有する。

本市議会は、堺市長選挙にかかる選挙運動とその資金にまつわる疑惑は住民自治の根幹にかかわる問題であると捉え、その真相を解明すべきと判断した。よって、市議会として、本選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告が、公職選挙法の本旨に則り適正に行われていたか調査するため、地方自治法第 109 条第 1 項及び堺市議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員 12 人からなる「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会」を設置し、当該委員会に調査権を委任し、一連の疑惑を明らかにしようとするものである。

3. 特別委員会の概要

3-1 特別委員会の設置（令和元年6月21日本会議で可決・設置）

1. 決議名称

「竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」

2. 設置内容

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条第1項の規定により委員12人からなる「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会」（以下「本委員会」という。）を設置して、これに委託する。

3. 調査事項

堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項

4. 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を委任

5. 調査期限

調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

6. 委員の選任

委員選任日：令和元年6月21日

7. 委員会の構成

期 間	令和元年6月21日～ 令和元年7月8日 (正副委員長互選まで)	令和元年7月8日～ 令和元年9月2日	令和元年9月2日～ 令和2年5月25日	令和2年5月25日～ (委員会廃止まで)
委員定数	12人	12人	12人	12人
委員長		池田克史	池田克史	池田克史
副委員長		水ノ上成彰	水ノ上成彰	水ノ上成彰
委 員	森田晃一 伊豆丸精二 黒田征樹 信貴良太 西川良平 木畑匡 池田克史 水ノ上成彰 裏山正利 宮本恵子 吉川敏文 長谷川俊英	森田晃一 伊豆丸精二 黒田征樹 信貴良太 西川良平 木畑匡 裏山正利 宮本恵子 吉川敏文 長谷川俊英	森田晃一 伊豆丸精二 黒田征樹 信貴良太 西川良平 西哲史 裏山正利 宮本恵子 吉川敏文 長谷川俊英	森田晃一 伊豆丸精二 黒田征樹 信貴良太 西川良平 西哲史 大林健二 裏山正利 吉川敏文 長谷川俊英

3-2 竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の運営にかかる申し合わせ

1. 調査事項

堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項

2. 委員会の基本的な運営

(1) 委員会の開催場所等

①原則として、委員会室において開催する。

②証人等の控室

議会関係諸室とする。ただし、証人等が2人以上の場合は、各々別室とする。

(2) 会議の公開

①会議は原則として公開（傍聴の許可、報道の自由、インターネットによる中継）とする。

②委員会は、委員会条例第18条の規定に基づき、その議決により会議を秘密会とすることができる。なお、秘密会を開く議決があったときは、会議規則第98条及び第99条の規定を適用する。

(3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

(4) 委員会で配布する資料は、委員長において決定する扱いとする。

3. 傍聴の取り扱い

(1) 一般傍聴の取り扱い

①一般傍聴の取り扱いについては、委員会条例第17条及び議事運営に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、原則として現在の委員会の運用を適用する。

②参考人または証人より傍聴拒絶等の申し出がある場合は、委員会において、その都度協議し、決定する。

③委員会で配布された資料の閲覧・配布については、資料の内容に応じ、委員長において決定する。

(2) 報道機関の取り扱い

①報道機関の傍聴の取り扱いについては委員会条例第17条の規定に基づき、原則として現在の委員会の運用を適用する。

②参考人または証人より傍聴拒絶等の申し出がある場合は、委員会において、その都度協議し、決定する。

③委員会で配布された資料の閲覧・配布については、資料の内容に応じ、委員長において決定する。

4. 撮影・録音及びインターネット中継について

(1) 証人が出席しない場合

①撮影及び録音については、議事運営に関する要綱第10条第3項の規定に基づき、現在の運用を適用する。

②インターネット中継については、現在の運用を適用する。

(2) 証人が出席する場合

- ①報道機関による撮影及び録音については、証人が証言しやすい環境づくりに主眼を置き、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り許可するかどうかを決定する。
- ②報道機関に対し撮影及び録音を許可する場合においては、許可の範囲を会議の全部とするのか、一部とするのかについても合わせて決定する。
- ③インターネット中継については、①、②の決定事項と同様の運用とする。

(3)参考人が出席する場合

- (1)と同様の扱いとする。

5. 記録の提出（地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項によるもの）

- ①記録の提出（記録の提出を求める者、提出を求める記録、提出期限等）については委員会で決定する。
- ②記録提出請求書の送付方法は、配達証明等郵便とする。また、少なくとも提出期限の 10 日前までには通知（到達）する。なお、手交する場合は受領書をとる。
- ③記録の提出については、原則、原本の提出を求めることとする。
- ④提出された記録については、議長の指示した場所でのみ閲覧を認めることとし、閲覧は議員に限定する。
- ⑤提出された記録の複写は認めない。ただし、委員長が、委員会の審議において必要であると認める記録については、委員会においてその複写を配布し、配布した記録は委員会終了後回収することとする。
- ⑥提出された記録について、調査に必要ななくなったときは、委員会の議決により提出者に返還する。

6. 証人の出頭

- ①証人の出頭（出頭を求める者、証言を求める事項、出頭すべき日時・場所等）については委員会で決定する。
- ②証人出頭請求書の送付方法は、配達証明等郵便とする。また、少なくとも証人喚問の 5 日前までには通知（到達）する。なお、手交する場合は受領書をとる。
- ③証人から補佐人同伴の申し出がある場合は、証人は、補佐人同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補佐人は法律の専門家（弁護士）または学識経験者等とし、証人 1 人につき 1 人とする。

7. 証人の尋問

- ①委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、委員会は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、委員はこれを侵害するような言動は厳に慎むものとする。
- ②証人が宣誓の際、開催場所に現在している者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。
- ③証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。
- ④尋問の時間は、1 回あたり 1 人につき概ね 2 時間を目安とする。ただし、委員長において必要と認めた場合は延長できるものとする。

- ⑤尋問は、通告制とする。その方法は、各委員は通告書を委員会で決定した日時までに、あらかじめ委員長に提出する。提出された尋問事項のうち、共通部分を委員長による主尋問とすることを委員会において決定する。なお、尋問事項はなるべく個別・具体的な（証人が判断できる）内容とする。
- ⑥尋問は、まず委員長が主尋問を行い、次に、委員長による主尋問以外の部分について委員が尋問を行う。なお、通告以外の質問の申し出があった場合については、委員会においてその取扱いを協議の上、決定する。
- ⑦発言時間・順序については、委員長の議事整理権に委ねる。
- ⑧証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りでない。なお、委員会においてメモをとることは、原則、認めることとする。ただし、委員長の判断により禁止することができる。
- ⑨証人は、証人の補佐人に助言を求める場合は、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- ⑩補佐人は、証人の求めがなければ助言できない。
- ⑪補佐人は証人でないので証人に代わって発言することはできない。なお、委員長は、補佐人が補佐の範囲を超えた場合は注意し、なお従わない場合は退場を命じることができる。
- ⑫補佐人は筆記用具を使用することができる。
- ⑬委員は、補佐人に対し質疑することはできない。
- ⑭委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知するものとする。

8. 参考人の招致

- ①委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。
- ②参考人の招致に当たっては、地方自治法第109条第5項及び委員会条例第25条の2の規定による。

9. 弁護士について

- ①次に掲げる事項について、議会（委員会）は、弁護士に助言を求めることができるものとする。
 - ア 調査権の行使にかかる法的助言
 - イ 参考人質疑及び証人尋問にかかる法的助言
 - ウ 委員会の運営にかかる委員長への法的助言
 - エ 議会に告発義務が生じた場合の法的助言
 - オ 委員会調査報告書（中間報告を含む）作成にかかる法的助言
- ②弁護士の会議への出席は、必要に応じて、委員会の決定により認めるものとする。

10. その他

- ・その他、運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議する。

4. 委員会の開催状況

回数	日程	協議内容・決定事項
第1回	令和元年7月8日(月) 14:00～	<p>(1)正副委員長の互選について 委員長 池田克史委員 副委員長 水ノ上成彰委員</p> <p>(2)地方自治法第100条に基づく調査に関する事前説明について</p> <p>(3)委員会の運営にかかる申し合わせ(案)について ・申し合わせ(案)のとおり決定した。</p> <p>(4)弁護士の選任について ・弁護士を選任することを決定した。</p> <p>(5)記録の提出について ・堺市選挙管理委員会委員長に対し、7月12日までに平成25年9月29日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式及び平成29年9月24日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式の写しの提出を求めることに決定した。</p>
第2回	令和元年7月16日(火) 10:00～	<p>(1)記録の提出について ・大阪府選挙管理委員会委員長に対し、「竹山おさみ連合後援会」より提出された平成27年、平成28年及び平成29年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式、「21世紀フェニックス都市を創造する会」より提出された平成27年、平成28年及び平成29年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」より提出された平成29年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式の、それぞれの写しの提出を求めることに決定した。</p> <p>(2)今後の調査の進め方について ・委員会として調査すべき事項の論点整理を行うため、各委員から、調査すべき事項・内容等について、7月25日午後5時までに、委員長へ提出することになった。</p>
第3回	令和元年7月30日(火) 13:00～	<p>(1)弁護士の選任について ・今後調査を進めるにあたり、法的助言を得るため、安生誠弁護士を選任した。</p> <p>(2)今後の調査の進め方について ・各委員から調査すべき事項・内容等の説明を行い、質疑応答を行った。 ・次回の委員会までに正副委員長において調査すべき事項・内容等の整理を行うことになった。</p>
第4回	令和元年8月14日(水) 13:00～	<p>(1)今後の調査の進め方について</p> <p>①調査すべき事項・内容等の論点整理について ・正副委員長において整理を行った案のとおり調査を進めることに決定した。</p> <p>②証人尋問について ・証人尋問を行う者について、各委員の意見陳述・質疑応答を行った。 ・次回委員会において各委員の意見を整理の上、改めて協議を行うことになった。</p>

回数	日程	協議内容・決定事項
第5回	令和元年8月21日(水) 16:45～	<p>(1)今後の調査の進め方について</p> <p>①証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏を証人として出頭を求めることに決定した。 <p>(2)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納責任者阪本圭氏に対し、9月20日までに、平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・会計責任者阪本圭氏に対し、9月20日までに、確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・会計責任者竹山富美氏に対し、9月20日までに、後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・会計責任者竹山富美氏に対し、9月20日までに、資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。
第6回	令和元年9月6日(金) 15:04～	<p>(1)竹山修身氏の証人出頭に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から竹山修身氏との証人尋問日の日程調整状況等について報告した。 ・竹山修身氏代理人弁護士2名の連名で、8月21日付けで、竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会についてと題する文書が、8月29日付けで回答書が、竹山修身氏から、8月29日付けで、陳情書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2)竹山修身氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月5日午前10時30分に竹山修身氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 ・補佐人同伴願の回答の提出期日について、10月4日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、10月4日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、10月4日午後5時までに委員長に通告することとした。 <p>(3)阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・証人出頭にかかる日程調整についての回答期日を9月20日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 <p>(4)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府選挙管理委員会委員長に対し、「竹山おさみ連合後援会」

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<p>より提出された平成30年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び「21世紀フェニックス都市を創造する会」より提出された平成30年分収支報告書及び領収書等添付書類一式の提出を求めることに決定した。</p> <p>(5)記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏に対し、9月20日までに、平成29年9月24日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿の提出を求めることに決定した。
第7回	令和元年9月24日(火) 14:00～	<p>(1)阪本圭氏の証人出頭に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から阪本圭氏との証人尋問日の日程調整状況等について報告した。 ・阪本圭氏から、9月19日付けで、証人出頭に係る日程調整についてと題する文書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2)阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月8日午前10時30分に阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 ・補佐人同伴願の回答の提出期日について、10月4日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、10月4日の午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、10月4日の午後5時までに委員長に通告することとした。 <p>(3)記録の提出請求の状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏代理人弁護士から、9月19日付けで、記録の提出についてと題する文書が提出されており、その内容の報告があった。 ・竹山富美氏代理人弁護士から、9月19日付けで、記録の提出についてと題する文書2件が提出されており、その内容の報告があった。 ・阪本圭氏から、9月19日付けで、証人出頭にかかる日程調整についてと題する文書が提出されており、その内容の報告があった。
第8回	令和元年10月3日(木) 14:45～	<p>(1)記録の返還について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府選挙管理委員会委員長に対し提出を求めた「竹山おさみ連合後援会」より提出された平成30年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び「21世紀フェニックス都市を創造する会」より提出された平成30年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式を返還することに決定した。
第9回	令和元年10月24日(木) 10:00～	<p>(1)竹山修身氏及び阪本圭氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏代理人弁護士2名の連名で、10月2日付けで、補

回数	日 程	協議内容・決定事項
第9回	令和元年10月24日(木) 10:00～	<p>佐人同伴願について等(回答)と題する文書が、阪本圭氏代理人弁護士2名の連名で、10月2日付けで、補佐人同伴願について等(回答)と題する文書がそれぞれ提出されており、その内容の報告があった。</p> <p>(2)竹山修身氏に対する証人尋問事項(主尋問)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することを決定した。 <p>(3)11月5日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・証人尋問の時間は、委員長による主尋問を60分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うに当たっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・証人尋問当日に証人が補佐人同伴願を提出した場合には、当日の委員会の冒頭でこれを許可するかどうか採決を行うことに決定した。 ・報道関係者による撮影(写真・テレビカメラ)及び録音については、開会から閉会まで認める。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。 <p>(4)阪本圭氏に対する証人尋問事項(主尋問)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することを決定した。 <p>(5)11月8日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・証人尋問の時間は、委員長による主尋問を60分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うに当たっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・報道関係者による撮影(写真・テレビカメラ)及び録音については、開会から証人の入室前までは許可し、その後は認めない。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。 <p>(6)記録の提出について</p>

回数	日程	協議内容・決定事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府選挙管理委員会委員長に対し、「竹山おさみ連合後援会」より提出された平成30年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び「21世紀フェニックス都市を創造する会」より提出された平成30年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式のそれぞれの写しの提出を求めることに決定した。
第10回	令和元年11月5日(火) 10:30～	(1)竹山修身氏に対する証人尋問について (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず)
第11回	令和元年11月8日(金) 10:30～	(1)阪本圭氏に対する証人尋問について (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず) (2)今後の調査の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身証人の再出頭請求を決定した。 ・阪本圭証人の再出頭請求を決定した。
第12回	令和元年11月28日(木) 14:00～	(1)竹山修身氏に対する証人尋問について <ul style="list-style-type: none"> ・再出頭の日時を証人と日程調整し、改めて委員会において決定すること、出頭の日程調整の回答期日を12月13日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 (2)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について <ul style="list-style-type: none"> ・会計責任者竹山富美氏に対し、12月24日までに、後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・会計責任者竹山富美氏に対し、12月24日までに、資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・事務担当者渡井理恵氏に対し、12月24日までに、確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・竹山修身氏に対し、12月24日までに、平成29年9月24日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿の提出を求めることに決定した。 ・竹山修身氏に対し、12月24日までに、平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体「竹山おさみ連合後援会」、資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」及び確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」、それぞれの平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式(支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む)の写しの提出を求めることに決定した。 (3)記録の提出について <ul style="list-style-type: none"> ・堺市選挙管理委員会委員長に対し、平成29年9月24日執行の堺市長選挙における竹山修身候補者側の支出に対し、堺市が公費として負担した内容がわかる書類の提出を求めることに決

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<p>定した。</p> <p>(4)委員の派遣申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市議会会議規則第70条の規定に基づく委員の派遣申請について決定した。
第13回	令和元年12月24日(火) 14:00～	<p>(1)竹山修身氏に対する証人尋問及び記録の提出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から竹山修身氏との証人尋問日の日程調整状況等について報告した。 ・竹山修身氏代理人弁護士2名の連名で、12月12日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 ・竹山修身氏、竹山富美氏、渡井理恵氏代理人弁護士2名の連名で、12月23日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2)竹山修身氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月30日午前10時30分に竹山修身氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 ・補佐人同伴願の回答の提出期日について、令和2年1月16日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、令和2年1月16日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、令和2年1月20日午後5時までに委員長に通告することとした。 <p>(3)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪地方検察庁検事正に対し、令和2年1月17日までに、竹山修身氏及び渡井理恵氏、それぞれの第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についての訴訟記録の写しの提出を求めることに決定した。 <p>(4)渡井理恵氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員の意見陳述を行った。
第14回	令和元年12月25日(水) 10:00～	<p>(1)阪本圭氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再出頭の日時を証人と日程調整し、改めて委員会において決定すること、出頭の日程調整の回答期日を令和2年1月10日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 <p>(2)阪本圭氏に対する証人尋問事項(主尋問)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について令和元年11月8日の証人尋問の主尋問と同様とすることに決定した。
第15回	令和2年1月15日(水) 16:30～	<p>(1)阪本圭氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から阪本圭氏との証人尋問日の日程調整状況等について報告した。 <p>(2)阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月7日午前10時30分に阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。

回数	日程	協議内容・決定事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 ・補佐人同伴願の回答の提出期日について、1月22日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、1月22日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。
第16回	令和2年1月17日(金) 14:00～	<p>(1)竹山修身氏に対する証人尋問事項（主尋問）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することについて決定した。 <p>(2)1月30日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・証人尋問の時間は、委員長による主尋問を60分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うに当たっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・吉川興治氏を補佐人として同伴を認めることに決定した。 ・報道関係者による撮影（写真・テレビカメラ）及び録音については、開会から閉会まで認める。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。
第17回	令和2年1月22日(水) 16:30～	<p>(1)阪本圭氏に対する証人尋問事項（主尋問）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することについて決定した。 <p>(2)2月7日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・証人尋問の時間は、委員長による主尋問を60分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うに当たっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、1月24日の午後5時までに委員長に通告することとした。 ・新倉明氏を補佐人として同伴を認めることに決定した。 ・報道関係者による撮影（写真・テレビカメラ）及び録音につい

回数	日程	協議内容・決定事項
		ては、開会から証人の入室前までは許可し、その後は認めない。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。
第18回	令和2年1月28日(火) 14:00～	<p>(1)竹山修身氏からの要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏から、1月23日付けで、特別委員会傍聴許可について(要望)と題する文書が提出されており、その内容の報告があった。 ・1月30日の竹山修身氏に対する証人尋問において、阪本圭氏の補佐人である新倉明弁護士を本証人尋問に限り関係人として委員会室の入室を特別に認めることに決定した。 <p>(2)1月30日及び2月7日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月24日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式の写しを、証人席に用意することとした。 <p>(3)記録の提出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪地方検察庁検事正に対し、1月17日を期日として提出を求めている第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についての訴訟記録の写しについて、現時点では提出されていないとの報告を行った。
第19回	令和2年1月30日(木) 10:30～	<p>(1)竹山修身証人に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長による主尋問及び各委員から証人尋問を行った。
第20回	令和2年2月7日(金) 10:34～	<p>(1)大阪地方検察庁からの記録の提出請求に対する回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪地方検察庁検事正に対し、1月17日を期日として提出を求めていた第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についての訴訟記録の写しについて、1月31日付けで、地方自治法第100条第1項に規定する当該調査を行うため特に必要があると認めるに足る理由が明らかでないため、同請求には応じられないとの回答があった旨の報告があった。 <p>(2)1月30日の竹山修身氏に対する証人尋問における竹山証人の証言の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証言を拒否された事項について、証言拒否の理由が正当と認めることについて起立採決を行い、正当な理由に該当しないことに決定した。 <p>(3)阪本圭証人に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長による主尋問及び各委員から証人尋問を行った。 ・証言を拒否された事項について、証言拒否の理由が正当と認めることについて起立採決を行い、正当な理由に該当しないことに決定した。 <p>(4)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納責任者阪本圭氏に対し、2月28日までに、平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他、出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・会計責任者竹山富美氏に対し、2月28日までに、後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他、出納状況がわかる書類一

回数	日 程	協議内容・決定事項
第 21 回	令和 2 年 5 月 7 日 (木) 13:00～	<p>式の写しの提出を求めることに決定した。</p> <p>(1) 竹山修身氏及び阪本圭氏の代理人弁護士からの意見書について ・ 竹山修身氏、阪本圭氏代理人弁護士 2 名の連名で、4 月 13 日付けで、意見書が提出されており、その内容の報告があった。</p> <p>(2) 竹山修身証人と阪本圭証人による証言の比較・分析について ・ 竹山修身証人の証言内容（1 月 30 日）と阪本圭証人の証言内容（2 月 7 日）を比較し、相違点や疑問点などがないかどうか、分析を行った。</p> <p>(3) 阪本圭氏に対する証人出頭請求について ・ 阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・ 証人出頭にかかる日程調整についての回答期日を 6 月 3 日午後 5 時、郵送の場合は必着とすることに決定した。</p> <p>(4) 記録の提出状況について ・ 竹山富美氏代理人弁護士から、2 月 28 日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 ・ 阪本圭氏代理人弁護士から、2 月 28 日付けで、上申書が提出されており、その内容の報告があった。</p> <p>(5) 記録の提出について ・ 堺市選挙管理委員会委員長に対し、平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書第 3 回分及び領収書等添付書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 ・ 堺市選挙管理委員会委員長に対し、平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙に係る竹山修身候補者側から提出された候補者届、報酬を支給する者の届出書、出納責任者選任届、選挙事務所設置届、選挙事務所異動届、公営個人演説会開催申出書、選挙運動用ビラ届出書の写しの提出を求めることに決定した。 ・ 大阪府選挙管理委員会委員長に対し、「竹山おさみ連合後援会」より提出された令和 2 年 4 月 20 日に提出があった平成 29 年及び平成 30 年分の収支報告書に係る訂正願及び領収書等添付書類一式の写しの提出を求めることに決定した。</p> <p>(6) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく記録の提出について ・ 出納責任者阪本圭氏に対し、5 月 25 日までに、平成 29 年 10 月 6 日（第 1 回分）及び平成 29 年 11 月 16 日（第 2 回分）時点の平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他、出納状況がわかる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。</p> <p>(7) 堺市選挙管理委員会に対する照会事項について ・ 堺市選挙管理委員会委員長に対し、5 月 22 日までに、収支報告書、会計帳簿作成の根拠規定及び、所定の様式、記載方法等の規定等について及び収支報告書の提出期限及び、その期限以降の提出可能期限について照会することに決定した。</p>
第 22 回	令和 2 年 6 月 9 日 (火) 13:00～	<p>(1) 阪本圭氏の証人出頭に向けた対応について ・ 阪本圭氏代理人弁護士 2 名の連名で、5 月 25 日付けで、上申</p>

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<p>書が提出されており、その内容の報告があった。</p> <p>(2) 阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月15日午前10時30分に阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 ・ 証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 ・ 補佐人同伴願の回答の提出期日について、6月19日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・ 証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、6月19日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 ・ 尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、6月19日午後5時までに委員長に通告することとした。 <p>(3) 記録の提出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪本圭氏代理人弁護士から、5月22日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(4) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納責任者阪本圭氏に対し、6月23日までに、令和2年4月10日に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出を求めることに決定した。 <p>(5) 記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府選挙管理委員会委員長に対し、「竹山おさみ連合後援会」から令和2年3月に提出された届出事項等の異動届の写しの提出を求めることに決定した。
第23回	令和2年7月7日(火) 10:30～	<p>(1) 阪本圭氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪本圭氏代理人弁護士2名の連名で、6月18日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 ・ 阪本圭氏から、6月18日付けで、報告書が提出されており、その内容について報告があった。 <p>(2) 阪本圭氏に対する証人尋問事項（主尋問）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・ 主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することについて決定した。 <p>(3) 7月15日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・ 証人尋問の時間は、委員長による主尋問を90分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・ 主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・ 各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うにあたっては、委員長の議事整理権に委ねることを

回数	日程	協議内容・決定事項
		<p>決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証人尋問当日に証人が補佐人同伴願を提出した場合には、当日の委員会の冒頭でこれを許可するかどうか採決を行うことに決定した。 報道関係者による撮影（写真・テレビカメラ）及び録音については、開会から証人の入室前まで許可し、その後は認めない。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。
第 24 回	令和 2 年 7 月 15 日 (水) 10:30～	<p>(1) 阪本圭証人に対する証人尋問の取扱いについて （本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず）</p> <p>(2) 阪本圭氏の代理人弁護士からの意見書について</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪本圭氏代理人弁護士 2 名の連名で、7 月 14 日付けで、意見書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(3) 阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 証人出頭にかかる日程調整についての回答期日を、7 月 31 日午後 5 時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 <p>(4) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏に対し、7 月 31 日までに、タケヤマオサミ名義で振込が行われた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ 銀行塚本支店の口座の通帳または取引明細書の写しの提出を求めることに決定した。 大阪地方検察庁検事正に対し、7 月 31 日までに、竹山修身氏の第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についてのタケヤマオサミ名義で振込が行われた銀行口座に関する訴訟記録の写しの提出を求めることに決定した。 <p>(5) 記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 堺市長に対し、7 月 22 日までに竹山修身前市長より提出された保存されている全ての資産等報告書の写しの提出を求めることに決定した。
第 25 回	令和 2 年 8 月 4 日 (火) 14:00～	<p>(1) 阪本圭氏の証人出頭に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏及び阪本圭氏代理人弁護士 2 名の連名で、7 月 30 日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2) 阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 月 13 日午前 10 時 30 分に阪本圭氏を証人として出頭を求めることに決定した。 証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 補佐人同伴願の回答の提出期日について、8 月 31 日午後 5 時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、8 月 31 日午後 5 時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、

回数	日程	協議内容・決定事項
		<p>9月17日午後5時までに委員長に通告することとした。</p> <p>(3)記録の提出請求の状況報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏及び阪本圭氏代理人弁護士2名の連名で、7月30日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(4)竹山修身氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏を証人として出頭を求めることに決定した。 証人出頭にかかる日程調整についての回答期日を8月31日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 <p>(5)本委員会としての見解について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年8月21日付け、竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会についてと題する申入書から、令和2年7月30日付け、回答書に至るまでの竹山修身氏側の主張に対し、見解が相違するため、委員長から本委員会としての見解を述べた。
第26回	令和2年9月3日(木) 11:30～	<p>(1)竹山修身氏の証人出頭に向けた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏及び阪本圭氏代理人弁護士2名の連名で、8月26日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2)竹山修身氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月20日午前10時30分に竹山修身氏を証人として出頭を求めることに決定した。 証人出頭請求書に記載する証言を求める事項について正副委員長案のとおり証人に通知することに決定した。 補佐人同伴願の回答の提出期日について、9月25日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 証人尋問における撮影、録音及びインターネット中継についての回答の提出期日について、9月25日午後5時、郵送の場合は必着とすることに決定した。 尋問を実施する委員については、尋問を行う具体的な項目を、9月17日午後5時までに委員長に通告することとした。 <p>(3)阪本圭氏に対する証人出頭請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月4日の委員会において決定した阪本圭氏に対する証言を求める事項を変更し、改めて通知することを決定した。
第27回	令和2年10月8日(木) 10:30～	<p>(1)竹山修身氏及び阪本圭氏に対する証人尋問について</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹山修身氏及び阪本圭氏代理人弁護士2名の連名で、9月15日付けで、回答書が提出されており、その内容の報告があった。 <p>(2)阪本圭氏に対する証人尋問事項(主尋問)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することについて決定した。 <p>(3)10月13日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 証人尋問の時間は、委員長による主尋問を90分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 主尋問以外の委員の発言順序について決定した。

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うにあたっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・証人尋問当日に証人が補佐人同伴願を提出した場合には、当日の委員会の冒頭でこれを許可するかどうか採決を行うことに決定した。 ・報道関係者による撮影（写真・テレビカメラ）及び録音については、開会から証人の入室前まで許可し、その後は認めない。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。 <p>(4) 竹山修身氏に対する証人尋問事項（主尋問）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主尋問の事項について正副委員長案のとおり決定した。 ・主尋問の事項及び委員の主な質問項目について、事前に証人に送付することについて決定した。 <p>(5) 10月20日の委員会運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね午後5時までに委員会を終了することに決定した。 ・証人尋問の時間は、委員長による主尋問を90分とする。各委員の尋問時間については、各会派においては、委員長を除く会派構成委員数×20分以内とし、会派に属さない委員は20分以内とすることに決定した。 ・主尋問以外の委員の発言順序について決定した。 ・各委員の質問終了後、追加の質問がある場合は、各会派等の残時間及び質問通告の範囲内において質問を許可する。ただし、再質問を行うにあたっては、委員長の議事整理権に委ねることを決定した。 ・証人尋問当日に証人が補佐人同伴願を提出した場合には、当日の委員会の冒頭でこれを許可するかどうか採決を行うことに決定した。 ・報道関係者による撮影（写真・テレビカメラ）及び録音については、開会から閉会まで認める。インターネット中継についても同様の扱いとすることに決定した。 <p>(6) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱UFJ銀行塚本支店に対し、10月30日までに、タケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の名義人が分かる資料の提出を求めることに決定した。
第28回	令和2年10月13日(火) 10:30～	<p>(1) 阪本圭証人に対する証人尋問の取扱いについて (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず)</p> <p>(2) 堺市選挙管理委員会への調査照会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月20日の委員会において、堺市選挙管理委員会への調査照会事項を決定し、その後、堺市選挙管理委員会に対し委員会への出席を要請し質疑を行うことに決定した。

回数	日 程	協議内容・決定事項
第 29 回	令和 2 年 10 月 20 日 (火) 10:30～	<p>(1) 竹山修身証人に対する証人尋問の取扱いについて (本委員会を開催するも、出頭しないため実施できず)</p> <p>(2) 堺市選挙管理委員会への調査照会について ・ 堺市選挙管理委員会委員長に対し、回答期日を 10 月 30 日までとして照会を行うことに決定した。 ・ 堺市選挙管理委員会に対し出席を要請し、11 月 12 日の委員会において質疑を行うことに決定した。</p> <p>(3) 11 月 12 日の委員会運営について ・ 質疑時間は全体で 90 分程度とすることに決定した。 ・ 委員の発言順序について決定した。 ・ 質疑は、堺市選挙管理委員会への調査照会事項等の照会内容に関連した内容で行うことに決定した。 ・ 全ての質疑者の質疑終了後、追加の質疑がある場合、委員長の議事整理権において、関連する内容に限り、質疑を許可することに決定した。</p> <p>(4) 記録の提出状況について ・ 三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱UFJ銀行塚本支店に対し、10 月 30 日を期日として提出を求めていたタケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の名義人が分かる資料について、請求した一部の金融機関から、請求対象の取引を行ったATM取扱店に対し、振込依頼人名、出金した金融機関名、口座名義人、口座番号を照会し、その情報の提供を請求されたいとの回答があった旨の報告があった。</p> <p>(5) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく記録の提出について ・ 三井住友銀行堺支店、三井住友銀行ATMサービス西日本、関西みらい銀行堺東支店、りそな銀行上六支店、りそな銀行堺東支店に対し、10 月 27 日までに、三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店に請求したタケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の振込依頼人名、出金した金融機関名、口座名義人、口座番号が分かる資料の提出を求めることに決定した。</p>
第 30 回	令和 2 年 11 月 12 日 (木) 11:00～	<p>(1) 堺市選挙管理委員会への調査照会について ・ 堺市選挙管理委員会事務局長及び堺市選挙管理委員会事務局次長の出席のもと、照会事項について各委員より質疑を行った。</p> <p>(2) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づき請求した記録の提出拒否についてのその正当理由の存否の決定について ・ 地方自治法第 100 条第 1 項に基づき請求した記録のうち、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏に対し請求した記録の提出について、提出がなされなかった理由が正当かどうかの判断を行った。</p> <p>① 竹山修身氏に請求した記録の提出がなされなかった件 (3 件) ・ 正当な理由に該当する …………… 1 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 2 件</p> <p>② 阪本圭氏に請求した記録の提出がなされなかった件 (5 件)</p>

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由に該当する …… 0 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 5 件 ③竹山富美氏に請求した記録の提出がなされなかった件 (5 件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由に該当する …… 2 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 3 件 ④渡井理恵氏に請求した記録の提出がなされなかった件 (1 件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由に該当する …… 0 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 1 件 <p>(3) 不出頭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の 2 件の出頭請求に対する不出頭については正当理由の存否の判断を行わないこととすることに決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ①竹山修身氏……令和元年 11 月 5 日 ②阪本圭氏……令和元年 11 月 8 日 ・ 竹山修身氏及び阪本圭氏に対し、地方自治法第 100 条第 1 項に基づく出頭請求について、不出頭であった理由が正当かどうかの判断を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①竹山修身氏への出頭請求に対する不出頭について (1 件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由に該当する …… 0 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 1 件 ②阪本圭氏への出頭請求に対する不出頭について (2 件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由に該当する …… 0 件 ・ 正当な理由に該当しない …… 2 件
第 31 回	令和 2 年 12 月 15 日 (火) 10:30～	<p>(1) 竹山修身氏に対する告発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がなく不出頭であった件 (1 件)、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件 (2 件)、正当な理由がなく証言を拒んだ件 (1 件)、計 4 件について、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき、告発することに決定した。 <p>(2) 阪本圭氏に対する告発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がなく不出頭であった件 (2 件)、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件 (5 件)、正当な理由がなく証言を拒んだ件 (1 件)、計 8 件について、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき、告発することに決定した。 <p>(3) 竹山富美氏に対する告発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件 (3 件) について、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき、告発することに決定した。 <p>(4) 渡井理恵氏に対する告発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件 (1 件) について、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき、告発することに決定した。 <p>(5) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づき大阪地方検察庁へ請求した記録の不提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪地方検察庁検事正に対し、令和 2 年 1 月 17 日を期日とし

回数	日 程	協議内容・決定事項
		<p>て提出を求めた竹山修身氏及び渡井理恵氏それぞれの第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についての訴訟記録の写しの不提出について、正当理由の存否についての判断を行わないこととすることに決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪地方検察庁検事正に対し、令和2年7月31日を期日として提出を求めた竹山修身氏の第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についてのタケヤマオサミ名義で振込が行われた銀行口座に関する訴訟記録の写しの不提出について、正当理由の存否についての判断を行わないこととすることに決定した。 <p>(6) 告発議案の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏に対する告発の議案を提出することに決定した。 ・委員長から、同日付けで、堺市議会会議規則第13条第2項に基づき、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号として議長へ議案を提出することの報告があった。
第32回	令和2年12月22日(火) 16:30～	<p>(1) 堺市選挙管理委員会への調査照会に対する回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市選挙管理委員会委員長から、12月22日付けで、選挙運動費用収支報告書の記載について(報告)と題する文書が提出されており、その内容の報告があった。 ・堺市選挙管理委員会への調査照会は終了することに決定した。 <p>(2) 記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市選挙管理委員会委員長に対し、平成29年9月24日執行堺市長選挙の選挙運動費用収支報告書の第1回分、第2回分、第3回分の訂正された選挙運動費用収支報告書及び添付書類一式の写しの提出を求めることに決定した。
第33回	令和2年1月26日(火) 10:30～	<p>(1) 本委員会の調査報告書(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書について正副委員長案のとおり決定した。 <p>(2) 地方自治法第100条第1項に基づき提出された記録の返還について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪本圭氏に対し提出を求めた平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他、出納状況がわかる書類一式の写しを返還することに決定した。 ・三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱UFJ銀行塚本支店に対し提出を求めたタケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の名義人が分かる資料を返還することに決定した。 ・三井住友銀行堺支店、三井住友銀行ATMサービス西日本、関西みらい銀行堺東支店、りそな銀行上六支店、りそな銀行堺東支店に対し提出を求めた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店に請求したタケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の振込依頼人名、出金した金融機関名、口座名義人、口座番号が分かる資料を返還することに決定した。

5. 委員会として調査すべき事項・内容等の論点整理

本委員会において、平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告が、公職選挙法の本旨に則り適正に行われていたか調査するため、どのように調査を進めるべきか、第 2 回委員会（令和元年 7 月 16 日）において協議を行った。

まず、委員会として調査すべきと考える事項、内容等を各委員が提出し、その内容が当該普通地方公共団体の事務に該当し、本委員会で調査を行うことについて、法律上問題がないかリーガルチェックを行うなど精査していくことにより、論点整理を進めていくこととなった。

論点整理を行うに当たり、法的助言を受けたうえ、次のとおり整理・検討し、委員間で協議を重ねた。

【論点整理を行うに当たり整理・検討した内容】

調査事項として、「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」を議決し調査を行うが、地方自治法第 100 条によれば、普通地方公共団体の議会は、「当該普通地方公共団体の事務」に関する調査を行うことができるとされている。よって、まず、抽象的にみて、本調査事項が「当該地方公共団体の事務」に当たるのか。

具体的な調査権の行使に当たり、本調査事項の具体的な範囲、すなわち、何を調査の対象とし（調査対象）、どのようなことを明らかにするか（調査目的）が、地方自治法第 100 条に規定された「調査」に該当する必要がある。これは、現在、具体的な調査内容が「調査」に当たるかの問題である。そこで、「調査」の内容を明らかにする必要がある。

調査権の行使に当たって、調査の対象又は基礎資料が、疑惑の端緒となった政治資金規正法第 12 条に基づく収支報告書の記載内容及び及ぶ場合には、同報告書の提出先が大阪府選挙管理委員会であり、同委員会がその要旨の公表、保存及び閲覧に供すること、監督上の措置を行う権限があることなどから、同報告書にかかる事務は大阪府の事務の範囲にあることになるので、調査権の行使には一定の限界があると解される。そこで、調査権行使の限界を画する上で考慮すべきことを明らかにする必要がある。

本調査事項が「当該地方公共団体の事務」に当たるのか。

本調査事項は、堺市長選挙にかかる選挙運動にかかる収入及び支出の報告を対象にしているところ、市長選挙にかかる収支の報告に関する事務が、堺市の事務に当たるかが問題になる。

この点、市町村には選挙管理委員会が設置され、首長の選挙に関する事務を担うことになっており、同委員会は、首長の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出を受け、これを公表、保存及び閲覧に供するとともに、必要に応じ、報告又は資料の提供を求める等の権限がある。

したがって、堺市長選挙にかかる収支の報告に関する事務が、堺市の事務に当たるものといえると考えられる。

次に、本委員会の調査内容が「調査」に当たるのか。

調査内容は、収入又は支出の対象若しくは科目等により、大きく、「1 選挙運動費用について（全般）」、「2 寄附について」、「3 車上運動員について」、「4 選挙事務所関連」及び「5 そ

の他」の категорияで整理した。ここで、調査内容について、概ね内容の共通する疑問又は類型的に多く見られる疑問を抽出すれば、本来、堺市長選挙における竹山修身前堺市長にかかる収支報告書に計上すべき対象（科目）が計上されず、政治資金規正法第 12 条に基づく竹山修身前堺市長の政治団体にかかる収支報告書に計上されているのではないか、若しくは二重計上されているのではないか、同一の支出対象について選挙運動費用収支報告書の単価と各政治資金収支報告書の単価とが異なるのではないか、などの疑問が挙げられる。

これらの疑問に基づく取調べが地方自治法第 100 条に規定された「調査」に該当するか、「調査」の内容が問題となる。

地方自治法第 100 条に基づく調査権は、地方議会が執行機関を監視監督するに当たり、地方議会の機能を十分に行使するために認められた権限であって、調査権の目的は、地方公共団体の事務にかかわる不祥事等の発生に対し、犯罪捜査を目的とするものではなく、その背景や事務の執行が適正に行われていたかを明らかにし、ひいては再発防止等を図ることにあると解されている。

調査内容について、①調査の対象が、地方公共団体の事務の範囲内にあり、また、②地方議会が監視監督すべき執行機関の所管事項であって、③調査目的が、事件の真相の解明による行政の適正な執行の確保等にある限り、「調査」として認められるものとする。

これを調査内容についてみれば、①調査対象が、選挙運動費用収支報告書の記載内容又はこれから理解・推知される事実であるところ、これらは堺市の選挙に関する事務の要素を構成するものであり、また、②選挙運動費用収支報告書は、堺市選挙管理委員会に提出され、同委員会は、同報告書を管理し、必要に応じ調査権を行使すべきものであることから、同委員会の所管事項に該当し、かつ、議会の検査対象の例外とされる事項に当たらないことから、堺市議会が監視監督すべきであって、③調査目的が、各政治資金収支報告書における記載内容の再三の訂正等を端緒としつつも、選挙運動費用収支報告書の記載内容及びこれに関連する竹山修身前堺市長の市長選にかかる選挙運動とその資金にまつわる疑惑の真相の解明による、堺市選挙管理委員会の選挙に関する事務にかかる行政の適正な執行の確保等にある限り、調査内容は「調査」として認められると考える。

次に、調査権行使の限界を画する上で考慮すべきことは、各政治資金収支報告書にかかる事務が、前述のとおり大阪府の事務の範囲にあることである。このことを表面的・形式的に捉えれば、堺市の事務に当たらないことから、堺市議会との関係で、地方自治法第 100 条に規定された「調査」が及ばないものとも見える。

しかし、実際、同報告書が対象とする収支の報告内容の作成主体は、大阪府下の区域において主として活動を行う政治団体であり、その中には、堺市において活動を行う政治団体もある。

また、当該政治団体は、堺市における日常の政治活動だけでなく、議会議員又は市長選挙における選挙運動の人的・経済的な基礎をなすものである。特に、資金管理団体にあつては、その経済的な役割は顕著である。当該政治団体の活動は、堺市における住民自治の根幹に関わるものである。

しかも、堺市長選挙にかかる選挙運動費用収支報告に関する事務は堺市の事務であるところ、同報告の内容は関連する政治団体の政治資金収支報告の内容と密接な関連性・連続性を有するものであり、記載内容の真実性及び正確性を調査するためには、関連する政治団体の政治資金収支報告書も調査対象とする必要がある。

したがって、堺市選挙管理委員会の行政執行の監視監督のために必要な範囲で大阪府に提出された政治資金収支報告書を調査の対象とすることも許容されてしかるべきと考える。

もつとも、大阪府に属する事務については、本市議会の行政執行の監視監督の対象とならないため、大阪府選挙管理委員会の政治資金にかかる事務そのものの執行上の問題点を調査目的にし、又は、これと同様の効果をもたらすような形で調査権を行使することは差し控えるべきものとする。

以上のとおり、本委員会の調査については、地方自治法第 100 条の調査権の範囲内であることの確認を行った。

今後の調査の進め方については、論点整理後に調査する事項、内容等について証人尋問の必要性の合意形成を図っていくこととした。

各委員から提出された調査すべき事項、内容等について、第 3 回委員会（令和元年 7 月 30 日）において協議し、第 4 回委員会（令和元年 8 月 14 日）において論点整理を行い、委員会として調査を進める事項を決定した。

※論点整理表：参考資料 17-1 参照

6. 証人尋問

6-1 竹山修身氏に対する証人尋問

6-1-1 出頭請求の経過（詳細は会議録参照）

出頭請求の経過
令和元年8月21日(水)、第5回委員会において証人として出頭を求めることを決定した。 一方、竹山修身氏の代理人弁護士から議長宛てに「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題し、堺市議会が議決した竹山修身氏の選挙資金問題等の調査は、地方自治法第100条の規定を逸脱し、議会の権限濫用であると主張する内容の意見書がファクスで送付されてきた。(文書の原本は翌日8月22日簡易書留で郵送され、議長宛てに提出された要望書として受理)
令和元年8月22日(木)、出頭日の調整のため、住所地へ郵便受けに配達され記録が残る特定記録郵便により「連絡をいただきたい旨」の文書を送付した。8月23日に到着したことを確認した。 さらに、竹山修身氏に架電したところ、竹山修身氏は、8月21日に代理人弁護士から議長宛てにファクス、郵送で文書を送ったとおりであり、堺市に関係なく集めた資金を選挙運動のため使用することは、堺市の事務とは関係がないものであるため、出頭するつもりはない。したがって、日程調整は必要なく、文書で送ってもらえれば、リーガルチェックの後、文書で回答するとの返答であった。
令和元年8月27日(木)、竹山修身氏に対し、8月22日に送付した日程調整の文書を見たのか確認し、見たということであったので、前回送付したものは日程調整の回答期日を設けていなかったため、再度同じ内容のもの9月4日を回答の期日として送付することを告げた。竹山修身氏は期日までに、リーガルチェックして、文書を送付する旨答えた。同日、日程調整の回答期日を9月4日とすることを明示した文書を特定記録郵便で送付した。(8月28日(金)に到達)
令和元年8月30日(金)、竹山修身氏代理人弁護士から、陳情書及び日程調整への回答書(8月29日付)が堺市議会議長宛て郵送されてきた。内容は、先に送付されてきた意見書と同様、議会の権限濫用とするものであり、証人出頭の目的理由が書面で説明されるまでは、日程調整は留保するというものであった。
令和元年9月6日(金)、第6回委員会において証人として11月5日午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(9月7日(土)に到達)
令和元年10月3日(木)、竹山修身氏代理人弁護士から、補佐人同伴願について等(回答)と題する文書が議長宛てに送付され、竹山修身氏の見解は、8月21日付意見書、8月29日付陳情書及び回答書に記載のとおりであり、堺市議会からの書面による回答がない現状では、補佐人同伴願の提出等を留保するとの内容であった。
令和元年10月24日(木)、第9回委員会において竹山修身氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することについて決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(10月25日(金)に到達)
令和元年11月5日(火)、第10回委員会を開催したが、竹山修身氏が出頭しなかったため証人尋問を実施できなかった。

<p>令和元年11月8日(金)、第11回委員会において竹山修身氏の再出頭を決定した。</p>
<p>令和元年11月28日(木)、第12回委員会において竹山修身氏の再出頭を求めるにあたり、日程調整の文書を送付することを決定し、同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(11月29日(金)に到達)</p>
<p>令和元年12月13日(金)、12月12日付で竹山修身氏の代理人弁護士2名から、堺市議会議長、堺市議会事務局長宛ての回答文書が送付されてきた。委員会において堺市の事務をどのように適正化しようと企図しているのかを具体的に説明されるまでは、証人出頭の日程調整を留保する旨の内容であった。</p>
<p>竹山修身氏の代理人弁護士から提出されていた陳情書は令和元年12月18日(水)に議会運営委員会において審査され、12月20日に回答を送付し、12月21日に到達した。</p> <p>令和元年12月23日(月)に竹山修身氏から架電があり、陳情書の回答を受領したとのこと、回答書を代理人弁護士からファクス及び郵送で送付するとのことであった。</p>
<p>竹山修身氏代理人弁護士から、令和元年12月23日(月)にファクスで12月24日(火)に回答書の原本が送付されてきた。証人出頭請求については、堺市議会が堺市選挙管理委員会の事務に関し、適正に執行されているかどうかという観点から調査すること自体は、堺市議会の権限の範囲内であるので、政治団体に関するものを除いて、堺市選挙管理委員会の権限の及ぶ範囲の事項について協力する、証人として出頭する日は令和2年1月30日を希望するとの回答内容であった</p> <p>令和元年12月24日(火)、第13回委員会において、証人として令和2年1月30日(木)午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(12月25日(水)に到達)</p>
<p>令和2年1月17日(金)、第16回委員会において竹山修身氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(1月18日(土)に到達)</p>
<p>令和2年1月20日(月)に竹山修身氏から架電があり、共同弁護士2名のうち1名は補佐人で、もう1名の弁護士については阪本圭氏の補佐人でもあり、委員会の傍聴を希望するとの内容であった。書面にて要望内容を提出することを求め、1月24日に堺市議会議長宛てに書面(1月23日付)にて郵送された。</p>
<p>令和2年1月28日(火)、第18回委員会において阪本圭氏の補佐人である弁護士を1月30日の証人尋問に限り傍聴を許可することを決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に回答を送付した。(1月29日(水)に到達)</p>
<p>令和2年1月30日(木)、第19回委員会を開催し、竹山修身氏への証人尋問を実施した。</p>

6-1-2 尋問事項

第10回委員会(令和元年11月5日)及び第19回委員会(令和2年1月30日)

証言を求める事項
<p>1. 堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入および支出に関する次の事項</p> <p>(1) 選挙運動費用収支報告について</p> <p>① 選挙に要した費用の実態について(確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告も含めて)</p> <p>② 選挙運動費用収支報告と後援団体収支報告において、二重計上された領収書及びその原因調査について</p>

- ③市長選挙の選挙費用と政治資金との関係について
 - ④市長選挙の選挙費用と政治資金がどのように管理されていたのか
 - ⑤選挙費用の背景となる政治資金の収支報告書において、巨額の記載漏れが発生したのはなぜか
 - ⑥政治資金規正法及び公職選挙法の関係規定について、竹山前市長はどのような認識を持っていたか
 - ⑦政治資金規正法及び公職選挙法の関係規定について、実際の管理者に対して認識をどのように促したのか
 - ⑧確認団体の収支報告書の訂正が提出されるごとに記載額が変遷していることについて
 - ⑨確認団体が平成 29 年 10 月 6 日時点で支出が収入を上回っていることについて
 - ⑩竹山選対としての選挙収支と確認団体収支の仕分けの基準について
 - ⑪後援団体と資金管理団体間の不自然な資金移動について
- (2) 寄附について
- ①個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について（選挙運動費用、確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告）
 - ②個人からの寄附の状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）
- (3) 車上運動員について
- ①車上運動員の稼働状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）
 - ②車上運動員報酬について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）
- (4) 選挙事務所関連について
- ①選挙事務所の実態及びその費用について
 - ②事務所借上料について
 - ③事務所レンタル備品（平成 29 年 8 月 30 日付立候補準備金として計上されている 402,150 円）について

6-1-3 再出頭請求の経過（詳細は会議録参照）

再出頭請求の経過
<p>令和2年1月30日(木)の竹山修身氏及び、令和2年2月7日(金)の阪本圭氏への証人尋問後、竹山修身氏・阪本圭氏代理人弁護士から、意見書(4月13日付)が堺市議会議長宛てに郵送されてきた。内容は、証人尋問の質問内容が、先に送付した意見書と同様、調査権限を逸脱する、また、証人尋問で指摘を受け調査し修正すべき事項は4月10日に堺市選挙管理委員会へ選挙運動費用収支報告書を提出し受理されている、速やかに調査を終結されることを求めると主張する内容であった。</p>
<p>令和2年1月30日(木)に行った竹山修身氏及び令和2年2月7日(金)に行った阪本圭氏に対する証人尋問でのそれぞれの証言について、比較・分析を行った。令和2年5月7日(木)、第21回委員会において、両氏の証言内容について、各委員から提出された相違点、疑問点をまとめ、あわせて阪本圭氏が2月7日の証人尋問において調査・検討するとした内容も整理した。</p>
<p>阪本圭氏は令和2年2月7日(金)の証人尋問において選挙運動費用は現金で管理していたと証言していたが、タケヤマオサミ名義で振込が行われた振込明細書が複数あるなど新たな事実が発見されたため、令和2年8月4日(火)、第25回委員会において、竹山修身氏に証人尋問を行うことを決定した。竹山修身氏の出頭を求めるにあたり、日程調整の文書を送付することを決定し、同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(8月5日(水)に到達)</p>
<p>令和2年8月27日(水)に回答書(8月26日付)が堺市議会議長、堺市議会事務局長宛てに郵送されてきた。内容は本委員会の調査する目的から乖離し調査権限を逸脱して濫用しており、日程調整には応じないとの主張であった。</p>
<p>令和2年9月3日(木)、第26回委員会において、証人として令和2年10月20日(火)午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で竹山修身氏に送付した。(9月4日(金)に到達)</p>
<p>令和2年9月16日(水)に回答書(9月15日付)が堺市議会議長宛てに郵送されてきた。内容は本委員会の調査は8月26日付提出した回答のとおりであり、出頭請求には応じないとのことであった。</p>
<p>令和2年10月8日(木)、第27回委員会において竹山修身氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。即日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(10月9日(金)に到達)</p>
<p>令和2年10月20日(火)、第29回委員会を開催したが、竹山修身氏が出頭しなかったため証人尋問を実施できなかった。</p>

6-1-4 尋問事項

第29回委員会（令和2年10月20日）

証言を求める事項
<p>1. 堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入および支出に関する次の事項</p> <p>(1) 選挙運動費用収支報告について</p> <p>① 選挙に要した費用の実態について（確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告も含めて）</p> <p>② 選挙運動費用収支報告と後援団体収支報告において、二重計上された領収書及びその原因調査について</p>

<p>③竹山選対としての選挙収支と確認団体収支の仕分けの基準について</p> <p>(2) 寄附について</p> <p>①個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について（選挙運動費用、確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告）</p> <p>②個人からの寄附の状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>(3) 車上運動員について</p> <p>①車上運動員の稼働状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>②車上運動員報酬について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>(4) 選挙事務所関連について</p> <p>①選挙事務所の実態及びその費用について</p> <p>②事務所借上料について</p> <p>③事務所レンタル備品（平成 29 年 8 月 30 日付立候補準備金として計上されている 402,150 円）について</p> <p>2. 令和 2 年 1 月 30 日の竹山修身証人への証人尋問における証言内容と、令和 2 年 2 月 7 日の阪本圭証人への証人尋問における証言内容に関する次の事項</p> <p>(1) 証言内容の相違している事項等について</p> <p>(2) 令和 2 年 4 月 10 日に提出された選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）について</p> <p>(3) 令和 2 年 7 月 30 日付け竹山修身氏代理人弁護士からの回答書説明内容について</p>
--

委員長の主尋問	
池田委員長	<p>令和 2 年 1 月 30 日の竹山証人への証人尋問及び、2 月 7 日の阪本圭氏への証人尋問において証言された内容、記録の提出請求資料及び令和 2 年 4 月 10 日に出納責任者 阪本圭氏が堺市選挙管理委員会に提出された平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）に関して、お尋ねしますので、お答えください。</p> <p>1. それではまず、選挙運動費用収支報告書の記載方法についてお伺いします。</p> <p>①平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙において、堺市選挙管理委員会から「収支報告書の作成要領」が候補者に配布されています。「5 支出の部」の P6 には公費負担相当額の記載方法が掲載されています。支出については、公費相当負担分を記載する必要があります。</p> <p>阪本圭氏が堺市選挙管理委員会に提出した平成 29 年 10 月 6 日（第 1 回分）及び 11 月 16 日（第 2 回分）選挙運動費用収支報告書では、支出の部に計上した公費負担相当額について、収入の部の自己資金の額を増やしています。</p> <p>この事実記載に間違いはないですか。</p> <p>②平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙において、堺市選挙管理委員会から「収支報告書の作成要領」が候補者に配布されています。収入については、公費負担相当分を記載する必要がありません。</p> <p>選挙当時、このようなルールを知っていましたか。</p> <p>2. 次に、令和 2 年 2 月 28 日に阪本圭氏から提出された「会計帳簿」に関してお伺いします。</p> <p>①阪本圭氏に「会計帳簿」を作成するように指示しましたか。</p> <p>②阪本圭氏は、令和 2 年 2 月 7 日の証人尋問において、選挙運動費用の出納事務に関して出納簿、会計帳簿は、現在どこにあるのかを尋ねられ、「出納簿、会計帳簿は竹山後援会にある」と証言しています。</p>

	<p>阪本圭氏が竹山後援会にあると証言した会計帳簿は、誰が、どこで、いつからいつまで、保管していたのか、明確にお答えください。</p> <p>③阪本圭氏が竹山後援会にあると証言した会計帳簿について、なぜ竹山証人の後援会にあるのか、その理由をお答えください。</p> <p>④阪本圭氏は、令和2年5月22日付回答書で、「令和2年2月28日付け上申書のとおり、会計帳簿は既に提出したとおりで、その他提出を求められている書類はありません」と回答しています。</p> <p>竹山証人は、阪本圭氏が提出した帳簿を見ましたか。</p> <p>3. 次に、選挙運動費用収支報告書「収入の部」の竹山証人の自己資金に関してお伺いします。</p> <p>①竹山証人は自己資金については、令和2年1月30日の証人尋問において、手持ちの現金を平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」を竹山修身氏自身の代わりの者が出納責任者（阪本圭氏）へ渡したと証言しています。</p> <p>この証言に間違いはないですか。</p> <p>②平成29年10月6日（第1回分）及び11月16日（第2回分）に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書では、平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」と記載されています。</p> <p>これらの記載事実に間違いはないですか。</p> <p>③令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿では、竹山証人の自己資金の金額については、平成29年8月25日には「300万円」、平成29年9月15日には「100万円」と記載されています。</p> <p>竹山証人は自己資金については、1月30日の証人尋問において、手持ちの現金を平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」を竹山修身氏自身の代わりの者が出納責任者（阪本圭氏）へ渡したと証言しています。</p> <p>竹山証人が自己資金を渡した日付、金額は、阪本圭氏から提出された帳簿と相違しますが、その理由をお答えください。</p> <p>④竹山証人は自己資金については、1月30日の証人尋問において、手持ちの現金を平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」を竹山修身氏自身の代わりの者が出納責任者（阪本圭氏）へ渡したと証言しています。</p> <p>阪本圭氏は、2月7日の証人尋問において、自己資金について、「選対本部長から、もう少し大きい数字、丸い数字でいただいた。」「300万円ぐらい」「100万円ぐらい」と証言しています。</p> <p>竹山証人が自己資金を渡した金額は、阪本圭氏の証言と相違しますが、その理由をお答えください。</p> <p>⑤竹山証人が実際に拠出した自己資金の金額、日付、誰に渡したのかをそれぞれ明確にお答えください。</p> <p>⑥竹山証人は自己資金について、1月30日の証人尋問において、「余剰分の自己資金は戻ってきているという認識である」と証言されています。</p> <p>自己資金の返金があった日付、その金額を明確にお答えください。</p> <p>4. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出に関して、竹山おさみ連合後援会（政治資金収支報告書）との二重計上についてお伺いします。</p> <p>①竹山証人は、1月30日の証人尋問において、二重計上について「選挙費用の領収書について適正に管理していなくて、コピーが一部あったということで二重計上につなが</p>
--	--

った」と証言しています。

誰が領収書のコピーを取りましたか。

②竹山証人は、1月30日の証人尋問において、二重計上の事務処理を行っていたのは、後援会の会計担当である次女と精通者の2名が最後まで作業をしていたと証言されていますが、二重計上分については、後援会の会計担当である次女（渡井理恵氏）が領収書等の原本を管理していたのですか。次女が管理していたなら、管理していた理由もあわせてお答えください。

③竹山証人は、1月30日の証人尋問において、選挙運動費用の領収書について、原本で管理していたと証言していますが、誰が、どこで、いつまで管理していたのか、明確にお答えください。

5. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出の全般及び令和2年7月30日の竹山修身氏代理人弁護士からの回答書について、お伺いします。

①2月7日の証人尋問において、阪本圭氏は「(選挙運動費用の)現金の管理は私がしていた。基本的に机の中に小さな金庫を入れて、全て私が現金を管理していた」、「全て入金、出金は、この金庫の現金でしたという理解で結構である」と証言されています。また、堺市選挙管理委員会には出納責任者の職務代行者についての届けは提出されていません。

この証言内容及び事実関係に間違いはないですか。

②平成29年10月6日（第1回分）及び11月16日（第2回分）に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書には、タケヤマオサミ名義で振込が行われた銀行口座からの振込明細書が9件合計228万6,744円（振込手数料を含む。）添付されています。

これらの記載事実に間違いはないですか。

③令和2年7月30日付の竹山修身氏代理人弁護士からの回答書に「銀行預金口座は、りそな銀行堺東支店を除き他の4口座は選挙事務所で会計事務を手伝ってくれたボランティアの方の銀行口座であり、時折、支払いの際に利用させてもらっていたにすぎない。りそな銀行堺東支店の口座は、竹山おさみ連合後援会の口座であり、政治資金管理口座であり選挙運動費用の管理口座ではない。阪本が既に証言しているように、選挙資金は現金で管理しており、会計の補助者に支払いをお願いしたものについては、事前あるいは事後に会計責任者において、精算済みであり、会計責任者としては選挙資金はあくまでも現金で管理していたというのが実態であった」と記載されています。

三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店、りそな銀行堺東支店の銀行口座の名義人は誰ですか。

④選挙運動費用の会計事務を手伝ったボランティアは、堺市選挙管理委員会に報酬を支給する者として届け出た事務員の「秋山孝弘氏」、「河野愛氏」ですか。

⑤（両氏でないなら）誰なのか知っていますか。知っていれば、名前もお答えください。

⑥令和2年7月15日の委員会において決定し、竹山証人に記録の提出を求めた銀行口座について、お尋ねします。選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアに、ボランティア自身の口座を使用して、選挙運動費用を支払うよう指示したのは竹山証人ですか。

⑦選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアに、ボランティア自身の口座を使用して、選挙運動費用を支払うよう指示した理由を明確にお答えください。

- ⑧（竹山証人でなければ）誰が指示したのですか。
- ⑨別紙記載資料の選挙運動費用収支報告書に添付されているりそな銀行堺東支店の4件合計151万2,930円（振込手数料を含む。）の振込について、お尋ねします。
- 令和2年7月30日付の竹山修身氏代理人弁護士からの回答書に「りそな銀行堺東支店の口座は、竹山おさみ連合後援会の口座であり、政治資金管理口座であり選挙運動費用の管理口座ではない。」と記載されています。
- 選挙運動費用を支払った4件の振込は、竹山おさみ連合後援会の口座から振り込まれたのですか。
- ⑩4件の振込は、実際に誰が行ったのですか。個別にお答えください。
- ⑪2つの銀行口座（三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店）を使用して、選挙運動費用の支払いが5件合計77万3,814円（振込手数料含む。）行われています。また、それは、選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアの銀行口座であるとの説明です。
- 5件の振込について、実際に、誰が、誰の口座から相手方に振り込んだのか、個別に明確にお答えください。
- ⑫回答書には「阪本が既に証言しているように、選挙資金は現金で管理しており、会計の補助者に支払いをお願いしたものについては、事前あるいは事後に会計責任者において、精算済みであり、会計責任者としては選挙資金はあくまでも現金で管理していたというのが実態であった」と説明しています。
- 選挙運動費用を現金で管理していたにも関わらず、その費用の支払いを直接、現金で相手方に振り込まなかった理由を明確にお答えください。
- ⑬阪本圭氏は、2月7日の証人尋問において、選挙資金と政治資金については、「収入・支出は区別がついていた」、「明確に区別していた」、「基本的に政治団体の政治活動のお金についてはノータッチだった」と証言しています。
- この証言内容のとおりで間違いありませんか。
- ⑭他方、別紙記載資料のように、4つのボランティアの銀行口座又は後援会の口座を使用して、振込により、9件合計228万6,744円（振込手数料を含む。）の選挙運動費用、19件合計549万998円（振込手数料を含む。）の2政治団体（連合後援会、確認団体）の費用が支払われています。
- これらの記載事実に間違いありませんか。
- ⑮これまでのご説明によれば、選挙運動費用とそれ以外の政治活動費用が、転々として、ボランティア名義の口座、他の団体の政治資金管理用の口座から、送金されていることと理解しました。
- このような支払方法に伴い、振込送金と当該口座への現金の入金の先後によっては、当該口座の名義人の預り金になったり、立替金になり、あるいは、ややもすれば、当該口座名義人の経理担当者において、資産勘定ではなく、当該口座の名義人の支出と勘違いする恐れもあろうと推察します。
- このような管理上の手間が増えるところ、選挙運動費用と政治資金について、どのように費用の区別ができていたといえるのか、また、その理由を明確にお答えください。
- ⑯誰が、選挙運動費用なのか、政治資金に該当するのかを判断し、区別していたのですか。
- ⑰竹山証人に記録の提出を求めた5つの銀行口座（三井住友銀行西野田支店、りそな銀

行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店)についてお尋ねします。

平成31年3月8日に議員総会資料として議長に提出された平成31年3月7日付「竹山修身氏の政治団体における会計処理に関する調査報告書」に3政治団体(後援会、資金管理団体、確認団体)の銀行口座が記載されていますが、その中には、りそな銀行堺東支店を除き、その他の4つの銀行口座は記載されていません。

また、竹山証人から提出されている平成23年から平成30年分の資産等報告書にも、りそな銀行を除き、当該銀行の普通預金口座については記載がありません。

4つの銀行口座(三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店)の名義人は、竹山証人でないことに間違いありませんか。

6. 次に、阪本圭氏が2月7日の証人尋問において、「調査・検討する」と証言した内容についてお伺いします。

①平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書に当初記載されていなかった携帯電話の通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代について、4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)では、選挙運動費用として按分され計上されています。

この記載事実に間違いはありませんか。

②なぜ、このような(4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分))内容で訂正されたのか、その理由を知っていますか。知っていればその理由もお答えください。

③選挙運動費用であると判断したのは誰なのか知っていますか。知っていれば、名前もお答えください。

④平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書(1月30日・2月7日証人尋問:資料1)の78ページの領収書についてお伺いします。この領収書については、阪本圭氏が2月7日に証言されているとおり、選挙事務所に設置した固定電話を調達した際の領収書で間違いはないですか。

⑤竹山証人は、これらの固定電話の調達費用の内訳書を見ましたか。

⑥(見た場合)4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)に添付されていますか。

⑦(提出していない場合)なぜ、提出されていないのか知っていますか。

⑧平成31年3月12日議員総会用資料として、平成31年3月8日及び平成31年3月11日に議長へ提出された竹山おさみ連合後援会の収支報告書等についてお伺いします。

収支報告書には、平成29年8月28日に「電話追加工事、レンタルほか」26万2,908円の支出が記載されています。領収書等添付資料には、請求書及び振込明細書が添付されており、その内訳には「カラープリンタ、電話作戦室(壁用吸音シート)、追加設定作業(電話追加設定作業、スキャナー設定費、電話機5台追加及び追加設定作業、パソコン、ネットワーク、プリンタ設定)」と記載されています。この支出に選挙運動費用の固定電話機の調達費用が含まれていませんか。お答えください。

7. 次に、令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)についてお伺いします。

①阪本圭氏は2月7日の証人尋問において、委員から政治団体(後援会)の政治資金について、選挙運動費用ではないかと指摘を受けたため、阪本圭氏から、令和2年4月

	<p>10日に堺市選挙管理委員会に選挙運動費用収支報告書（第3回分）が提出されたのですか。</p> <p>②竹山証人が収支報告書（第3回分）を提出するよう指示したのですか。</p> <p>③令和2年4月20日に大阪府選挙管理委員会に竹山おさみ連合後援会の平成29年分の政治資金収支報告書の訂正願が提出され、支出が減額されています。また、減額された額が、選挙運動費用収支報告書（第3回分）に追加されています。</p> <p>後援会の政治資金収支報告書に添付されていた領収書が選挙運動費用収支報告書（第3回分）に添付され、按分されて選挙運動費用に計上されています。</p> <p>これらの事実関係について間違いはないですか。</p> <p>④そのように計上すると判断されたのは、竹山証人ですか。</p> <p>⑤（竹山証人でなければ）誰が判断したのですか。</p> <p>⑥後援会の政治資金収支報告書に添付されていた領収書が、選挙運動費用収支報告書（第3回分）に添付され、按分されて選挙運動費用に計上された理由を明確にお答えください。</p> <p>本委員会の調査は、選挙運動費用を調査するにあたり、関連する政治資金収支報告を確認しています。支出について、政治資金から選挙運動費用に変更されたことは、どちらの支出が適しているのか判断されていることから、両者は密接に関連していますので、明確にお答えください。</p>
--	---

各委員の質問通告	
伊豆丸委員	<p>1. 資金管理の実態について</p> <p>2. 選挙事務について</p> <p>3. 両証人が行った証言の食い違いについて</p>
水ノ上委員	<p>1. 竹山証人は9月15日、自己資金228万4,869円は私の手持ちの現金を、私の代わりに者が出納責任者に渡したと証言している。</p> <p>これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、300万円くらいを受け取ったと思うと証言している。</p> <p>金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。</p> <p>2. 竹山証人は9月15日、現金である自己資金94万8,419円も私の手持ち資金から代理の者が出納責任者に渡したと証言している。</p> <p>これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、現金で小郷選対本部長から100万円くらいを受け取り金庫に入れたと証言している。</p> <p>金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。</p> <p>3. 阪本証人は9月15日に竹山証人から小郷本部長を通じて300万円と100万円を受け取ったと証言しているが同日で間違いはないか。</p> <p>4. ウグイス嬢について</p> <p>誰がウグイスを依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口は誰か、スケジュール管理は誰か。</p> <p>竹山証人：承知していない。出納責任者に聞いてもらいたい。</p> <p>出納責任者阪本証人：承知していない。誰に聞けばよいかも承知していない。</p> <p>竹山証人と阪本証人の証言が不一致。</p>

	<p>それならばウグイスの担当窓口、スケジュール管理は誰か。</p> <p>5. 確認団体のウグイスについて</p> <p>竹山証人は確認団体街宣車のウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏であると証言しているが、阪本証人は確認団体については、私は基本的にノータッチだったと証言している。</p> <p>竹山証人と阪本証人の証言が不一致。</p> <p>確認団体のウグイスの担当者は誰か。</p> <p>6. 選挙において個人寄附は無かったと証言しているが、後援会の収支報告書では選挙期間中9月16日、20日に個人21人から個人寄附を受けているが、どこでだれがこの寄附を受けたのか。</p> <p>7. 竹山おさみ連合後援会の収支でwithという業者への10月3日支払い80万7,000円のウグイス代金があるが、竹山証人は、選挙期間外でウグイス嬢を使っているいろいろな活動をしたということは承知していると証言している。</p> <p>阪本証人は、いつの時期から、詳しいことは分からないが、街宣活動はやっていたと証言している。</p> <p>後援会の収支報告書にはレンタカー代も運転手代も計上されていない。ウグイス嬢を用いた街宣活動はいつからいつまで、誰の指揮のもと行われていたのか。</p> <p>8. withの所在地が衆議院議員岡下昌平氏の自宅住所だが、withと岡下昌平議員はどのような関係なのか。</p> <p>誰に聞いたら分かるか。</p> <p>9. 竹山証人は</p> <p>三井住友銀行西野田支店に個人で普通預金口座を持っているか。</p> <p>りそな銀行大手支店に個人で普通預金口座を持っているか。</p> <p>りそな銀行堺東支店に個人で普通預金口座を持っているか。</p> <p>みずほ銀行虎ノ門支店に個人で普通預金口座を持っているか。</p> <p>三菱東京UFJ銀行塚本支店に個人で普通預金口座を持っているか。</p>
裏山委員 吉川委員	<p>1. 選挙運動費用収支報告書について</p> <p>①寄附金について</p> <p>②事務所敷引金について</p> <p>③携帯電話通話料金について</p> <p>④コピー機カウント代について</p> <p>⑤宿泊代について</p> <p>⑥出納事務について</p>
信貴委員 西川委員	<p>1. 領収証の管理方法について</p> <p>2. 選挙費用の見積もりについて</p> <p>3. 職務分掌について</p>
西委員	<p>1. 選挙収支と後援会会計の二重計上について</p> <p>2. 公費負担の選挙収支への計上方法について</p>
森田委員	<p>両証人の証言の齟齬について</p>

6-2 阪本圭氏に対する証人尋問

6-2-1 出頭請求の経過（詳細は会議録参照）

出頭請求の経過
<p>令和元年9月6日(金)、第6回委員会において証人として出頭を求めることを決定した。</p> <p>同日、出頭日の調整のため、住所地へ郵便受けに配達され記録が残る特定記録郵便により「連絡をいただきたい旨」の文書を送付する。9月7日(土)に文書が到達したことを確認した。</p>
<p>令和元年9月20日(金)、証人出頭にかかる日程調整について、「出頭については、竹山修身氏の出頭に従います」との回答であった。内容を確認するため、阪本圭氏に架電した。「出頭するかどうかは竹山修身氏が出頭するかに合わせる。竹山修身氏が出頭すれば出頭するし、行かなければ出頭しない」との返答であった。</p>
<p>令和元年9月24日(火)、第7回委員会において証人として11月8日午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(9月25日(水)に到達)</p>
<p>令和元年10月3日(木)、阪本圭氏代理人弁護士から、補佐人同伴願について等(回答)と題する文書が議長宛てに送付され、阪本圭氏の見解は、竹山修身代理人弁護士が作成した8月21日付意見書、8月29日付陳情書及び回答書に記載のとおりであり、堺市議会からの書面による回答がない現状では、補佐人同伴願の提出等を留保するとの内容であった。</p>
<p>令和元年10月24日(木)、第9回委員会において阪本圭氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(10月25日(金)に到達)</p>
<p>令和元年11月8日(金)、第11回委員会を開催したが、阪本圭氏が出頭しなかったため証人尋問を実施できなかった。</p> <p>同委員会において阪本圭証人の再出頭を決定した。</p>
<p>令和元年12月25日(水)、第14回委員会において阪本圭氏の再出頭を求めるにあたり日程調整の文書を送付することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(12月26日(木)に到達)</p>
<p>令和2年1月22日(水)、第17回委員会において阪本圭氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(1月23日(木)に到達)</p>
<p>令和2年2月7日(金)、第20回委員会を開催し、阪本圭氏への証人尋問を実施した。</p>

6-2-2 尋問事項

第11回委員会（令和元年11月8日）及び第20回委員会（令和2年2月7日）

証言を求める事項
<p>1. 堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入および支出に関する次の事項</p> <p>(1) 選挙運動費用収支報告について</p> <p>① 選挙に要した費用の実態について（確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告も含めて）</p> <p>② 選挙運動費用収支報告と後援団体収支報告において、二重計上された領収書及びその原因調査について</p>

③市長選挙の選挙費用と政治資金との関係について

④市長選挙の選挙費用と政治資金がどのように管理されていたのか

⑤確認団体の収支報告書の訂正が提出されるごとに記載額が変遷していることについて

⑥確認団体が平成29年10月6日時点で支出が収入を上回っていることについて

(2) 寄附について

①個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について（選挙運動費用、確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告）

②個人からの寄附の状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）

(3) 車上運動員について

①車上運動員の稼働状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）

②車上運動員報酬について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）

(4) 選挙事務所関連について

①選挙事務所の実態及びその費用について

②事務所借上料について

③事務所レンタル備品（平成29年8月30日付立候補準備金として計上されている402,150円）について

6-2-3 再出頭請求の経過（詳細は会議録参照）

再出頭請求の経過
<p>令和2年1月30日(木)の竹山修身氏及び令和2年2月7日(金)の阪本圭氏への証人尋問後、竹山修身氏・阪本圭氏代理人弁護士から、意見書(4月13日付)が堺市議会議長宛てに郵送されてきた。内容は、証人尋問の質問内容が、先に送付されてきた意見書と同様、調査権限を逸脱する、また、証人尋問で指摘を受け調査し修正すべき事項は4月10日に堺市選挙管理委員会へ選挙運動費用収支報告書を提出し受理されている、速やかに調査を終結されることを求めると主張する内容であった。</p>
<p>令和2年1月30日(木)に行った竹山修身氏及び令和2年2月7日(金)に行った阪本圭氏に対する証人尋問でのそれぞれの証言について、比較・分析を行った。令和2年5月7日(木)、第21回委員会において、両氏の証言内容について、各委員から提出された相違点、疑問点をまとめ、あわせて阪本圭氏が2月7日の証人尋問において調査・検討するとした内容も整理した。これらの内容について、再度、阪本圭氏に証人尋問を行うことを決定した。</p>
<p>令和2年5月26日(火)、阪本圭氏代理人弁護士から、日程調整について上申書(5月25日付)が堺市議会議長宛てに郵送されてきた。内容は前回の証人尋問により本委員会の調査の目的は達成されており、なお、証人として尋問するなら具体的な内容を明らかにするように求め、日程調整に応じないものである。</p>
<p>令和2年6月9日(火)、第22回委員会において、証人として令和2年7月15日(水)午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(6月10日(水)に到達)</p>
<p>令和2年7月7日(火)、第23回委員会において、阪本圭氏代理人弁護士から、証人出頭請求について回答書(6月18日付)が堺市議会議長宛てに郵送され、本委員会が調査権限を濫用、あるいはその権限を越えた違法な要請であるため応じることはできないとの内容であった。</p> <p>同委員会において阪本圭氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(7月8日(水)に到達)</p>
<p>令和2年7月14日(火)にファクスで7月15日(水)に意見書(7月14日付)が堺市議会議長宛てに郵送されてきた。内容はこれまでと同様に本委員会は堺市選挙管理委員会が選挙運動の実態調査までの権限を有しないということが無視した権限を超越するものであるなどの主張であった。</p>
<p>令和2年7月15日(水)、第24回委員会において、阪本圭氏が出頭しなかったため証人尋問を実施できなかった。</p>

6-2-4 尋問事項

第24回委員会（令和2年7月15日）

証言を求める事項
<p>1. 堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入および支出に関する次の事項</p> <p>(1) 選挙運動費用収支報告について</p> <p>① 選挙に要した費用の実態について（確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告も含めて）</p> <p>② 選挙運動費用収支報告と後援団体収支報告において、二重計上された領収書及びその原因調査につ</p>

<p>いて</p> <p>③市長選挙の選挙費用と政治資金との関係について</p> <p>④市長選挙の選挙費用と政治資金がどのように管理されていたのか</p> <p>⑤確認団体の収支報告書の訂正が提出されるごとに記載額が変遷していることについて</p> <p>⑥確認団体が平成29年10月6日時点で支出が収入を上回っていることについて</p> <p>(2) 寄附について</p> <p>①個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について（選挙運動費用、確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告）</p> <p>②個人からの寄附の状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>(3) 車上運動員について</p> <p>①車上運動員の稼働状況について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>②車上運動員報酬について（選挙運動費用、確認団体、後援団体）</p> <p>(4) 選挙事務所関連について</p> <p>①選挙事務所の実態及びその費用について</p> <p>②事務所借上料について</p> <p>③事務所レンタル備品（平成29年8月30日付立候補準備金として計上されている402,150円）について</p> <p>2. 令和2年2月7日の証人尋問において、阪本圭証人が調査・検討すると証言した事項</p>
--

委員長の主尋問	
池田委員長	<p>2月7日の阪本圭証人への証人尋問において証言された内容、記録の提出請求資料及び令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書（第3回分）に関して、お尋ねしますので、お答えください。</p> <p>1. それではまず、選挙運動費用収支報告書の記載方法についてお伺いします。</p> <p>①平成29年9月24日執行の堺市長選挙において、堺市選挙管理委員会から立候補予定者説明会で「収支報告書の作成要領」が配布されています。阪本証人は受け取りましたか。</p> <p>②阪本証人は、「収支報告書の作成要領」を読みましたか。</p> <p>③阪本証人が作成した選挙運動費用収支報告書では、支出に計上した公費負担相当額を、収入の自己資金の額を増やし上積みしています。この事実記載に間違いはないですか。</p> <p>④「収支報告書の作成要領」の「5 支出の部」のP5には公費負担相当額の記載方法が掲載されています。支出については、公費相当負担分を記載する必要があります。</p> <p>しかし、収入については、公費負担相当額を含んで計上する必要がありません。なぜ、そのような内容の報告書としたのか、その理由をお答えください。</p> <p>2. 次に、令和2年2月28日に阪本証人から提出された「会計帳簿」に関してお伺いします。</p> <p>①阪本証人は、この「会計帳簿」を、いつ作成しましたか。</p> <p>②誰からの指示で、作成しましたか。</p> <p>③阪本証人が提出した「帳簿」については、収入と支出の区分や、収入は「種別」支出は「費目」に区分されていません。その理由をお答えください。</p> <p>④阪本証人が提出した「帳簿」の様式について、「収支報告書の作成要領」のP10の「会計帳簿の様式」と異なります。その理由をお聞かせください。</p> <p>⑤阪本証人は、選挙当時、堺市選挙管理委員会から立候補予定者説明会で配布された「収支報告書の作成要領」を読みましたか。</p> <p>⑥作成要領には、P1に「I 作成にあたって」に「報告書を作成されるにあたっては、当選</p>

	<p>管より交付しました用紙に、会計帳簿（出納責任者が必ず備え付け、記載しなければならない「収入簿」と「支出簿」をいう。）に記載されている内容を転記してください」と記載されております。選挙当時、この記載を読みましたか。</p> <p>⑦作成要領の P10 に「会計帳簿の様式」が掲載されていますが、選挙当時、この記載を読みましたか。</p> <p>⑧2月7日の私の主尋問において、「公職選挙法第 185 条に、出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入、全ての支出を記載しなければならないと規定されているが、その規定どおり行ったのか。」と尋ねた際に、阪本証人は、「規定どおり会計帳簿をつくり、そのとおり行った。」と証言されました。現在の認識もこのとおりということで間違いはないですか。</p> <p>⑨阪本証人は、令和 2 年 5 月 22 日に、「令和 2 年 2 月 28 日付け上申書のとおり、会計帳簿は既に提出したとおりで、その他提出を求められている書類はありません」と回答しています。提出した帳簿以外に帳簿を備えていますか。</p> <p>⑩2月7日の証人尋問において、阪本証人は「出納簿、会計帳簿は竹山後援会にある」と証言しています。公職選挙法第 185 条に規定する会計帳簿を出納責任者である阪本証人が備えていましたか。</p> <p>⑪阪本証人が提出した帳簿を、誰が、どこで、いつから提出時まで、保管していたのか、明確にお答えください。</p> <p>⑫また、竹山後援会にあると証言した出納簿はどこにありますか。あわせて、誰が、どこで、いつからいつまで、保管していたのか、明確にお答えください。</p> <p>⑬公職選挙法第 191 条の規定のとおり、「出納責任者は、会計帳簿、明細書、及び第 188 条第 1 項の領収書その他の支出を証すべき書面を、第 189 条の規定による報告書（いわゆる選挙運動費用収支報告書）提出の日から 3 年間、保存しなければならない」と規定されています。出納責任者である阪本証人が、堺市選挙管理委員会に平成 29 年 11 月 16 日に選挙運動費用収支報告書を提出してから 3 年間、法令に規定する会計帳簿を保存していたのかお答えください。</p> <p>3. 次に、選挙運動費用収支報告書「収入の部」の竹山修身氏の自己資金についてお伺いします。</p> <p>①令和 2 年 2 月 28 日に提出された帳簿について、選挙運動費用収支報告書では、竹山修身氏からの自己資金受領日を平成 29 年 9 月 15 日としているにも関わらず、平成 29 年 8 月 25 日と記載しています。</p> <p>このような記載に間違いはないですか。</p> <p>②令和 2 年 2 月 28 日に提出された上申書には、「竹山氏から拠出される自己資金額を調整勘定として収支の金額を合致させていたので、それにならい、収支報告書では公費負担分を自己資金に組み込んで調整しました。したがって、会計帳簿における竹山氏からの寄附の日にか及び金額と、収支報告書における収入のうち自己資金額と入金日とは合致しないものとなっています」と説明されています。</p> <p>自己資金受領日を「平成 29 年 8 月 25 日」にしなければ、公費負担分を除いた収支の出納状況は、資金ショートしているように読み取れます。なぜ、日付を「平成 29 年 8 月 25 日」としたのか、その理由を明確にお答えください。</p> <p>③竹山修身氏の自己資金については、平成 29 年 10 月 6 日（第 1 回分）及び 11 月 16 日（第 2 回分）に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書では、平成 29 年 9 月 15 日に「228 万 4,869 円」、「94 万 8,419 円」と記載されています。</p>
--	---

令和2年2月28日に阪本証人から提出された帳簿では、竹山修身氏の自己資金の金額については、平成29年8月25日は「300万円」、平成29年9月15日には「100万円」と記載されています。

これらの記載に間違いはないですか。

④2月7日の証人尋問において、阪本証人から、金額については、「収支報告上、きれいにゼロにしたかったので、こういう形にした。もうちょっと大きい数字で、丸い数字でいただいている。」「(虚偽となるのであれば)訂正させていただきたい」など証言されました。令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)では、竹山修身氏の自己資金の金額を訂正されていません。訂正しなかった理由をお答えください。

⑤竹山修身氏は自己資金については、1月30日の証人尋問において、手持ちの現金を平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」を竹山修身氏自身の代わりの者が出納責任者(阪本圭氏)へ渡したと証言しています。

また、阪本圭氏は自己資金について、2月7日の証人尋問において、「選对本部長から、もう少し大きい数字、丸い数字でいただいた。」「300万円ぐらい」「100万円ぐらい」と証言しています。

この証言に間違いはないですか。

⑥阪本証人が選对本部長から受け取った金額とは相違しています。竹山修身氏の自己資金について、阪本証人が実際に受け取った人物、受け取った金額を、それぞれお答えください。

4.次に、選挙運動費用収支報告書「収入の部」の寄附に関してお伺いします。

①平成29年9月2日に自由民主党本部から受けた200万円の寄附は、2月7日の私の主尋問において、阪本証人に「寄附は現金で受領したのか、口座へ振り込まれたものか、どちらか。そして現金で受領したものであるならば、誰が受け取ったのか」質問したところ、阪本証人は「現金でした。受け取ったのは、ちょっとどなたかはわからないんですが、私は選对本部長からいただいた」と証言しました。

この証言内容に訂正はありませんか。

②阪本証人が、直接、寄附を受領していないならば、選对本部長から公職選挙法第186条に規定する明細書を受け取ったのかお答えください。

③(受け取っていたならば、)なぜ、会計帳簿等の記録の提出を請求した際に提出しないのか、その理由をお答えください。

④平成29年9月22日に民進党大阪府総支部連合会から100万円の寄附を受けていますが、同様にお尋ねします。選对本部長から現金を受領した際に明細書を受け取ったのか、お答えください。

⑤(受け取っていたならば、)なぜ、会計帳簿等の記録の提出を請求した際に提出しないのか、その理由をお答えください。

⑥寄附については、公職選挙法第186条では、寄附を受けた者が7日以内に、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した「明細書」を出納責任者に提出しなければならず、立候補の届出前に寄附を受けた者も、立候補の届出後、直ちに提出しなくてはなりません。

明細書はどこにあるのかお答えください。

5.次に、選挙運動費用収支報告書「支出の部」の車上運動員についてお伺いします。

①車上運動員への支払額について、出納責任者である阪本証人は「1日いくらというよう

なウグイス嬢との契約については、何も承知していない。この人は何日間入ったというものしかもらっていなかったと思う。それで支払いをしていたと思う」と証言しています。出納責任者として、なぜ支出額の根拠となる実働を確認せずに支払いを行ったのか、その理由をお答えください。

6. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出に関して、竹山おさみ連合後援会（政治資金収支報告書）との二重計上についてお伺いします。

①備品レンタル代 40 万 2,150 円、レンタカー代 79 万 8,120 円、警備費用 15 万 1,200 円の費用が、竹山おさみ連合後援会と二重計上になった経過について、2 月 7 日の証人尋問において、阪本証人は「選挙収支のみをやっていたので、どうして政治団体の収支報告に領収書がいったかというのは承知していない」、「二重計上の件については、本当にノートタッチだったので、はっきり言って承知していない」、「私が、選挙収支報告書、出納責任者のときは、領収書を原本でファイリングしていた」と証言されています。

平成 29 年 11 月 16 日に選挙運動費用収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出後、領収書は誰が保管していましたか。

②1 月 30 日の竹山修身氏の証人尋問において、竹山氏は二重計上について「選挙費用の領収書について適正に管理していなくて、コピーが一部あったということで二重計上につながった」と証言しています。

阪本証人が、領収書のコピーを取りましたか。

③阪本証人は、平成 29 年 11 月 16 日に選挙運動費用収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出後、領収書等を保管していますか。

④（保管していない場合）阪本証人が、領収書等を保管していなかったのなら、保管しなかった理由をお聞かせください。

また、誰が、どこで管理していたのか、明確にお答えください。

⑤竹山修身氏は 1 月 30 日の証人尋問において、二重計上の事務処理を行っていたのは、後援会の会計担当である次女と精通者の 2 名が最後まで作業をしていたと証言されていますが、二重計上分については、後援会の会計担当である次女（渡井理恵氏）が領収書等を管理していたのですか。次女が管理していたなら、その理由を明確にお答えください。

7. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出の全般について、お伺いします。

①2 月 7 日の証人尋問において、阪本証人は「（選挙運動費用の）現金の管理は私がしていた。基本的に机の中に小さな金庫を入れて、全て私が現金を管理していた」、「全て入金、出金は、この金庫の現金でしたという理解で結構である」と証言されています。また、堺市選挙管理委員会には出納責任者の職務代行者についての届けは提出されていません。

選挙事務所借上料を除き、全て阪本証人が入金、出金を行い、現金を管理していましたか。

8. 次に、2 月 7 日の証人尋問において、阪本圭証人が「調査・検討する」と証言したことについてお伺いします。

①平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における出納事務の手続についてお伺いします。会計事務は何名で行っていたのですか。

②会計事務の方のお名前をお答えください。

③平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書に当初記載されていなかった携帯電話の通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代について、

	<p>4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分）では、選挙運動費用として按分され計上されています。</p> <p>この事実関係に間違いはありませんか。</p> <p>④なぜ、このような（4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分））内容で訂正されたのか、その理由をお答えください。</p> <p>⑤選挙運動費用であると判断したのは誰なのかお答えください。</p> <p>⑥平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用と政治資金の区別についてお伺いします。</p> <p>阪本証人は、選挙運動費用と政治資金は明確に区別していましたか。</p> <p>⑦（わからない場合）誰が選挙運動費用と政治資金を判断し、区別していたのですか。</p> <p>⑧平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書の78ページの領収書についてお伺いします。この領収書については、阪本証人が2月7日に証言されているとおり、選挙事務所に設置した固定電話を調達した際の領収書で間違いはないですか。</p> <p>⑨これらの固定電話の調達費用の内訳書は提出されましたか。</p> <p>⑩（提出した場合）4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分）に添付されていますか。</p> <p>⑪（提出していない場合）なぜ、提出されないのですか。</p> <p>9.次に、令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分）についてお伺いします。</p> <p>①令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分）については、2月7日の証人尋問において、各委員からの質問において指摘を受けたため、提出されたのですか。</p> <p>②選挙運動費用収支報告書（第3回分）の内容について、選挙運動に使用した費用と確認したのは誰なのかお答えください。</p> <p>③令和2年4月20日に大阪府選挙管理委員会に竹山おさみ連合後援会の平成29年分の政治資金収支報告書の訂正願が提出され、支出が減額されています。また、減額された額が、選挙運動費用収支報告書（第3回分）に追加されています。</p> <p>後援会の政治資金収支報告書に添付されていた領収書が選挙運動費用収支報告書（第3回分）に添付され、按分されて選挙運動費用に計上されています。</p> <p>これらの事実関係について間違いはないですか。</p> <p>④そのように計上すると判断された理由を明確にお答えください。</p> <p>本委員会の調査は、選挙運動費用を調査するにあたり、関連する政治資金収支報告を確認しています。支出について、政治資金から選挙運動費用に変更されたことは、どちらの支出が適しているのか判断されていることから、両者は密接に関連していますので、明確にお答えください。</p>
--	--

各委員の質問通告	
伊豆丸委員	<p>1. 前回出頭時において証言した選挙運動費用収支報告書の修正点について</p> <p>2. 竹山証人と阪本証人の証言食い違いについて</p>
水ノ上委員	<p>1. 竹山証人は9月15日、自己資金228万4,869円は私の手持ちの現金を、私の代わりに者が出納責任者に渡したと証言している。</p> <p>これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、300万円くらいを受け取ったと思うと証言している。</p>

	<p>金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。</p> <p>2. 竹山証人は9月15日、現金である自己資金94万8,419円も私の手持ち資金から代理の者が出納責任者に渡したと証言している。</p> <p>これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、現金で小郷選对本部長から100万円ぐらゐを受け取り金庫に入れたと証言している。</p> <p>金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。</p> <p>3. 阪本証人は9月15日に竹山氏から小郷本部長を通じて300万円と100万円を受け取ったと証言しているが同日で間違いないか。</p> <p>4. ウグイス嬢について</p> <p>誰がウグイスを依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口は誰か、スケジュール管理は誰か。</p> <p>竹山証人：承知していない。出納責任者に聞いてもらいたい。</p> <p>出納責任者阪本証人：承知していない。誰に聞けばよいかも承知していない。</p> <p>竹山証人と阪本証人の証言が不一致。</p> <p>それならばウグイスの担当窓口、スケジュール管理は誰か。</p> <p>5. 確認団体のウグイスについて</p> <p>竹山証人は確認団体街宣車のウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏であると証言しているが、阪本証人は確認団体については、私は基本的にノータッチだったと証言している。</p> <p>竹山証人と阪本証人の証言が不一致。</p> <p>確認団体のウグイスの担当者は誰か。</p> <p>6. 阪本証人は私が管理していたお金は選挙資金であり、政治資金には一切関与していないと証言しているが、確認団体の収支報告書の作成は渡井氏で領収書と全部確認して判こだけは私が押したと証言している。</p> <p>領収書を全部確認して確認印を押印している以上政治資金に関して関与を認めているが、確認団体の収支報告書の最終チェックは阪本証人が行ったという認識でよいか。</p> <p>7. 選挙期間中14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず選対事務局長が誰であったか、選挙ポスターの作成、ビラの作成などの広報活動の担当者は誰か、また竹山事務所側のウグイスの依頼の責任者は誰か覚えていない。ということだが、改めて、選対事務局長、広報活動の担当者（議員）、街宣担当者（議員）は誰だったのか。</p> <p>8. 阪本証人の証言では1回目の選挙収支報告書を平成29年10月6日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていない。</p> <p>2回目の選挙収支報告書を平成29年11月16日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていないということだったが、出納責任者の阪本証人は提出を誰に命じたのか。</p> <p>9. 選挙において個人寄附は無かったと証言しているが、後援会の収支報告書では選挙期間中9月16日、20日に個人21人から個人寄附を受けているが、どこでだれがこの寄附を受けたのか。</p> <p>10. ウグイス嬢の領収書</p> <p>宛名と金額と但し書きは阪本証人本人が書いたと証言している。</p> <p>阪本証人が自筆した「補佐人同伴願い」「証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について」の筆跡と明らかに違う。</p> <p>領収書を阪本証人が書いたという証言は嘘ではないか。</p>
--	--

	<p>11. ウグイス嬢については事務所のメモを信用してそのまま支払いをし、領収書をもらったと証言している。</p> <p>事務所のメモは誰が書いたものか。</p> <p>12. 竹山おさみ連合後援会の収支で with という業者への 10 月 3 日支払い 80 万 7,000 円のウグイス代金があるが、竹山証人は、選挙期間外でウグイス嬢を使っているいろいろな活動をしたということは承知していると証言している。</p> <p>阪本証人は、いつの時期から、詳しいことは分からないが、街宣活動はやっていたと証言している。</p> <p>後援会の収支報告書にはレンタカー代も運転手代も計上されていない。ウグイス嬢を用いた街宣活動はいつからいつまで、誰の指揮のもと行われていたのか。</p> <p>13. 阪本証人は選挙前は後援会の仕事をしていたと証言している。</p> <p>選挙前に街宣活動していたというのなら with へのウグイスの依頼、街宣活動の詳細など知っているはずである。</p> <p>知らないというのであれば、後援会の収支を管理していた渡井理恵氏に聞いたら分かるか。</p> <p>14. with の所在地が衆議院議員岡下昌平氏の自宅住所だが、with と岡下昌平議員はどのような関係なのか。</p> <p>誰に聞いたら分かるか。</p> <p>15. 提出された会計帳簿について。</p>
裏山委員 吉川委員	<p>1. 選挙運動費用収支報告書について</p> <p>①寄附金について</p> <p>②事務所敷引金について</p> <p>③携帯電話通話料金について</p> <p>④コピー機カウント代について</p> <p>⑤宿泊代について</p> <p>⑥出納事務について</p>
信貴委員 西川委員	<p>1. 領収証の管理方法について</p> <p>2. 選挙費用の見積もりについて</p> <p>3. 職務分掌について</p>
西委員	<p>1. 選挙収支と後援会会計の二重計上について</p> <p>2. 公費負担の選挙収支への計上方法について</p>
森田委員	<p>選挙期間中に宿泊を伴う後援会活動とはどのような活動なのかという問いに対して、竹山証人は、「担当者のほうに聞いていただいたらわかると思います」と答える一方で、阪本証人は「はっきり言って誰が差配していたかというのは、ちょっと承知しておりません」と証言があった。であれば、誰に聞けばわかるのか。</p>

6-2-5 再出頭請求の経過（詳細は会議録参照）

再出頭請求の経過
<p>令和 2 年 7 月 15 日(水)、第 24 回委員会において、阪本圭氏は出頭せず、証人尋問は実施できなかった。2 月 7 日の証人尋問において阪本圭氏は調査を検討しなければならないなど証言していることから、同委員会において阪本圭氏の再出頭を決定した。阪本圭氏の再出頭を求めるにあたり、日程調整の文書を送付することを決定し、同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(7 月 16 日(木)に到達)</p>

<p>令和2年7月30日(木)にファクスで7月31日(金)に回答書(7月30日付)が郵送されてきた。内容は、今般の調査は地方自治法の定める公共団体の事務に関する調査の範疇を超える違法な権限行使であり証人として出頭しないとの主張であった。</p>
<p>令和2年8月4日(火)、第25回委員会において、証人として10月13日午前10時30分に出頭を求めることを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(8月5日(水)に到達)</p>
<p>令和2年8月27日(木)に回答書(8月26日付)が堺市議会議長、堺市議会事務局長宛てに郵送されてきた。内容は本委員会の調査する目的から乖離し調査権限を逸脱して濫用しており、出頭請求には応じないと主張であった。</p>
<p>令和2年9月3日(木)、第26回委員会において、第25回委員会で決定した証言を求める事項について、変更することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(9月4日(金)に到達)</p>
<p>令和2年10月8日(木)、第27回委員会において阪本圭氏に対する主尋問について正副委員長案のとおり決定した。また、主尋問の事項及び委員の主な質問事項について、事前に証人に送付することを決定した。同日、特定記録郵便で阪本圭氏に送付した。(10月9日(金)に到達)</p>
<p>令和2年10月13日(火)、第28回委員会を開催したが、阪本圭氏が出頭しなかったため証人尋問を実施できなかった</p>

6-2-6 尋問事項

第28回委員会(令和2年10月13日)

証言を求める事項	
<p>1. 堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入および支出に関する次の事項</p> <p>(1) 選挙運動費用収支報告について</p> <p>① 選挙に要した費用の実態について(確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告も含めて)</p> <p>② 選挙運動費用収支報告と後援団体収支報告において、二重計上された領収書及びその原因調査について</p> <p>(2) 寄附について</p> <p>① 個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について(選挙運動費用、確認団体、後援団体、資金管理団体の収支報告)</p> <p>② 個人からの寄附の状況について(選挙運動費用、確認団体、後援団体)</p> <p>(3) 車上運動員について</p> <p>① 車上運動員の稼働状況について(選挙運動費用、確認団体、後援団体)</p> <p>② 車上運動員報酬について(選挙運動費用、確認団体、後援団体)</p> <p>(4) 選挙事務所関連について</p> <p>① 選挙事務所の実態及びその費用について</p> <p>② 事務所借上料について</p> <p>③ 事務所レンタル備品(平成29年8月30日付立候補準備金として計上されている402,150円)について</p> <p>2. 令和2年2月7日の証人尋問において、阪本圭証人が調査・検討すると証言した事項</p>	
委員長の主尋問	
池田委員長	令和2年1月30日の竹山修身氏への証人尋問及び、2月7日の阪本圭証人への証人尋

問において証言された内容、記録の提出請求資料及び令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書（第3回分）に関して、お尋ねしますので、お答えください。

1. それではまず、選挙運動費用収支報告書の記載方法についてお伺いします。

①平成29年9月24日執行の堺市長選挙において、堺市選挙管理委員会から立候補予定者説明会で「収支報告書の作成要領」が配布されています。阪本証人は受け取りましたか。

②阪本証人は、選挙当時、堺市選挙管理委員会から立候補予定者説明会で配布された「収支報告書の作成要領」を読みましたか。

③阪本証人が作成した選挙運動費用収支報告書では、支出に計上した公費負担相当額について、収入の部の自己資金の額を増やしています。この事実記載に間違いはないですか。

④「収支報告書の作成要領」の「5 支出の部」のP6には公費負担相当額の記載方法が掲載されています。支出については、公費相当負担分を記載する必要があります。

しかし、収入については、公費負担相当額を含んで計上する必要がありません。なぜ、そのような内容の報告書としたのか、その理由をお答えください。

2. 次に、令和2年2月28日に阪本証人から提出された「会計帳簿」に関してお伺いします。

①阪本証人は、この「会計帳簿」を、いつ作成しましたか。

②誰からの指示で、作成しましたか。

③阪本証人が提出した「帳簿」については、収入と支出の区分や、収入は「種別」、支出は「費目」に区分されていません。その理由をお答えください。

④阪本証人が提出した「帳簿」の様式について、「収支報告書の作成要領」のP10の「会計帳簿の様式」と異なっています。その理由をお聞かせください。

⑤作成要領には、P1に「I 作成にあたって」に「報告書を作成されるにあたっては、当選管より交付しました用紙に、会計帳簿（出納責任者が必ず備え付け、記載しなければならない「収入簿」と「支出簿」をいう。）に記載されている内容を転記してください」と記載されております。選挙当時、この記載を読みましたか。

⑥作成要領のP10に「会計帳簿の様式」が掲載されていますが、選挙当時、この記載を読みましたか。

⑦2月7日の私の主尋問において、「公職選挙法第185条に、出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入、全ての支出を記載しなければならないと規定されているが、その規定どおり行ったのか。」と尋ねた際に、阪本証人は、「規定どおり会計帳簿をつくり、そのとおり行った。」と証言されました。現在の認識もこのとおりということで間違いはないですか。

⑧阪本証人は、令和2年5月22日に、「令和2年2月28日付け上申書のとおり、会計帳簿は既に提出したとおりで、その他提出を求められている書類はありません」と回答しています。提出した帳簿以外に帳簿を備えていますか。

⑨2月7日の証人尋問において、阪本証人は「出納簿、会計帳簿は竹山後援会にある」と証言しています。公職選挙法第185条に規定する会計帳簿を出納責任者である阪本証人が備えていましたか。

⑩阪本証人が提出した帳簿を、誰が、どこで、いつから提出時まで、保管していたのか、明確にお答えください。

⑪また、竹山後援会にあると証言した出納簿はどこにありますか。あわせて、誰が、どこで、いつからいつまで、保管していたのか、明確にお答えください。

⑫公職選挙法第191条の規定のとおり、「出納責任者は、会計帳簿、明細書、及び第188条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面を、第189条の規定による報告書（いわゆる選挙運動費用収支報告書）提出の日から3年間、保存しなければならない」と規定されています。出納責任者である阪本証人が、堺市選挙管理委員会に平成29年11月16日に選挙運動費用収支報告書を提出してから3年間、法令に規定する会計帳簿を保存していたのかお答えください。

3. 次に、選挙運動費用収支報告書「収入の部」の竹山修身氏の自己資金に関してお伺いします。

①令和2年2月28日に提出された帳簿について、選挙運動費用収支報告書では、竹山修身氏からの自己資金収入日を平成29年9月15日としているにも関わらず、平成29年8月25日と記載しています。

この事実記載に間違いはないですか。

②令和2年2月28日に提出された上申書には、「竹山氏から拠出される自己資金額を調整勘定として収支の金額を合致させていたので、それにならい、収支報告書では公費負担分を自己資金に組み込んで調整しました。したがって、会計帳簿における竹山氏からの寄附の日にか及び金額と、収支報告書における収入のうち自己資金額と入金日とは合致しないものとなっています」と説明されています。

自己資金収入日を「平成29年8月25日」にしなければ、公費負担分を除き収支の出納状況は、資金ショートしているように読み取れます。なぜ、日付を「平成29年8月25日」としたのか、その理由を明確にお答えください。

③竹山修身氏の自己資金については、平成29年10月6日（第1回分）及び11月16日（第2回分）に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書では、平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」と記載されています。

令和2年2月28日に阪本証人から提出された帳簿では、竹山修身氏の自己資金の金額については、平成29年8月25日は「300万円」、平成29年9月15日には「100万円」と記載されています。

これらの記載に間違いはないですか。

④2月7日の証人尋問において、阪本証人から、金額については、「収支報告上、きれいにゼロにしたかったので、こういう形にした。もうちょっと大きい数字で、丸い数字でいただいている。」「（虚偽となるのであれば）訂正させていただきたい」など証言されました。令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第3回分）では、竹山修身氏の自己資金の金額を訂正されていません。訂正しなかった理由をお答えください。

⑤竹山修身氏は自己資金については、1月30日の証人尋問において、手持ちの現金を平成29年9月15日に「228万4,869円」、「94万8,419円」を竹山修身氏自身の代わりに者が出納責任者（阪本圭氏）へ渡したと証言しています。

この証言に間違いはないですか。

⑥阪本証人は自己資金について、2月7日の証人尋問において、「選対本部長から、もう少し大きい数字、丸い数字でいただいた。」「300万円ぐらい」「100万円ぐらい」と証言しています。

竹山修身氏の証言と阪本証人が選対本部長から受け取った金額とは相違しています。竹山修身氏の自己資金について、阪本証人が実際に受け取った人物、受け取った金額を、それぞれお答えください。

⑦2月7日の証人尋問において、阪本証人は竹山修身氏の自己資金について、「竹山氏に返した」と証言されています。

返金した日付、金額を明確にお答えください。

4. 次に、選挙運動費用収支報告書「収入の部」の寄附に関してお伺いします。

①平成29年9月2日に自由民主党本部から受けた200万円の寄附は、2月7日の私の主尋問において、阪本証人に「寄附は現金で受領したのか、口座へ振り込まれたものか、どちらか。そして現金で受領したものであるならば、誰が受け取ったのか」質問したところ、阪本証人は「現金でした。受け取ったのは、ちょっとどなたかはわからないんですが、私は選対本部長からいただいた」と証言しました。

この証言内容に訂正はありませんか。

②阪本証人が、直接、寄附を受領していないならば、選対本部長から公職選挙法第186条に規定する明細書を受け取ったのかお答えください。

③（受け取っていたならば、）なぜ、会計帳簿等の記録の提出を請求した際に提出しないのか、その理由をお答えください。

④平成29年9月22日に民進党大阪府総支部連合会から100万円の寄附を受けていますが、同様にお尋ねします。選対本部長から現金を受領した際に明細書を受け取ったのか、お答えください。

⑤（受け取っていたならば、）なぜ、会計帳簿等の記録の提出を請求した際に提出しないのか、その理由をお答えください。

⑥寄附については、公職選挙法第186条では、寄附を受けた者が7日以内に、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した「明細書」を出納責任者に提出しなければならず、立候補の届出前に寄附を受けた者も、立候補の届出後、直ちに提出しなければなりません。明細書はどこにあるのかお答えください。

5. 次に、選挙運動費用収支報告書「支出の部」の車上運動員についてお伺いします。

① 車上運動員への支払額について、出納責任者である阪本証人は「1日いくらというようなウグイス嬢との契約については、何も承知していない。この人は何日間入ったというものしかもらっていなかったと思う。それで支払いをしていたと思う」と証言しています。出納責任者として、なぜ支払額の根拠となる実働を確認せずに支払いを行ったのか、その理由をお答えください。

6. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出に関して、竹山おさみ連合後援会（政治資金収支報告書）との二重計上についてお伺いします。

①備品レンタル代40万2,150円、レンタカー代79万8,120円、警備費用15万1,200円の費用が、竹山おさみ連合後援会と二重計上になった経過について、2月7日の証人尋問において、阪本証人は「選挙収支のみをやっていたので、どうして政治団体の収支報告に領収書がいったかというのは承知していない」、「二重計上の件については、本当にノータッチだったので、はっきり言って承知していない」、「私が、選挙収支報告書、出納責任者のときは、領収書を原本でファイリングしていた」と証言されています。

平成29年11月16日に選挙運動費用収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出後、領収書は誰が保管していましたか。

②1月30日の竹山修身氏の証人尋問において、竹山氏は二重計上について「選挙費用の領収書について適正に管理してなくて、コピーが一部あったということで二重計上につながった」と証言しています。

	<p>阪本証人が、領収書のコピーを取りましたか。</p> <p>③阪本証人は、平成 29 年 11 月 16 日に選挙運動費用収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出後、領収書等を保管していますか。</p> <p>④（保管していない場合）阪本証人が、領収書等を保管していなかったのなら、保管しなかった理由をお聞かせください。</p> <p>また、誰が、どこで管理していたのか、明確にお答えください。</p> <p>⑤竹山修身氏は 1 月 30 日の証人尋問において、二重計上の事務処理を行っていたのは、後援会の会計担当である次女と精通者の 2 名が最後まで作業をしていたと証言されていますが、二重計上分については、後援会の会計担当である次女（渡井理恵氏）が領収書等の原本を管理していたのですか。次女が管理していたなら、その理由を明確にお答えください。</p> <p>7. 次に、選挙運動費用収支報告書の支出の全般について、お伺いします。</p> <p>①2 月 7 日の証人尋問において、阪本証人は「（選挙運動費用の）現金の管理は私がしていた。基本的に机の中に小さな金庫を入れて、全て私が現金を管理していた」、「全て入金、出金は、この金庫の現金でしたという理解で結構である」と証言されています。また、堺市選挙管理委員会には出納責任者の職務代行者についての届けは提出されていません。</p> <p>この証言内容及び事実関係に間違いはないですか。</p> <p>②平成 29 年 10 月 6 日（第 1 回分）及び 11 月 16 日（第 2 回分）に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書には、タケヤマオサミ名義で振込が行われた銀行口座からの振込明細書が 9 件合計 228 万 6,744 円（振込手数料を含む。）が添付されています。</p> <p>これらの記載事実に間違いはないですか。</p> <p>③令和 2 年 7 月 30 日付の竹山修身氏代理人弁護士からの回答書に「銀行預金口座は、りそな銀行堺東支店を除き他の 4 口座（三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店）は選挙事務所で会計事務を手伝ってくれたボランティアの方の銀行口座であり、時折、支払いの際に利用させてもらっていたにすぎない。りそな銀行堺東支店の口座は、竹山おさみ連合後援会の口座であり、政治資金管理口座であり選挙運動費用の管理口座ではない。阪本が既に証言しているように、選挙資金は現金で管理しており、会計の補助者に支払いをお願いしたものについては、事前あるいは事後に会計責任者において、精算済みであり、会計責任者としては選挙資金はあくまでも現金で管理していたというのが実態であった」と記載されています。</p> <p>三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店、りそな銀行堺東支店の銀行口座の名義人は誰ですか。</p> <p>④選挙運動費用の会計事務を手伝ったボランティアは、堺市選挙管理委員会に報酬を支給する者としての届けが提出された事務員の「秋山孝弘氏」、「河野愛氏」ですか。両氏でないなら誰ですか。</p> <p>⑤令和 2 年 7 月 15 日の委員会において決定し、竹山修身氏に記録の提出を求めた銀行口座について、お尋ねします。選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアに、ボランティア自身の口座を使用して、選挙運動費用を支払うよう指示したのは阪本証人ですか。</p> <p>⑥選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアに、ボランティア自身の口座を使用し</p>
--	---

て、選挙運動費用を支払うよう指示した理由を明確にお答えください。

⑦(阪本証人でなければ)誰が指示したのですか。

⑧別紙記載資料の選挙運動費用収支報告書に添付されているりそな銀行堺東支店の4件合計151万2,930円(振込手数料を含む。)の振込について、お尋ねします。

令和2年7月30日付の竹山修身氏代理人弁護士からの回答書に「りそな銀行堺東支店の口座は、竹山おさみ連合後援会の口座であり、政治資金管理口座であり選挙運動費用の管理口座ではない。」と記載されています。

選挙運動費用を支払った4件の振込は、竹山おさみ連合後援会の口座から振り込まれたのですか。

⑨4件の振込は、実際に誰が行ったのですか。個別にお答えください。

⑩阪本証人は、2月7日の証人尋問において、選挙資金と政治資金については、「収入・支出は区別がついていた」、「明確に区別していた」、「基本的に政治団体の政治活動のお金についてはノータッチだった」と証言しています。

この証言内容に間違いはないですか。

⑪2つの銀行口座(三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店)を使用して、選挙運動費用の支払いが5件合計77万3,814円(振込手数料含む。)行われています。また、それは、選挙事務所の会計事務を手伝ったボランティアの銀行口座であるとの説明です。

5件の振込について、実際に、誰が、誰の口座から相手方に振り込んだのか、個別に明確にお答えください。

⑫他方、別紙記載資料のように、4つのボランティアの銀行口座又は後援会の口座を使用して、振込により、9件合計228万6,744円(振込手数料を含む。)の選挙運動費用、19件合計549万998円(振込手数料を含む。)の2政治団体(連合後援会、確認団体)の費用が支払われています。

この事実関係に間違いありませんか。

⑬これまでのご説明によれば、選挙運動費用とそれ以外の政治活動費用が、転々として、ボランティア名義の口座、他の団体の政治資金管理用の口座から、送金されていることと理解しました。

このような支払方法に伴い、振込送金と当該口座への現金の入金の先後によっては、当該口座の名義人の預り金になったり、立替金になり、あるいは、ややもすれば、当該口座名義人の経理担当者において、資産勘定ではなく、当該口座の名義人の支出と勘違いする恐れもあろうと推察します。

このような管理上の手間が増えるところ、選挙運動費用と政治資金について、どのように費用の区別ができていたといえるのか、また、その理由を明確にお答えください。

8.次に、2月7日の証人尋問において、阪本圭証人が「調査・検討する」と証言したことについてお伺いします。

①平成29年9月24日執行の堺市長選挙における出納事務の手続についてお伺いします。会計事務は何名で行っていたのですか。

②会計事務の方のお名前をお答えください。

③平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書に当初記載されていなかった携帯電話の通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代について、4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)では、選挙運動費用として按分され計上されています。

この事実関係に間違いはありませんか。

④なぜ、このような(4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分))内容で訂正されたのか、その理由をお答えください。

⑤選挙運動費用であると判断したのは誰なのかお答えください。

⑥平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用と政治資金の区別についてお伺いします。

阪本証人は、選挙運動費用と政治資金は明確に区別していましたか。

⑦(わからない場合)誰が選挙運動費用と政治資金を判断し、区別していたのですか。

⑧平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用収支報告書(1月30日・2月7日証人尋問:資料1)の78ページの領収書についてお伺いします。この領収書については、阪本証人が2月7日に証言されているとおり、選挙事務所に設置した固定電話を調達した際の領収書で間違いはないですか。

⑨これらの固定電話の調達費用の内訳書は提出されましたか。

⑩(提出した場合)4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)に添付されていますか。

⑪(提出していない場合)なぜ、提出されないのですか。

⑫ 竹山修身氏から平成31年3月12日議員総会用資料として、平成31年3月8日及び平成31年3月11日に議長へ提出された竹山おさみ連合後援会の収支報告書に記載されている電話機関連費用についてお伺いします。

収支報告書には、平成29年8月28日に「電話追加工事、レンタルほか」26万2,908円の支出が記載されています。領収書等添付資料には、請求書及び振込明細書が添付されており、その内訳には「カラープリンタ、電話作戦室(壁用吸音シート)、追加設定作業(電話追加設定作業、スキャナー設定費、電話機5台追加及び追加設定作業、パソコン、ネットワーク、プリンタ設定)」と記載されています。この支出に選挙運動費用の固定電話機の調達費用が含まれていませんか。お答えください。

9.次に、令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)についてお伺いします。

①令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)については、2月7日の証人尋問において、各委員からの質問において指摘を受けたため、提出されたのですか。

②選挙運動費用収支報告書(第3回分)の内容について、選挙運動に使用した費用と確認したのは誰なのかお答えください。

③令和2年4月20日に大阪府選挙管理委員会に竹山おさみ連合後援会の平成29年分の政治資金収支報告書の訂正願が提出され、支出が減額されています。また、減額された額が、選挙運動費用収支報告書(第3回分)に追加されています。

後援会の政治資金収支報告書に添付されていた領収書が選挙運動費用収支報告書(第3回分)に添付され、按分されて選挙運動費用に計上されています。

これらの事実関係について間違いはないですか。

④そのように計上すると判断された理由を明確にお答えください。

本委員会の調査は、選挙運動費用を調査するにあたり、関連する政治資金収支報告を確認しています。支出について、政治資金から選挙運動費用に変更されたことは、どちらの支出が適しているのか判断されていることから、両者は密接に関連していますので、明確にお答えください。

各委員の質問通告	
伊豆丸委員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金管理の実態について 2. 選挙事務について 3. 両証人が行った証言の食い違いについて 4. 前回出頭時において証言した選挙運動費用収支報告書の修正点について
水ノ上委員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 竹山証人は9月15日、自己資金228万4,869円は私の手持ちの現金を、私の代わりに者が出納責任者に渡したと証言している。 これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、300万円くらいを受け取ったと思うと証言している。 金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。 2. 竹山証人は9月15日、現金である自己資金94万8,419円も私の手持ち資金から代理の者が出納責任者に渡したと証言している。 これに対して阪本証人は、9月15日付の自己資金については、現金で小郷選対本部長から100万円くらいを受け取り金庫に入れたと証言している。 金額の認識が違うのはなぜか。また、政治資金収支報告書の金額を修正しなかったのはなぜか。 3. 阪本証人は9月15日に竹山氏から小郷本部長を通じて300万円と100万円を受け取ったと証言しているが同日で間違いはないか。 4. ウグイス嬢について 誰がウグイスを依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口は誰か、スケジュール管理は誰か。 竹山証人：承知していない。出納責任者に聞いてもらいたい。 出納責任者阪本証人：承知していない。誰に聞けばよいかも承知していない。 竹山証人と阪本証人の証言が不一致。 それならばウグイスの担当窓口、スケジュール管理は誰か。 5. 確認団体のウグイスについて 竹山証人は確認団体街宣車のウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏であると証言しているが、阪本証人は確認団体については、私は基本的にノータッチだったと証言している。 竹山証人と阪本証人の証言が不一致。 確認団体のウグイスの担当者は誰か。 6. 阪本証人は私が管理していたお金は選挙資金であり、政治資金には一切関与していないと証言しているが、確認団体の収支報告書の作成は渡井氏で領収書と全部確認して判こだけは私が押したと証言している。 領収書を全部確認して確認印を押印している以上政治資金に関して関与を認めているが、確認団体の収支報告書の最終チェックは阪本証人が行ったという認識でよいか。 7. 選挙期間中14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず選対事務局長が誰であったか、選挙ポスターの作成、ビラの作成などの広報活動の担当者は誰か、また竹山事務所側のウグイスの依頼の責任者は誰か覚えていない。ということだが、改めて、選対事務局長、広報活動の担当者(議員)、街宣担当者(議員)は誰だったのか。 8. 阪本証人の証言では1回目の選挙収支報告書を平成29年10月6日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていない。

	<p>2回目の選挙収支報告書を平成29年11月16日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていないということだったが、出納責任者の阪本証人は提出を誰に命じたのか。</p> <p>9. 選挙において個人寄附は無かったと証言しているが、後援会の収支報告書では選挙期間中9月16日、20日に個人21人から個人寄附を受けているが、どこでだれがこの寄附を受けたのか。</p> <p>10. ウグイス嬢の領収書 宛名と金額と但し書きは阪本証人本人が書いたと証言している。 阪本証人が自筆した「補佐人同伴願い」「証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について」の筆跡と明らかに違う。 領収書を阪本証人が書いたという証言は嘘ではないか。</p> <p>11. ウグイス嬢については事務所のメモを信用してそのまま支払いをし、領収書をもらったと証言している。 事務所のメモは誰が書いたものか。</p> <p>12. 竹山おさみ連合後援会の収支でwithという業者への10月3日支払い80万7,000円のウグイス代金があるが、竹山証人は、選挙期間外でウグイス嬢を使っているいろいろな活動をしたということは承知していると証言している。 阪本証人は、いつの時期から、詳しいことは分からないが、街宣活動はやっていたと証言している。 後援会の収支報告書にはレンタカー代も運転手代も計上されていない。ウグイス嬢を用いた街宣活動はいつからいつまで、誰の指揮のもと行われていたのか。</p> <p>13. 阪本証人は選挙前は後援会の仕事をしていたと証言している。 選挙前に街宣活動していたというのならwithへのウグイスの依頼、街宣活動の詳細など知っているはずである。 知らないというのであれば、後援会の収支を管理していた渡井理恵氏に聞いたら分かるか。</p> <p>14. withの所在地が衆議院議員岡下昌平氏の自宅住所だが、withと岡下昌平議員はどのような関係なのか。 誰に聞いたら分かるか。</p> <p>15. 提出された会計帳簿について。</p> <p>16. 振込口座の存在 阪本証人は現金のみ管理していたと証言しているが、選挙に関わる支払いを三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店の口座よりタケヤマオサミ名義で振り込み支払いをしている。この振込支払いについて指示をしたのは阪本証人か。 また振り込み支払いをしたのは誰か。</p> <p>17. 上記振込口座からタケヤマオサミ名義で振り込み竹山おさみ連合後援会、確認団体の費用が振込支払いされている。振込日は選挙期間を含む前後の日である。同一口座からの振込であり、この振込を指示したのは誰か。また振り込みをしたのは誰か。</p> <p>18. 回答書では三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店の4口座は選挙運動の事務ボランティアの口座であったとされているが、それぞれ誰の口座か。</p> <p>19. 回答書では、りそな銀行堺東支店の口座は連合後援会の口座ということであるが、間違いないか。</p>
--	---

	政治団体である連合後援会の口座から選挙に関わる費用の支払いをした理由について、この振込を指示したのは阪本証人か。
裏山委員 吉川委員	1. 選挙運動費用収支報告書について ① 寄附金について ② 事務所敷引金について ③ 携帯電話通話料金について ④ コピー機カウント代について ⑤ 宿泊代について ⑥ 出納事務について
信貴委員 西川委員	1. 領収証の管理方法について 2. 選挙費用の見積もりについて 3. 職務分掌について
西委員	1. 選挙収支と後援会会計の二重計上について 2. 公費負担の選挙収支への計上方法について
森田委員	両証人の証言の齟齬について

6-3 証言拒否事項

6-3-1 竹山修身氏 第19回委員会（令和2年1月30日）

ページ	尋問者	尋問内容	証言拒否の疎明理由	正当理由の存否の決定
P9、10	池田委員長	<p>今回のこの平成29年の選挙運動費用の収支報告にかかわる出納事務の手續についてお伺いをしておりまして、その出納事務を実質的に行っていたのは誰なのかをお答えをいただきましたが、竹山証人の御回答は、複数の方がかかわっておられる、その中で責任者は阪本圭氏ということの御回答でありましたので、それでは、その複数の方のお名前を御氏名をお答えくださいというふうに申し上げておりまして、お答えいただいたのは竹山証人でありますので、していますが、事前に調べられて複数の方という御認識をされているのと思えますのでね、証言拒否という内容が法令の内容がわからなければ、補佐人に御相談いただいても結構ですので、再度、お答えいただくように思慮願いたいと思います。</p>	<p>それでは、補佐人と今相談したことも含めて、御答弁させていただきます。</p> <p>阪本氏が出納責任者として主として選挙の出納会計処理をやっておりました。そして、あと何人かが補佐してくれました。その方々については、もう事前に言わないでくれと、名前を言わないでくれというふうにおっしゃっておられましたので、私もそのプライバシーがあるということで、あえて確認したりすることはしなかったところでございます。以上です。</p>	<p>第19回委員会（令和2年1月30日）においては、証言の取り扱いについては留保することとした。</p> <p>第20回委員会（令和2年2月7日）において民事訴訟法第196条及び第197条に規定する証言拒否の理由には該当しないにもかかわらず、証言がなされなかったため、証言拒否と判断し、起立採決により、証言拒否の理由が正当と認めないことに決定した。</p>

6-3-2 阪本圭氏 第20回委員会（令和2年2月7日）

ページ	尋問者	尋問内容	証言拒否の疎明理由	正当理由の存否の決定
P12、 13	池田委員長	<p>阪本証人、もともと尋問の最初お伺いしたのが、会計事務は何名で行っていたのでしょうかということでお聞きをいたしました。すると阪本証人は、御本人が出納責任者とともにボランティアの方で複数名おられるとおっしゃられました。その数は2名ということでありませす。</p> <p>改めてその2名の方のお名前をお伺いをしたいと思います。</p> <p>尋問は、証人は記憶に基づいて証言することになっております。したがって、記憶にあるならば、明確にお答えをください。</p>	<p>ボランティアの方の名前、記憶にはあるんですけども、先ほど言わせてもらったとおり本人の確認もできてませんし、それこそボランティアで手伝っていただいたという事でプライバシーのこともありますので、証言は控えさせていただきますと思います。</p>	<p>委員会において本件については民事訴訟法第196条及び第197条に規定する証言拒否の理由には該当しないにもかかわらず、証言がなされなかったため、証言拒否と判断し、起立採決により、証言拒否の理由が正当と認めないことに決定した。</p>

7. 竹山修身氏と阪本圭氏の証言内容の比較・分析

第19回委員会（令和2年1月30日）において竹山修身氏、第20回委員会（令和2年2月7日）において阪本圭氏の証人尋問を行い、それぞれの証言について比較・分析を行った。

7-1 証言内容の比較

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
1 選挙運動費用について					
1	8	選挙対策本部長小郷一氏及び役員の方々の推挙があって、私も阪本圭氏が適任だと思って、出納責任者になってもらった。	9	選对本部長の小郷氏から出納責任者への就任依頼をされた。	
2			9	平成29年7月ぐらいに出納責任者に就任の打診をされたが、いつから出納責任者としての事務に携わったのかは明確ではない。届け出は9月4日であるということだけは明確に覚えている。	
3			45	9月4日に出納責任者を届け出たが、実務は8月ぐらいからだったのかなと思う。	
4			59	小郷選对本部長が私に出納責任者を依頼した理由は、私にもわからないが、以前から親交はあり、以前、国会議員の事務所にもいたので、出納責任者として選んだのかなと思う。	
5			59	これまで、出納責任者を務めたことはないが選挙収支に関してはかかわったことはある。	
6			59	小郷選对本部長から依頼を受けたとき、難儀なことだと思ったが、せっかく指名していただいたので、頑張らなければと思った。	
7	8 9	出納事務は出納責任者が総括として行っていた。そして、複数の方々がその出納事務を手伝っていた。その方々の名前については了解を得ていないので答えられない。	10	会計事務は基本的には私1人でやっていたが、複数名のボランティアに補助として手伝ってもらっていた。	
8	41	選挙の収支については、一貫して出納責任者が補助者と一緒にやっていたので、私自身はその分については適正にやられているというふうに思っている。	11	私が時間的にできない支払いとかを複数名のボランティアにやってもらっていたが基本的には全部私がやっていた。	
9			11	手伝っていたのは2名。名前を答えることについては本人に確認していないので、この場では証言できない。	
10			56	会計事務を補佐していた2名のボランティアに対して、依頼したのは私である。	
11			57	2名のボランティアは、私がいなくときの簡単な支払いとか、請求書の受け取りとか、単純なことをやっていた。	
12			10	公職選挙法第180条第2項に基づいて出納責任者の支出することのできる金額の最高額は1,000万円とした。	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
13			10	平成29年9月24日執行堺市長選挙運動費用収支報告書に記載された内容を確認の上、押印を行った。	
14			58	証言拒否した会計事務を手伝っていた2名の名前については、公表してもよいか本人に確認したい。	名前を公表してよいか本人に確認した結果を報告
15	15	訂正後の選挙の収支報告書（平成29年11月16日に提出した選挙収支報告書）については記載誤り等はないと思っている。	59 60	尋問にあった竹山おさみ連合後援会の収支報告書に計上されているいろいろな支出のうち、 <u>携帯の通話料と宿泊費、コピー機カウンター料については、選挙費用に入れることの調査及び修正も検討しなければいけない</u> と思っている。	最終的に阪本証人は、 <u>携帯通話料と宿泊費、コピー機カウンター料</u> について、調査及び修正も検討と証言を変更
16	13	選挙運動に関してホテル等の宿泊については、具体的に承知していない。	15	選挙運動を行うため、ホテルなどの宿泊所を利用した人というのは承知していない。	
17	13	選挙運動において、私も携帯電話を持っているので、使用していたと思う。	15 16	竹山修身候補の選挙運動における携帯電話の使用については、基本的に個人の携帯電話を使っていたと思う。その支払いを選挙運動の方で払うということは当然ながらしてない。竹山修身氏が自分で使用していた携帯電話は、選挙費用に計上されておらず、その扱いに関しては承知をしていない。	
18			16	ボランティアもそれぞれスマホなり携帯電話を持っていた。それも含めて計上されていないので、それに関しても承知をしていない。	
19	13	資料2のうち、128ページから133ページ及び155ページ（議員総会に当たり、竹山証人が平成31年4月15日に議長へ提出された竹山おさみ連合後援会の平成29年の収支報告書及び領収書等添付書類）に、備品・消耗品費として、住宅地図、文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、また事務所費としてコピー機カウンター料、携帯電話通話料、そして組織活動費として宿泊代、これらについて、詳細の会計処理はわからないが、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の収支報告書に計上されているのは、政治団体としての支出であるからであり、選挙運動における支出については、別途、選挙の収支報告書に書かれていると思う。	16 17 24	後援会の平成29年分の収支報告書に計上されている備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、コピー機カウンター料、携帯電話通話料、宿泊代のうち、 備品・消耗品費については、選挙事務所を後援会から無償提供を受けるときに、机とかその他もろもろを含めて1日2万円と本部長から聞いていたので、選挙費用に入っていないことについては承知していない。 後援会の収支報告書に事務所費として計上されているコピー機カウンター料については、事務所家賃に含まれてると思っている。 宿泊費と携帯通話料に関しては、承知していないので、これらについては調査及び、もしかすると選挙費用に入れることも検討しなければいけないかと思う。	通番172の行に再掲 阪本証人は宿泊代と携帯通話料に関しては調査及び選挙費用に入れることも検討しなければいけないかと思うと証言を変更

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
20	14	これらの支出を竹山おさみ連合後援会の平成29年分の収支報告書に計上することの判断を行ったのが誰かについては詳細がわからない。	17 18	これらの支出を後援会の平成29年分の収支報告書に計上することは、調査をする必要があるものの、当時自分は計上することの判断には関与していないので承知していない。	
21	15	選挙資金と政治資金については、それぞれ担当者が異なるので、選挙については選挙の出納責任者、政治資金については会計責任者等、しっかりと分類してやっていたと思っている。	10	公職選挙法第185条「出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入、全ての支出を記載しなければならない」との規定どおり、会計帳簿をつくり、そのとおり行った。	
22			10	実際に行っていた出納事務については、選挙資金を預かって、入金があれば最終的には私のほうにもらえるようにしていたし、出金があれば、その都度支払うようにはしていた。また、入出金の領収書における管理及び領収書を発行を行っていた。	
23			53	出納責任者として依頼された業務は、選挙においての資金の入出金と領収書の管理であったと思う。	
24			53	領収書もしくは請求書が示されたときに、基本的に選挙期間中に使ったものは選挙収支と判断していた。	
25			53	基本的に請求が来たものが、大体全て選挙資金、選挙収支と思って支払っていた。	
26			18	私が管理していたお金は選挙資金であり、政治資金には一切関与していない。	
27	15	担当者レベルで法に基づきしっかりと選挙資金と政治資金の区別ができていた、対応していたと思っている。	18	基本的に私が管理していた選挙資金については、収入の部分では、竹山氏本人からの自己資金と政党からの寄附ぐらゐであり、政治資金と選挙資金の区別はついていてと思う。支出の部分についても同様に区別はついていていた。	通番 138 に阪本証 人再掲
28			21	政治活動と選挙活動についても当然明確に区別しており、関与していたのは選挙活動の資金のみである。	
29			21	選挙費用の出納責任者として選挙資金と政治資金、政治活動と選挙活動を明確に区分けしていたと思う。	
30			21 22	ふだんの後援会活動とかのサポート等の政治活動も行っていたが、基本的に政治団体の政治活動のお金については、ノータッチだったので、承知していない。	
31	15 16	3団体の親団体である連合後援会と資金管理団体と確認団体、この3つの団体の政治資金については、収入の受け皿は連合後援会1つなので、連合後援会からあとの任意団体に流れていったということで、それをもって4月15日、18日に報告書を訂正した。選挙資金とは全く別である。			
32	16	個別具体的な会計事務については、私は十分承知しているわけではないが、そのあたりはやっていただいていると			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		いうふうに思う。			
33	16	3月の議員総会で、非常に完成度の低い議員総会資料を提出したので、有識者を入れて、再度、議員総会資料として収支報告書をつくり、全ての事務を洗い出した。その中に、二重計上されていたという指摘を受けて、私も総点検して、4月15日に提出したものを4月18日付で連合後援会の収支報告書を再度、訂正・追加事項ということで修正し、同日議会に提出した。間違っているところは間違っているということで、訂正して府選管に提出した。	19	なぜ領収書が政治資金収支報告書と選挙運動費用収支報告書の両方に二重計上されていたかについては、選挙収支のみをやっていたので、どうして政治団体の収支報告に領収書が行ったかというのは承知していない。	尋問で取り上げた日産レンタリース阪南への支払い額41万4,090円については後援会と選挙資金との間の二重計上ではなく、後援会と確認団体との間の二重計上。
34			22 23	平成29年の竹山おさみ連合後援会の政治資金収支報告書に支出の一部として計上されていた、運転者が阪本圭様、宛名が竹山おさみ連合後援会事務局阪本様となっている3つの請求書について、受け取ったかどうかについては覚えていない。以前から後援会事務所にいたので、名前がそうだったのかもしれない。レンタカーを借りに行ったのが私なのかもしれない。	
35			23	この3つのレンタカー代の請求書の精算については、後援会で払っていると思うので、どのように精算したかについてはわからない。	
36			23	二重計上の件については、本当にノータッチだったので、はっきり言って承知していない。 この請求書のレンタカーについても立候補準備用で車を借りたのではないと思う。	
37			23	実際にどちらの支出にするのが正しいかという判断については、選挙収支は私がやっていたので、その選挙収支を見てから政治団体のほうを使ったのではないか。	
38	17	選挙収支について全て適正にやっているといる。 政治資金の収支報告書訂正において、私自身が大きな指導監督ないし自己責任も含めまして大きな誤りが随所にあった。それを全てチェックするために2月から始めたが、猶予をもらって4月15日に提出した。しかし、領収書がいろいろ散失し、それを取り紛れて今回のこの二重計上ということになった。			
39	17	この二重計上の事務処理を行っていた	19	竹山証人は二重計上の事務処理は後援	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		のは、後援会の会計担当である次女と精通者である2名が最後まで作業をしていた。		会の会計担当である次女と精通者である2名が作業を行ったと答えていることについて、精通者である2名の中に自身は含まれていない。	
40			19	二重計上の領収書の1つに、ただし警備費用としてという記載がある。この警備費用というのは具体的には選挙出陣式、出発式のときに事務所前に人が集まることから、その警備の費用である。	
41	17 18	資料2 備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、事務所費におけるコピー機カウンター料、携帯電話通話料、組織活動費における宿泊代について政治資金としての処理は正しかったと思う。ただ、出納責任者に確認すると、一部違うんじゃないか、選挙費用の中に含まれている分もあったんじゃないかと言っている。	20	竹山証人が、選選挙運動費用収支報告書に計上すべき支出が一部政治資金収支報告書に計上されていたという旨の証言をしたことについて、収支報告書を作成した時点で、そういう誤りはなかったと思う。しかし、先ほどの主尋問を受けてよく検討すべきところは多々ある。	選挙の収支報告書の検討
42	18	選挙期間中、後援会は選挙運動はできないが、後援会独自の選挙運動にかかわらない活動はできると認識している。			
43	17 18 19	備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、コピー機カウンター料、携帯電話通話料、宿泊代、これは後援会活動としてできるかということの認識について、適切にやっていると思っている。			
44	19	具体的にはわからないが、後援会活動として選挙期間中に携帯電話52台を使ったということはある。			
45	19	後援会の事務担当は次女で、仕分けをしていた精通者であった			
46	19	私の次女は後援会活動についての会計をやっていたが、選挙については一切会計はやっていない。			
47	19	選挙期間中の具体の宿泊を伴う後援会活動については私は知らない			
48			23	後援会に計上されている宿泊費等に関しては選挙運動費用収支に計上しなければいけないかも、調査しなければいけない。	選挙の収支報告書の変更調査
49	19	具体の宿泊については、担当者に聞けばわかる。後援会の収支については次女、選挙については出納責任者である。そしてそれらを支えていただいた方々もいた。	24	後援会に計上されている宿泊費等に関して、選挙活動なのか、後援会活動なのか、誰が判断したのか、差配したのかということについては、私に請求書が回ってこなかったというのもあり、誰が差配してたか承知していない。誰に聞けばよいのかも分からない。	
50			24	請求書が来たものに対しては、基本的には支払いしていたので、その差配というのは誰がというのは、承知していない。	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
51			25	出納責任者である私のところに届いた領収書は全て選挙費用として支出した。	
52			25	<u>選挙運動費用か後援会費用か区分けを誰がしていたかを誰に聞いたらわかるのかについては、今後調査・検討する。</u>	費用の区分けについて調査検討
53			26	資料1(選挙運動費用収支報告書)の78ページ固定電話の通話料の領収書について、その固定電話調達費用の内訳については、別途調査して提出する。	固定電話について調査して提出
54			55	NTTファイナンスの費用については、固定電話の調達費用も含めて調査しなければいけないと思っている。	固定電話の調達費用の調査
55	20 21	堺市長選挙でかかった金額は公職選挙法の定める法定費用の中におさまっていると認識している。そして後援会に計上されているマット代、宿泊代等については、それを選挙運動に使ったかどうかということは私は確認できていない。			
56	21	私はこの選挙収支の報告書が正しいというふうに認識している。この範囲の中でやってるということは法定費用に含まれてるといことである。	20	収支報告書を作成した時点での誤りがあるという認識はないが、 <u>百条委員会での指摘を踏まえると調査検討しなければいけないかな</u> とは思ってる。	百条委員会の指摘を踏まえた調査検討
57	30	資料1(選挙運動費用収支報告書)2ページ「収入の部」9月15日、自己資金228万4,869円は、私の手持ちの現金を、私のかわりの者が出納責任者に渡した。	32 33	資料1(選挙運動費用収支報告書)2ページ「収入の部」9月15日、自己資金228万4,869円については小郷本部長から受け取ったと思う。この869円という小銭をもらったわけではなく収支報告上、きれいにしたかったので、こういう形にした。もうちょっと大きい数字で丸い数字でもらっている。 <u>虚偽の収入になるのであれば、訂正する。</u>	阪本証人は通番58のとおり300万円ぐらいうけ取ったと証言
58			46	資料1(選挙運動費用収支報告書)2ページ「収入の部」9月15日付の自己資金については、 <u>300万円ぐらいうけ取ったと思う。</u>	通番57に関して
59			33	この9月15日の日付については記憶にないが、通常だったら入金の日と思う。	
60	31	資料1(選挙運動費用収支報告書)の13ページ、修正後の「収入の部」9月15日、現金である自己資金94万8,419円も、私の手持ち資金から代理の者が出納責任者に渡した。	33	資料1(選挙運動費用収支報告書)13ページ「収入の部」9月15日、94万8,419円の自己資金については同じく小郷本部長から受け取ったと思う。9月15日に間違いはないと思う。	阪本証人は通番61のとおり100万円ぐらいうけ取ったと証言変更
61			46	資料1(選挙運動費用収支報告書)13ページ「収入の部」9月15日付の自己資金については、現金で小郷選対本部長から100万円ぐらいうけ取り金庫に入れた。	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
62	35	資料1(選挙運動費用収支報告書)3ページ「収入の部計」の総計は、556万4,869円で間違いない。	46	資料1(選挙運動費用収支報告書)14ページ「収入の部計」総計651万3,288円については間違いない。	竹山証人に対しては1回目に提出した報告書、阪本証人に対しては2回目(修正後)の報告書に基づいて尋問したため金額が異なる。
63	36	資料1(選挙運動費用収支報告書)2ページ「収入の部」の竹山おさみ連合後援会から28万円の寄附というのは、無償提供と記載しており、実際にこの28万円を選挙事務所が受け取ったわけではないということ間違いない。	46	このうち28万円については、竹山おさみ後援会から家賃代として無償提供されているので、現金をもらったわけではないということ間違いない。	
64			16 42 47	この28万円の根拠というのは、180万円の家賃で3カ月借りていたので、1日当たり2万円という計算となる。(選挙事務所として)14日間借りたので28万円ということになる。その中にコピー代・光熱費が含まれていると本部長からそのように聞いていた。	通番173に阪本証人再掲 コピー機カウンター料等については、選挙費用に入れることも検討と証言変更
65			47	28万円、1日2万円の中に、コピー代が含まれているというのは出納事務上矛盾を感じなかった。	
66	36	資料1(選挙運動費用収支報告書)3ページ「収入の部計」総計、556万4,869円から無償提供の28万円を引き算をすると、現金での収入528万4,869円となる計算は合っている。	47	資料1(選挙運動費用収支報告書)14ページ「収入の部計」総計が651万3,288円で、そのうち28万円は帳簿上のみの、現金をもらった収入ではないので、手元の選挙事務所の金庫の中に、収入として記載すべきは、計算すればこの651万3,288円から28万円を引いた623万3,288円ということ間違いない。	竹山証人に対しては1回目に提出した報告書、阪本証人に対しては2回目(修正後)の報告書に基づいて尋問しているため金額が異なっているが、差額は同額となっている。
67	36	資料1(選挙運動費用収支報告書)11ページ「支出の部計」選挙運動費用収支の支出の総計は公費負担額を含めて556万4,869円である。この支出の合計の556万4,869円から、公費負担の151万232円を引いた405万4,637円が実際の現金の支出となること間違いない。	47 48	資料1(選挙運動費用収支報告書)18ページ「支出の部計」651万3,288円と記載をされており、この中には、公費負担分の151万232円が含まれているので、実際に金庫から出ていった現金の支出というのは、この651万3,288円から公費負担の151万232円を引いた500万3,056円になることは理解できる。	
68	37	現金の収入528万4,869円から現金の支出405万4,637円を引いた123万232円については、私の自己資金を出しているもので、その分については、会計上の問題でこういう	47 48	金庫に入った現金の収入と、金庫から出ていった現金の支出を比べると、この623万3,288円と500万3,056円、この差額は123万232円となる。この現金は覚えていないが	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		ふうになっているので、戻ってきてるという認識である。		竹山氏に返したのは、これぐらいの金額だと思っていた。(尋問での指摘を受けて) この差額をきちっと計算をして、選挙収支に書くのが正しい選挙収支の在り方だと思う。そうでないと、虚偽記載になるという認識は、当時なかった。	
69			47	自己資金について、最終調整をして収支を合わせるために記載すると(訂正した意味)は、収入と支出(の差)をゼロにしたいと思った(という意味)。	
70	37	選挙資金の収支報告書については、私も今回、しっかりと勉強し、いろいろなやり方があるというふうなことを感じた。ほかの方の収支報告書を見ても、余剰があっても書いてないというのはよく見られる。私どもの出納責任者はそういうふうな形で余剰も150万等(公費負担の151万,232円)を含めて自己資金として書いていって、その分については、後ほど、余剰の分については私のほうに返ってる。私はこのやり方が独特であるということを今回初めてわかった。	48	私も今まで(選挙収支は、支出がなくなった一番最後に自己資金で調整する)こういうやり方でやっていて、何も指摘も受けなかったもので、そのままやっていた。	
71			48	竹山氏に返金した以外に支出はなかったかと思う。	
72	37 38	私は、収支報告書の書き方については、千差万別であるというふうに思っている。吉川委員のいうやり方もあるし、違うやり方もあると思うので、私自身はこのあたりを特に奇異なことではないと思う。	48	(選挙の収支が)記載されている出納帳簿(について指摘を受けての改めて)の提出については、弁護士とも検討させてもらう。	出納帳簿提出の検討
73			45	出納簿、会計帳簿は竹山後援会にあると思う。	
74			62	公職選挙法185条に規定されている会計帳簿はコンピューターで管理していた。確認しないといけないが、紙でプリントアウトしたものしかないと思う。データ等は残ってないかと思う。そこは確認しないといけないが。	会計帳簿のデータ等が残っていないか確認
75	41 42	最終的な4月の連合後援会の収支報告の訂正については、最終的な4月15日ないし4月18日の修正報告の収支報告書の作成に当たり、次女だけではなく、選挙の収支の報告に詳しい方を2名に来てもらい作業をもらった。もちろん、そうした領収書の仕分けだけではなく、どこの費目に何を入れるかということまで教えてもらい、その人と一緒に次女も対応したところである。			
76			50	選挙収支用の領収書をもってきた方・請求書を持ってきた方は、さまざまだったので、誰がというのはなかったかと思う。全員の名前はわからないが、ある程度は頭に浮かんでいる。(しかし)誰かというのは差し控えたい。	
77	42	選挙の収支、3つの政治団体の収支を、			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		自分も最終的にそのチェックをしたが、膨大な量があつて、全てに目が届かなかった。記者会見で二重の領収書の指摘を受けた。			
78	44	選挙収支と後援会との3つの二重計上について、選挙の収支報告に伴う領収書は、1つのファイルの中にあつたというふうに聞いている。ただ、コピーが紛れており、それが二重、領収書のコピーが紛れて、二重計上の原因になつたというふうに聞いている。これ自身、そういうコピーもあつてはならないことと思うが、当時、本当に短い期間の中で膨大な量を処理するという中で、そうした誤り・混入があつた。私も、大きな責任があると思つており、4月18日に追加訂正し、22日には監査会計人にチェックを受け、了解された。	51 52	資料1(選挙運動費用収支報告書)4ページ「支出の部」及び31ページの領収書について、事務所レンタル備品代として支払われた領収書の金額が93万6,124円のうち、選挙の収支には40万2,150円が記載されているが、この件について、私は基本的には選挙収支のみをやつたので、政治団体のほうに複雑な案件なので気をつけるように言つたか言つてないかも覚えてない。二重計上がどうなつていたかも、わからない。複雑なので領収書を分けることができなかつたかという問い合わせしたかも記憶にないが、今は、そういうふうにしたほうがよかつたかなと思う。	
79	45	21世紀フェニックス都市を創造する会と堺はひとつ笑顔でつながる市民の会、竹山おさみ連合後援会の会計担当は、主に次女がやつていた。管理について、収入の面は特に、連合後援会一本であつた。そして、資金管理団体「フェニックス」や確認団体「堺はひとつ」の支出については、発生するごとに、連合後援会から支出をして、もう一つの「フェニックス」の収入、そして「フェニックス」の支出ということで、3倍にもなつてゐる。そういうことで額が大きくなつた。管理自身は適正にやろうということでやつていたが、選挙年について、特にうまく収拾できてなかつた。			
80	45	3団体の管理については、大きく分けて、基本的には連合後援会支出は、後援会活動に伴うもの、そして資金管理団体「フェニックス」については、資金管理の歳入の受け入れ、そして主に人件費を「フェニックス」で払つていた。確認団体「堺はひとつ」は、選挙に伴う確認団体ビラや、そして選挙中も街宣活動できるので、街宣活動の費用に充てていた。			
81	45	3団体について、領収書の保管場所は十分な整理ができておらず、今回の大きな修正に至つたところである。			
82	46	3団体の資金管理につきましては、私自身は適正にやつてゐるというふうに思つていたが、なかなか実務について、パソコン入力はやつていたものの、領収書等の管理がうまくいっていないということであつた。そういう意味で、管理が例えばこれは1団体、2団体、3団体というふうにしつかりと分けていたかということ、疑問が残つてゐる。			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
83	46	後援会と確認団体、後援会と選挙収支の二重計上について、選挙費用の領収書について適正に管理していなくて、コピーが一部あったということで二重計上につながった。こうしたことがやはり根本的な原因になって二重計上になった。ふだんからの整理をきちっとやっておくべきであったと思っている。	55	私が、選挙収支報告書、出納責任者のときは、領収書を原本でファイリングしていた。	
84	46	選挙の収支報告書(の領収書)については、原本で管理している。何らかの理由でコピーがあったということで、政治団体等の収支報告書に誤記載、二重記載があった。	52	二重計上となった領収書のコピーをしたのは、私ではない、誰がやったかというのわからない。	
85	46	政治団体については、領収書のコピーで報告をするということで、当時担当で協議していたのでこの結果になったと思う。	55	政治団体ではコピーを使っていた可能性があるかどうかについては、よくわからない。二重計上については、迷惑している。	
86	47	2億3,000万円の巨額の不記載、誤記載について、一番大きいのは、5,500万に上る収入、パーティー代・寄附収入の不記載であった。それ以上に大きかったのは、3団体間の資金移動が正確に書かれてなかったこと。これが平成27年から29年で約1億あった。資金移動と収入と合わせると、支出が出るので、額が膨れた。			
87	48	小さい財政規模の間はよかったが、平成25年の選挙を経て大きな出入り、収入・支出があり、十分にそういったこと(管理)ができない。そういうときに専門家を入れてたら今回のような事態は防げたんじゃないか。そういう意味で、専門家なり有識者をしっかりと確保していくことが必要であった。			
88	51	刑事での取り調べについての報道の文言については、必ずしも正確ではないと思う。ただ、起訴事実として言われているのは、29年の夏のパーティー収入、3,300万円あったのを815万円で収支報告書の記載をさせたということについては一定の重たい責任があると思う。私もそれがわかっていたというふうなことになる、実質的にそういうふうになると思っている。それについては、個別具体的にどういうふうな指示をしたというのはないが、その問題について起訴事実として上げられているのは確かである。			
89	54	4月15日に収支報告書を訂正して提出した。そして、記者会見の中で二重計上があるという指摘をされ、確認したら二重計上があった。その時点で初めて今回の収支報告書についてまだ未完成な部分があると、誤りがあると思った。			
90	54	過去何年かにわたる私の政治団体の収			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		支報告書の誤記載、不記載が、市民にとって、市長の会計についての認識が疑われ、失墜した。			
91	54	「竹山容疑者は、次女が管理できなくなっているのに記載しなくてもよいと促したという趣旨の話をした」という記事については、そういう書き方になっているが、私と次女は全ての政治行動、考え方を一にして共有して政治活動を行ってきた。次女が選挙を境に処理し切れない状況にあったのを気づくべきであったし、私も29年夏のパーティー収入についていろいろと尋ねられたときに私自身のミスがあるということがわかった。早く次女に対して指摘して有識者・専門家を入れるべきだったと思っている。私も大いに責任がある。			
92	54	起訴事実については、全面的に認めた。			
93	55	政治資金の支出については、恣意性、悪意性はないと、議員総会当時税理士も言っており、報告書を書いていただいたと思う。しかし、収入について記載漏れ・誤記載があったというのは、検察の中の調べも含めて私も娘も認識している。決して、故意に発言を曲げたわけではない。			
94			27	前職は自民党の長尾敬国会議員の秘書をしていた。ほかに民進党の議員の秘書をしていた。確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の会計責任者でもあった。	
95			27	確認団体については、基本的には会長以下、事務局が別であり、そこでやってもらってたので、私は基本的にはノータッチだった。	通番 155 に阪本証 人再掲
96			27	市長選挙において選対本部会議、選対事務局会議等の重要な会議には、出たこともあり、出なかったこともある。	
97			27	私は基本的に選対事務局長ではなく、小郷本部長の指示で動いていた。選対事務局長が誰であったかについては、思い出せない。	
98			28	選対幹部の中に自民党、民進党の国会議員、府議会議員、堺市議会議員がいたのかどうか、覚えていない。	
99			28 29	確認団体の事務所は別事務所、全てそこで完結していたので、街宣車の使用、ポスターの作成及び掲示、ビラの作成及び頒布などの政治活動は、通常の選挙活動と一緒にとはなっていないと思う。選挙事務所と確認団体事務所が別々であって、それぞれが活動していた。	
100			29	確認団体の事務所は堺区南瓦町1-21 宏昌センタービルの2階にあった。	
101			29	選挙運動の選挙のポスターの作成、ビ	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
				ラの作成など広報活動については、誰が責任者か覚えていない。	
102			29	選挙運動の街宣車についての責任者は覚えていない。資金のことしかやっていなかったのを覚えていない。	
103			29 30	選挙期間中、平成29年9月10日から9月23日まで14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいた。	
104			39	選挙が始まるまでは、後援会活動のサポートもしていたが、選挙中は収支のことをしていた。	
105			30	確認団体の事務担当者はわからないが、この収支報告書では渡井理恵氏になっている。	
106			30 31	会計責任者には5月ごろから就任しているが、確認団体の実質的な出納業務を行っていたのは誰か、わからない。基本的には別の事務所で、その事務局でやっていたと思う。	通番 157 に阪本証 人再掲
107			31	確実な話でないのわからないが、就任期間中の確認団体の街宣チーム・広報チームの活動拠点は、一条通の選挙事務所ではなく、宏昌センタービルに行っていたと思う。	
108			31	確認団体の収支報告書の(実際の)作成は渡井氏で、領収書と全部確認して判こだけは私が押した。宣誓書の会計責任者の氏名は自筆ではない、判こは私のものである。筆跡は誰のものかわからない。	
109			31	平成31年4月15日付の確認団体の収支報告書の訂正願いを府選挙管理委員会に提出したのは私ではない。わからないが、渡井理恵氏かとは思ふ。	
110			32	資料1の選挙運動費用収支報告書作成は私で間違いない。1回目の選挙費用収支報告書を平成29年10月6日に堺市選挙管理委員会に、私ではなく別の者が提出した。それが誰かは、覚えていない。	
111			32	平成29年11月16日に2回目の選挙運動費用収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出したのは私ではない。それが誰かは、覚えていない。	
112			30	確認団体の会計責任者は、5月ぐらいだったと思うが会長の馬出氏から頼まれた。	
113			30	(選挙運動費用の)現金の管理は私がしていた。基本的に机の中に小さな金庫を入れて、全て私が現金を管理していた。	
114			45	全て入金、出金は、この金庫の現金でしたという理解で結構である。	
115			57 58	後援会事務所に放置されていた空っぽの金庫があり、それを活用しようと思い、使用した。金庫の中に1つ入っていた鍵を使った。ほかに鍵が幾つあった	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
				かわからないが、私は常に持っていた。基本的には私しか持っていなかった。	
116			57	誰が金庫を渡したのかは、後援会の事務所にあったので、それをわかっているのは私か渡井さんとかだと思う。	
117			58	金庫の中に鍵が1つ入っており、それを使っただけであり、金庫の鍵が1つしかなく、なくしたときにどうするかということが頭をよぎったかという、覚えていない。	
118	49	1回目の証人尋問に出頭しなかったのは、11月5日というのは、最終的な検察の捜査が行われていたときであり、捜査に支障があってはならないということで、それが一番大きな理由。もう1つは、私どもの代理人弁護士が8月から百条委員会に対して、見解を求めており、陳情書も出していた。その見解が一切なされてないという中で、議会から答えをもらってから出るべきだという2点で前回不出頭となった。	56	私は、出納責任者という自覚はしていたということで間違いはないが、1回目の出頭請求の時の、竹山氏が出頭すれば、それに従うというような書面については、基本的に補佐人でもある弁護士とも相談して、そのようになった。	
119	49	1つは、刑事処分を受けたということ、そして私どもの陳情書に対する回答がなされたこと、この2点で今回出頭した。			
120	52	公選法については、私が初めて選挙運動を始めたときから周辺の人たちと一緒に、違反にならないようにということでいろいろと勉強した。しかし、政治資金規正法については、このように法の趣旨・目的に対する無関心・無視があって今回に至っている。			
121	53	公職選挙法の第1条（この法律の目的）選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするということについては承知していた。	60	公職選挙法の第1条（この法律の目的）選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするということについては余りよく、私もわかってなかったが、公職選挙法及び政治資金規正法は違反してはいけないと思っていた。	
122	53	私は、私の選挙に携わる皆さん方に対して、選対本部長初め全員に対して公職選挙法をしっかり守っていくんだというふうなことを促した。 3月12日の議員総会の中で政治資金規正法に対する認識は持っておりましたというふうに言ったが、今回改めて、政治資金規正法の認識に対する欠如、無関心があった。	60	竹山証人から公職選挙法について認識を促されたことはあったかと思う。	
123			61	資料1（選挙運動費用収支報告書）11・18ページ「支出の部計」この報告書は公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありませんという文言があつて、押印している。公職選挙法の規定に沿って作成したと	選挙の収支報告書の指摘について、調査・修正の検討

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
				いう自覚を持ってしたこと間違いなし。しかし、各委員から選挙活動の収支報告書への指摘については、調査・修正を検討しなければいけないと思っている。	
2 寄附について					
124	10	資料1(選挙運動費用収支報告書)の2ページ「収入の部」の自由民主党本部から9月2日に200万円、民進党大阪府総支部連合会から9月22日に100万円の寄附を受けている記載について、選対の幹部が受け取ったと思うが、誰が受け取ったかは分からない。	14	資料1(選挙運動費用収支報告書)の2ページ「収入の部」の、自由民主党本部から9月2日に200万円、民進党大阪府総支部連合会から9月22日に100万円の寄附を受けた記載について、寄附の申し入れを受けたのは選対の役員だったと思うが、詳しいことは、私は承知していない。	
125	10 11	200万円と100万円の寄附についてどういう形で受け取ったかわからない。現金だと思うが、詳細についてはわからない。調べてもわからなかった。	14 32	200万円と100万円の寄附は現金で受領した。受け取ったのは、誰かわからないが、私は選対の小郷本部長から現金をもらった。	
126	11	200万円と100万円の寄附に対しての領収書の発行者については、出納責任者が対応したと思う。	14	寄附の領収書は私が発行した。	
127	11 12	200万円と100万円の寄附は、収支の報告書に記載しているということから、会計帳簿にしっかりと記載したということ。収支報告書が会計帳簿に基づき記載されていると思っている。	14	私とその寄附を会計帳簿に記載した。	
128			32	自民党本部から受けた200万円の寄附は、みずから教えたかどうか覚えていないが、自分が受け取り金庫にしまった。	
129			45	寄附の分は、机の中の金庫で管理した。通帳での管理はなかった。	
130			45	資料1(選挙運動費用収支報告書)2ページ「収入の部」、この中の自由民主党本部からの寄附200万円の日付9月2日は、寄附をいただいた日である。	
131			45	(出納責任者は、その選任の)届け出前に寄附を受けたり、支出をすると公職選挙法違反になるということは、(私は)定かではない。	公職選挙法第184条
132	11 12	資料1(選挙運動費用収支報告書)の2ページ「収入の部」及び13ページ「収入の部」記載のとおり、個人寄附はなかった。振り替え云々という話ではない。	14	選挙費用に対して、個人寄附はなかった。	
133			20	後援会の政治資金収支報告書の中で個人寄附が計上されていることについては(選挙)当時は知らなかった。	
134			32	平成29年8月30日に民進党本部から100万円の寄附を資金管理団体が受けていることについては承知していない。	
135	12	選対幹部が寄附を受け付け、出納責任者が総括的に管理していたと思う。	20	選挙事務所に個人寄附として持ち込まれた事実というのは承知していない。誰に聞けばいいのかということもわからない。	
136			53	私のほうには、個人寄附が来なかった	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
			54	ので選挙費用に載せてない。個人寄附については、全て後援会のほうに載せていたと思う。	
137			57	寄附については、ボランティアは受け取っていなかった。	
138	52	選挙資金の問題と政治団体の資金の問題、これは明確に分離されている。選挙の収入を見ても、政治団体からの政党等からの収入、そして自己資金等で行っている。政治団体からの収入はないので、明確に区分している。	18	基本的に私が管理していた選挙資金については、収入の部分では、竹山氏本人からの自己資金と政党からの寄附ぐらいであり、政治資金と選挙資金の区別はついていてと思う。支出の部分についても同様に区別はついていて。	通番27 阪本証人 再掲
139	52	資料1(選挙運動費用収支報告書)の2ページ「収入の部」後援会からの寄附28万円については、後援会の事務所をそのまま無償貸与ということをしたので、資金的なものではないが、収支報告書には寄附収入と支出を載せなければならないということがあるので、収入・支出の関係はある。			
3 車上運動員について					
140	22 23	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」、ウグイス嬢の7名の支出について、誰がウグイス嬢に依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口が誰だったのか、個人なのか業者だったのか、誰がウグイス嬢の個別具体的なスケジュール管理をしていたかについては、承知していない。 この3点については、出納責任者に聞いてもらいたい。	33 34	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」、ウグイス嬢の7名の支出について、竹山事務所側のウグイスの依頼の責任者は承知していない。ウグイス側の契約の窓口は、個人だと思うが承知していない。誰に聞けばよいか承知していない。	
141	23	ウグイス嬢の方々の住所と名前以外は、全て同じ筆跡と思われるウグイス嬢の領収書7枚については、誰がこの領収書を用意したのか承知していない。この点については出納責任者に聞いてもらいたい。	34 37 62	資料1(選挙運動費用収支報告書)の20ページから22ページ、10月4日付の7枚のウグイス嬢の領収書については、私が宛名と金額とただし書きを書いた。私が支払い、領収書も、一人一人に渡した。	
142	23	ウグイス嬢の領収書には9日分とあるが、1日分は何時間を指すのか。ウグイス嬢の勤務シフトやウグイス嬢の1日分の業務は同じ勤務時間数であるかどうかについては承知していない。	34 38	ウグイス嬢の領収書にある1日分というのは、午前中であれば8時から14時、午後であれば14時から20時という計算にしている。基本的に1日分は6時間、15,000円という認識。有償だけでなく無償のボランティアのウグイス嬢もいたため、(日数)計算が合わない部分がある。	
143			35	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」にある、ウグイス嬢の7名については、期間中見かけたことはあるが、きちんと会ったというのは、最後に支払いをした時だけである。	
144			36	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」のウグイス嬢の月日の欄は全て9月10日となっているが、この日付は契約日である。	
145			36	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページの7人のウグイス嬢について、契約日である9月10日には会ってお	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
				らず、少し見かけた程度であった。	
146			36	ウグイス嬢の契約について、契約書があったかどうか承知していない。	
147			36	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」右端の備考欄の支払いの1日当たりの金額と日数、いつ支払ったかについては、私が作成した。	
148			36 38	ウグイス嬢の(従事日数が個々違うので、支払額の)確認は私もそのときどうやったか覚えてないが、基本的にメモみたいなのがあって、この方は何日入ったというふうには、当時は確認できてなかったと思う。	
149			37	ウグイス嬢の金額について、1日午前であれば1万5,000円ということは、午後も含めればもう少し金額が上がるということはない。	
150			38	ウグイス嬢については事務所のメモを、信用して、そのまま支払いをし、領収書もらった。 (ウグイス嬢本人からのものでなく、)事務所にそういうメモがあった。この方は何日間稼働したと、過剰に働いたというはなかったと思う。	
151			36	1日くらいというようなウグイス嬢との契約については、何も承知していない。この人は何日間入ったというものしかもらってなかったと思う。それで支払いをしていたと思う。	
152			39 40	私は基本的には黒土町の後援会事務所にいた。その後、一条通選挙事務所に移った。9月末まで事務所を借りたので、それまでは(一条通のほうに)いたと思う。その後は、他のところへ行ったりしながら、もともとの黒土町のほうで作業したりしていた。ウグイス嬢には、黒土町の後援会事務所に来てもらい私が支払った。	通番 184 に阪本証人再掲
153			37 38	ウグイス嬢の領収書の形態が違うのは、個人で持ってきた領収書、うちで用意していた領収書があったためと思う。	
154	24	竹山陣営の管理する選挙のための宣伝カーは、選挙期間中は候補者カー、そして確認団体カーとこの2台である。			
155	24	確認団体カーのウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏である。	27	確認団体については、基本的には会長以下、事務局が別にあり、そこでやってもらったので、私は基本的にはノータッチだった。	通番95 阪本証人再掲
156	24	確認団体カーのウグイス嬢のスケジュール管理はそれぞれのウグイス嬢の担当が行っていた。			
157	24 25	確認団体カーのウグイス代の9月4日の有限会社K・Cコウベカナリーへの振り込みは誰が行ったのかわからない。	30	確認団体の実質的な出納業務を行っていたのは誰かわからない。基本的には別の事務所で、その事務局でやっていたと思う。	通番106 阪本証人再掲
158	25	候補者カー、確認団体カー、それぞれウ			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		グイス嬢の待機場所及び交代場所は承知していない。			
159	25	ウグイス嬢は、必ずしも選挙事務所だけではなく、いろんなどころでやってたのではないかと思うし、交代について私が承知するわけではない。			
160	25	候補者カーにウグイス嬢は常時1名ないし2名は乗っていたと思う。			
161	25	平成29年の竹山おさみ連合後援会の収支報告の中に「with」という業者への10月3日付80万7,000円のウグイス代のただし書きのある領収書については概要はわからないが、選挙期間外でウグイス嬢を使っているいろいろな活動をしたということは承知しているので、その領収書ではないかと思う。	35	平成29年の竹山おさみ連合後援会の収支報告にあるwithのウグイス代について選挙告示前に街宣カーを走らせてウグイス嬢に活動させていたということについては、いつの時期からなど詳しいことはわからないが、街宣活動はやっていた。	通番167 に阪本証人再掲
162	25 26	政治団体が選挙期間外にウグイス嬢を使ってやる行為であるというふうと思うし、支払いが10月4日になっても不思議ではない。この80万7,000円のウグイス代について詳細はわからない。	35	選挙運動費用のウグイス代の支払日が1日違い(10月4日)の平成29年の、竹山おさみ連合後援会の収支報告の中にある、「with」という業者への80万7,000円の10月3日支払いの領収書について、「with」へのウグイス代の支払いは誰が行ったのか知らない。	
163	26	ウグイス嬢業者「with」の代表は誰か、「with」と交渉したのは竹山後援会の誰か知らない。			
164	27	ウグイス嬢業者「with」の住所堺市南区美木多上371の5が衆議院議員岡下昌平氏の自宅住所であるというのは、初めて知った。どのような関係にあるかということ、本当に何も関係がないと、私とは何も関係がないと思う。			
165	27	選挙費用については適正に処理されているところ。選挙のときの候補者カーのウグイス嬢の手配については、承知していない。			
166	28	竹山おさみ連合後援会からウグイス代として「with」に支払った80万7,000円については選挙期間前の街宣活動に使った費用であると認識している。領収書とこの支払い金額がきちっと書かれているので、何らおかしいことに使ったわけではないと思うし、それぞれの担当者が適正にやったと思う。			
167	57	竹山おさみ連合後援会の収支報告書に書かれている80万7,000円ウグイスの車上運動員の経費については、選挙告示前と聞いている。いつどういふふうというものは私は具体的には承知していない。	35	平成29年の竹山おさみ連合後援会の収支報告にあるwithのウグイス代について選挙告示前に後援会の街宣カーを走らせてウグイス嬢に活動させていたということについては、いつの時期からなど詳しいことはわからないが、街宣活動はやっていた。	通番161 阪本証人再掲
168			30	「報酬を支給する者の届出書」を堺市選管に誰が提出したのかはわからない。	

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
169			30	「報酬を支給する者の届出書」には、私の名前もあるが基本的に報酬はもらっていなかった。	
170			30	「報酬を支給する者の届出書」に書かれているウグイス嬢8名の全員の年齢が44歳となっていることについては、私が提出してないのでわからない。	
4 選挙事務所関連について					
171	13	竹山修身選挙事務所にコピー機は、多分置いてたと思うが、現実に確認したわけではない。	15	竹山修身氏の選挙事務所にコピー機はあった。	
172	13	資料2のうち、128ページから133ページ及び155ページ（議員総会に当たり、竹山証人が平成31年4月15日に議長へ提出された竹山おさみ連合後援会の平成29年の収支報告書及び領収書等添付書類）に、備品・消耗品費として、住宅地図、文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、また事務所費としてコピー機カウンター料、携帯電話通話料、そして組織活動費として宿泊代、これらについて、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の収支報告書に計上されているのは、政治団体としての支出であるからであり、選挙運動における支出については、別途、選挙の収支報告書に書かれていると思っている。	16 17	後援会の平成29年分の収支報告書に計上されている備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、コピー機カウンター料、携帯電話通話料、宿泊代のうち、備品・消耗品費については、選挙事務所を後援会から無償提供を受けるときに、机とかその他もろもろを含めて1日2万円と本部長から聞いていたので、私は、選挙費用に入っていないことについては承知していない。 後援会の収支報告書に事務所費として計上されているコピー機カウンター料については、事務所家賃に含まれていると思っている。 宿泊費と携帯通話料に関しては、承知していないので、これらについては調査及び、もしかすると選挙費用に入れることも検討しなければいけないかなと思う。	通番19の 行に再掲 阪本証人はコピー機カウンター料等については選挙の収支報告の修正を調査検討すると証言を変更
173	18 21 32	資料1（選挙運動費用収支報告書）2ページ「収入の部」の事務所費の中に後援会からの選挙事務所提供（28万円日額2万円）というのが載っている。この費用の中に光熱水費、コピー代が入ってたということを出納責任者から確認した。	16 42 47	この28万円の根拠というのは、180万円の家賃で3カ月借りていたので、1日当たり2万円という計算となる。（選挙事務所として）14日間借りたので28万円ということになる。その中にコピー代・光熱費が含まれていると本部長からそのように聞いていた。	通番64 阪本証人 再掲 コピー機カウンター料等については選挙費用に入れることも検討と証言を変更
174	21	水道光熱費とコピー代以外の（後援会で支出した）費用については、政治活動に伴う費用であり、政治活動の中での支出である。			
175	36 39	資料1（選挙運動費用収支報告書）4ページ「支出の部」事務所借上料として28万円については、14日間選挙事務所として専有し、その事務所を使ったので、14日分×2万円=28万円が無償提供を受けたという説明で間違いはない。	42 43	光熱費やコピー料含めて家賃が2万円で計上されているが、推測すると、実質は1万円ぐらいではないのかということについては、選対本部長から全て含めて1日2万円と私は聞いてたので、細かいことは私はよくわからない。	コピー機カウンター料等については選挙費用に入れることも検討と証言

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
					変更
176	40	コピー代等を含めた28万円については家賃等の無償提供という意味で理解していた。光熱水費とコピー代については、出納責任者に確認した。	43	光熱費やコピー料がそこまでの金額になると利益供与になるので選挙資金として計上すべきという指摘については、調査及び検討する。	コピー代等について選挙の収支に含めるか調査・検討
177	41	28万円については連合後援会からの（コピー代を含めた）無償提供であるので、訂正が必要であるというならば、そういうふうにはさせてもらいたい。	54	コピー機代について、1日2万円の中に含まれることについては、選挙の収支報告を修正しなければいけないか調査・検討しなければいけないと思う。	
178			54	コピー機代について、基本的に全て1日2万円の中に含んでいると、本部長から聞いていたので、その点は、入れなくていいのかなと思ひ、今回そのようにした。	
179	29	選挙事務所は堺区一条通に開設したのは間違いない。			
180	29	選挙の告示、9月10日から2週間、選挙事務所として開設した。			
181	29	6月末に7月、8月、9月の3カ月を後援会事務所として貸してもらうという契約をした。			
182	29	選挙期間中については、後援会事務所ではなく選挙事務所として扱った。			
183	30	旧のスーパーマーケットの敷地、スペースすべてを選挙事務所として使用していた。			
184	30	選挙期間中の2週間は一条通の事務所は後援会事務所としては、休止しており、黒土の事務所が代替ということで後援会事務所になっていた。	39	私は基本的には黒土町の後援会事務所にはいた。その後、一条通選挙事務所に移った。9月末まで事務所を借りたので、それまではいていたと思う。その後は、他のところへ行ったりしながら、もともとの黒土町のほうで作業したりしていた。	通番152 阪本証人 再掲
185	31	資料1（選挙運動費用収支報告書）の19ページ竹山おさみ連合後援会会長宛てに、阪田一条通店が平成29年7月1日から9月30日までの賃料として180万円を受領いたしましたという領収書については、支払った相手先は、阪田氏で間違いない。	40 41	資料1（選挙運動費用収支報告書）の19ページの竹山おさみ連合後援会宛て一条通事務所の180万円の領収書は、堺市選管に提出されているが、一応、1日当たりいくらかというのを、わかるように添付しているだけで、これ自体が選挙費用に関しての領収書ではないので、誰が支払ったかわからない。領収書は阪田氏が発行した。	
186	31	領収書が6月27日付となっており、私はいつ支払ったかわからないが、多分この日に支払ったのではないと思う。			
187	31	本件の賃貸については、後援会の収支報告書のほうに書いてると思うが、50万円の敷引きがあったように記憶している。	41	竹山おさみ連合後援会宛て、一条通事務所の50万円の敷引き金の領収書について、保証金の額はいくらであったかわからない。	
188	32	本件の賃貸については、後援会の収支に関するのだが、私も確認したのは敷金があったというふうと思う。			
189	32	事務所を引き払うとき、敷金の返金等があったがどうかはわからない。	41	阪田氏から事務所に対して返還金があったかどうかはわからない。	
190	39	資料2の129ページ平成29年の竹山おさみ連合後援会の事務所費の内訳			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
		の4行目敷金50万円については領収書等もついており、阪田氏に実際に支払った。			
191	40	選挙事務所として使用した家屋に実際にかかった費用は230万円だが、賃料として計算したのは180万円である。			
192	40	この敷金50万円については敷引きであり、100%後援会の会計で処理した。			
193	40	50万円を敷金として、敷引きとして後援会が負担するというのでやった。そのあたりの負担については、それぞれが後援会と選挙体制の中で話すべきことであるというふうに理解している。			
194			42	資料1(選挙運動費用収支報告書)の19ページの領収書の書き方が正しいのかどうか、そういう仕事をしていないのでよくわからない。	
195	32	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」(家屋費)最下段のレンタル備品40万2,150円の支出について左端の8月30日の日付は契約日等々の日程だと思う。			
196	33	この(株)SCENEからのレンタル備品については、選挙に関する机、椅子等と出納責任者から聞いた。	43	資料1(選挙運動費用収支報告書)の4ページ「支出の部」(家屋費)40万2,150円、(株)SCENEから備品をレンタルした品目については、基本的に選挙事務所で使った、例えばシュレッダーとかそういう物を借りたと思う。	
197			43	(株)SCENEへの支払い40万2,150円について、確実に答えられないが、選挙事務所で使ったものを振り分けたと思う。	
198	33	資料1の31ページ(株)SCENEへの93万6,124円の支払いは、後援会と選挙事務所の両方の支払いを合算したもので、この支払いについての誤りが4月15日の正式な収支報告書提出時にわかったので、4月18日の追加訂正事項として、40万2,150円については選挙事務所、そしてその他については政治団体の支出であるというふうに訂正した。			
199	33	(株)SCENEの明細書の中で分割しているのに、机・椅子を分割したわけではない。レンタルの備品の種目に応じて分割したと聞いている。	44	竹山証人が後援会と選挙収支を費目で分けたと証言したことについて、選挙事務所で使ったものを、この40万2,150円に振り分けたと思う。今回、私のほうで費目で分けてしまった。	竹山証人の証言では「種目」と言っている。
200	33 34	(株)SCENEへの振込手数料の案分をどういうふうな形でやったかどうかというのは私はわからない。手数料であるので、案分する必要があるのかどうかという問題もあるが、適正にやったというふうに思う。			

通番	頁	竹山修身氏証言内容	頁	阪本圭氏証言内容	備考
201	34	資料1(選挙運動費用収支報告書)の15ページ「支出の部」(家屋費)事務所のレンタル備品36万1,600円の支出について左端の9月25日の日付は、会計については精通してはるわけではないので、契約日という認識だが、間違ってるかもわからない。	44	資料1(選挙運動費用収支報告書)の15ページ「支出の部」(家屋費)事務所のレンタル備品36万1,600円の支出について左端の9月25日の日付は36万1,600円という請求を受けた日だったと思う。さまざまなものを選挙中に借り、25日に請求が来たと思う。	
202	34	資料1(選挙運動費用収支報告書)の77ページの36万1,600円の振込明細書について9月25日に(株)SCENEとどんな契約して何をレンタルしたか、個々具体的なことについては、私はわからない。			
203	34	(株)SCENEの件について、選挙の投票日は9月24日であるが、(選挙の終わってからの)9月25日が契約日かどうか、前日に契約してその日になったかどうか、それはちょっとわからないが、決して、選挙以外の費用に使ったわけではない。			
204	38	議員総会資料にあった事務所預かり金返金150万円は訂正後の資料からはなくなっている。			
205	58	議員総会資料は間違っていた。その表現、記載が間違っていて、4月に総点検して、修正したと思う。			
206	39 58	私が、議員総会で、阪田氏に事務所費180万円払い、事務所預り金返金150万円として返してもらっていると答弁したのは間違えて答弁している。			
207	58	議員総会資料にあった事務所預かり金返金150万円は、今挙証資料を持ち合わせていない。捏造したわけではないと思う。			

7-2 証言内容の相違点

通番	証言内容の相違点	竹山修身氏 会議録ページ	阪本圭氏 会議録ページ
伊豆丸委員、黒田委員、水ノ上委員			
1	9月15日、自己資金228万4,869円は私の手持ちの現金を、私の代わりの者が出納責任者に渡した。 9月15日付の自己資金については、300万円くらいを受け取ったと思う。 金額の認識が違う。	P30	P46
2	9月15日、現金である自己資金94万8,419円も私の手持ち資金から代理の者が出納責任者に渡した。 9月15日付の自己資金については、現金で小郷選対本部長から100万円くらいを受け取り金庫に入れた。 金額の認識が違う。	P31	P46
3	ウグイス嬢について 誰がウグイスを依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口は誰か、スケジュール管理は誰か。 竹山氏：承知していない。出納責任者に聞いてもらいたい。 阪本氏：承知していない。誰に聞けばよいかも承知していない。 それならば担当は誰か。	P22、23	P33、34
4	確認団体カーのウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏である。 確認団体については、私は基本的にノータッチだった。	P24	P27
裏山委員、宮本委員、吉川敏文委員			
5	竹山証人は自己資金を私のかわりの者が出納責任者に渡したと証言しているが、阪本証人は小郷本部長から受け取ったとなっている。	P30	P32、33
6	レンタル備品について、後援会と選挙資金の割り振りは種目別とし、一方は費目とする。	P33	P44
西委員			
7	竹山証人は、選挙の収支報告について記載誤りはないと思っているが、阪本証人は、調査及び修正が必要と考えている。	P15	P59、60
8	竹山証人は自己資金228万4,489円を代理の者が出納責任者に渡したとしているが、阪本証人は、小銭をもらったわけではなく、丸い数字でもらったと証言している。	P30	P32、33

通番	証言内容の相違点	竹山修身氏 会議録ページ	阪本圭氏 会議録ページ
9	竹山証人は修正後の「収入の部」の現金 94 万 8,419 円を、代理の者が出納責任者に渡したとしているが、阪本証人は小郷本部長から受け取ったとしている。また、100 万円くらいをうけとったと阪本証人は証言。	P31	P33、46
10	竹山証人は、選挙費用の領収書については適正に管理しておらず、コピーが一部あったと証言しているが、阪本証人は、原本でファイリングしていたと証言した。	P46	P55
11	竹山証人は、選対幹部が寄附を受け、出納責任者が総括的に管理していた、としているが、阪本証人は、選挙事務所に個人寄附として持ち込まれた事実というのは承知していないと証言。	P12	P20
12	竹山証人は、確認団体カーのウグイス嬢の確認団体側の窓口は会計責任者の阪本氏であると証言しているのに対し、阪本証人は、基本的には会長以下、事務局が別があり、そこでやってもらっていたので、私は基本的にはノータッチだったと証言。	P24	P27
森田委員			
13	竹山証人は記載誤り等はないと思っているとのことだが、阪本証人は調査及び修正も検討と証言している。	P15	P59、60
14	宿泊費と携帯通話料への認識の相違。	P13	P16、17、24
15	竹山証人は担当者に聞けばわかると証言しているが、阪本証人は誰に聞けばよいのかわからないと証言。	P19	P24

7-3 証言内容の疑問点

通番	証言内容の疑問点	竹山修身氏 会議録ページ	阪本圭氏 会議録ページ
伊豆丸委員、黒田委員、水ノ上委員			
1	<p>阪本圭氏</p> <p>私が管理していたお金は選挙資金であり、政治資金には一切関与していない。</p> <p>確認団体の収支報告書の作成は渡井氏で領収書と全部確認して判こだけは私が押したと政治資金に関して関与を認めている</p>		<p>P18</p> <p>P31</p>
2	<p>竹山修身氏</p> <p>選挙資金と政治資金については、それぞれ担当者が異なるので、選挙については選挙の出納責任者、政治資金については会計責任者等、しっかり分類してやっていたと思っている。</p> <p>しかし、領収書がいろいろ散失し、それを取り紛れてて今回の二重計上ということになった。</p> <p>選挙の領収書が紛れ込む理由になっていない。</p>	<p>P15</p> <p>P17</p>	
3	<p>この二重計上の事務処理を行っていたのは、後援会の会計担当である次女と精通者である2名が最後まで作業をしていた。</p> <p>次女が選挙資金も担当していたため二重計上という過ちが発生したのではないのか。</p>	P17	
4	<p>阪本圭氏</p> <p>9月15日に竹山氏から小郷本部長を通じて300万円と100万円を受け取ったと証言しているが同日で間違いはないか。</p>		P46
5	<p>前職は自民党の長尾敬議員の秘書、他に民進党の議員の秘書もしていた。</p> <p>選対本部会議、選対事務局会議等の重要な会議にも出ていた。</p> <p>選挙期間中14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず選対幹部の中に自民党、民進党の国会議員、府議会議員、堺市議会議員がいたかどうか覚えていないというのは疑問である。</p>		<p>P27</p> <p>P27</p> <p>P28、29</p>
6	<p>選挙期間中14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず選対事務局長が誰であったか思い出せないというのは疑問である。</p>		P27、29
7	<p>選挙期間中14日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず選挙ポスターの作成、ビラの作成などの広報活動については誰が責任者か覚えていないというのは疑問である。</p>		P29

通番	証言内容の疑問点	竹山修身氏 会議録ページ	阪本圭氏 会議録ページ
8	<p>阪本圭氏</p> <p>1 回目の選挙収支報告書を平成 29 年 10 月 6 日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていない。</p> <p>2 回目の選挙収支報告書を平成 29 年 11 月 16 日に堺市選管に提出したのは誰か覚えていない。</p> <p>出納責任者が提出を誰に命じたのか覚えていないのは疑問である。</p>		P32
9	<p>選挙において個人寄付は無かった。</p> <p>後援会の収支報告書では選挙期間中 9 月 16 日、20 日に個人 21 人から個人寄付を受けているが、どこでだれがこの寄付を受けたのか。</p>	P11、12	P14
10	<p>選挙期間中 14 日間、基本的に大体ずっと選挙事務所にいたにもかかわらず竹山事務所側のウグイスの依頼の責任者を承知していないというのは疑問である。</p>		P29、33
11	<p>ウグイス嬢の領収書</p> <p>宛名と金額と但し書きは阪本証人本人が書いた。阪本証人が自筆した「補佐人同伴願い」「証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について」の筆跡と明らかに違うように思われる。</p> <p>領収書を私が書いたという証言は嘘ではないか。</p>		P34、62
12	<p>ウグイス嬢については事務所のメモを信用してそのまま支払いをし、領収書もらった。事務所のメモは誰が書いたものか。</p>		P38
13	<p>竹山おさみ連合後援会の収支で With という業者への 10 月 3 日支払い 80 万 7,000 円のウグイス代金があるが。</p> <p>竹山氏：選挙期間外でウグイス嬢を使っているいろいろな活動をしたということは承知している。</p> <p>阪本氏：いつの時期から、詳しいことは分からないが、街宣活動はやっていた。</p> <p>後援会の収支にはレンタカー代も運転手代も計上されていない。架空のウグイス代金ではないのか。</p>	P25、57	P35
14	<p>阪本証人は選挙前は後援会の仕事をしていた。</p> <p>選挙前に街宣活動していたというのなら With へのウグイスの依頼、街宣活動の詳細など知っているはずである。</p>		

通番	証言内容の相違点	竹山修身氏 会議録ページ	阪本圭氏 会議録ページ
裏山委員、宮本委員、吉川敏文委員			
15	<ul style="list-style-type: none"> ・竹山おさみ連合後援会から28万円の寄付については現金を受け取ったわけではない。 ・出納簿には、支出として記載。 	P35	P46
16	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙資金の収支報告書については、いろいろなやり方がある。 ・選挙資金の収支報告書の書き方には千差万別ある。 	P37	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・二回目の自己資金の拠出は、必要であったのか。 ・竹山修身氏への返金は、いったいいくらだったのか。 	P37	P46、48
18	<ul style="list-style-type: none"> ・本当の支出は、いくらだったのか。 ・出納簿と選挙収支との整合性はあるのか。 	P36	
19	選挙収支以外の支出はなかった。		P46
20	コピー機カウンター料について、後援会ではなく選挙費用に入れることを検討すると証言変更。その理由と結果を確認。		P42、43
21	選挙事務所費については、後援会で阪田氏あてに180万円が支払われたが、誰が支払ったかわからないことはおかしい。	P31	P40、41
22	レンタル備品の後援会と選挙資金への割り振りについて、竹山証人は種目に応じて、阪本氏は費目との証言。それぞれ具体的にどのようにわけたのか。	P33	P44

7-4 令和2年2月7日証人尋問において阪本圭氏が調査・検討するとしたもの

会議録ページ欄に記載の通番は、7-1 証言内容比較表通番

No.	調査・検討の内容	会議録ページ
1	証言拒否した会計事務を手伝っていた2名の名前については、 <u>公表してもよいか本人に確認したい。</u>	58 通番 14
2	尋問にあった竹山おさみ連合後援会の収支報告書に計上されているいろいろな支出のうち、 <u>携帯の通話料と宿泊費、コピー機カウンター料については、選挙費用に入れることの調査及び修正も検討しなければいけない</u> と思っている。	59、60 通番 15
3	後援会の平成29年分の収支報告書に計上されている備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、コピー機カウンター料、携帯電話通話料、宿泊代のうち、 <u>宿泊費と携帯通話料に関しては、調査及び選挙費用に入れることも検討しなければいけない</u> かなと思う。	16、17、24 通番 19
4	竹山証人が、選挙運動費用収支報告書に計上すべき支出が一部政治資金収支報告書に計上されていたという旨の証言をしたことについて、収支報告書を作成した時点で、そういう誤りはなかったと思う。しかし、 <u>先ほどの主尋問を受けてよく検討すべきところは多々ある。</u>	20 通番 41
5	後援会に計上されている <u>宿泊費等</u> に関しては選挙運動費用収支に計上しなければいけないかも、 <u>調査しなければいけない。</u>	23 通番 48
6	<u>選挙運動費用か後援会費用か区分けを誰がしていたかを誰に聞いたらわかるのか</u> については、今後調査・検討する。	25 通番 52
7	資料1（選挙運動費用収支報告書）の78ページ固定電話の通話料の領収書について、その固定電話調達費用の内訳については、別途調査して提出する。	26 通番 53
8	NTTファイナンスの費用については、 <u>固定電話の調達費用も含めて調査しなければいけない</u> と思っている。	55 通番 54
9	収支報告書を作成した時点での誤りがあるという認識はないが、 <u>百条委員会での指摘を踏まえると調査検討しなければいけない</u> かなとは思ってる。	20 通番 56
10	資料1（選挙運動費用収支報告書）2ページ「収入の部」9月15日、自己資金228万4,869円については小郷本部長から受け取ったと思う。この869円という小銭をもらったわけではなく収支報告上、きれいにしたかったので、こういう形にした。もうちょっと大きい数字で丸い数字でもらっている。 <u>虚偽の収入になるのであれば、訂正する。</u>	32、33 通番 57
11	（選挙の収支が）記載されている <u>出納帳簿の提出については、弁護士とも検討させてもらう。</u>	48 通番 72

No.	調査・検討の内容	会議録ページ
12	公職選挙法 185 条に規定されている会計帳簿はコンピューターで管理していた。確認しないといけないが、紙でプリントアウトしたものしかないと思う。データ等は残ってないかと思う。 <u>そこは確認しないといけないが。</u>	62 通番 74
13	資料 1 (選挙運動費用収支報告書) 11・18 ページ「支出の部計」この報告書は公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありませんという文言があつて、押印している。公職選挙法の規定に沿って作成したという自覚を持ってしたこと間違いない。しかし、各委員からの <u>選挙活動の収支報告書への指摘については、調査・修正を検討しなければいけないと思</u> <u>っている。</u>	61 通番 123
14	光熱費やコピー料がそこまでの金額になると利益供与になるので <u>選挙資金として計上すべきという指摘については、調査及び検討する。</u>	43 通番 176
15	コピー機代について、1日2万円の中に含まれることについては、 <u>選挙の収支報告を修正しなければいけないか調査・検討しなければいけない</u> と思う。	54 通番 177

8. 記録、資料の提出

8-1 提出を求めた記録及び請求先、提出状況 ※詳細は会議録参照

8-1-1 竹山修身氏

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1.11.28	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿	①留保 ※令和元年 12 月 12 日付け 回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日付け 回答書
2	R1.11.28	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体、竹山おさみ連合後援会、資金管理団体、21 世紀フェニックス都市を創造する会及び確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会、それぞれの平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む）の写し	①留保 ※令和元年 12 月 12 日付け 回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日付け 回答書
3	R2.7.15	タケヤマオサミ名義で振込が行われた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塚本支店の口座の通帳または取引明細書の写し	提出なし ※令和 2 年 7 月 30 日付け回 答書

(2) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づかない請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1.9.6	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿	①留保 ※令和元年 8 月 29 日付け回 答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回 答

8-1-2 阪本圭氏

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1.8.21	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回答
2	R1.8.21	確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回答
3	R2.2.7	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和 2 年 2 月 28 日に提出した帳簿のみ ※令和 2 年 2 月 28 日付け上申書 返還決定 (R3.1.26)
4	R2.5.7	平成 29 年 10 月 6 日 (第 1 回分) 及び平成 29 年 11 月 16 日 (第 2 回分) 時点の平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和 2 年 2 月 28 日に提出した帳簿以外は提出なし ※令和 2 年 5 月 22 日付け回答書
5	R2.6.9	令和 2 年 4 月 10 日に提出された平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和 2 年 2 月 28 日に提出した帳簿以外は提出なし ※令和 2 年 6 月 18 日付け回答書

8-1-3 竹山富美氏

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 8. 21	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回答
2	R1. 8. 21	資金管理団体、21 世紀フェニックス都市を創造する会の平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回答
3	R1. 11. 28	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 12 月 12 日付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日付け回答書
4	R1. 11. 28	資金管理団体、21 世紀フェニックス都市を創造する会の平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 12 月 12 日付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日付け回答書
5	R2. 2. 7	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	提出拒否 ※令和 2 年 2 月 28 日付け回答書

8-1-4 渡井理恵氏

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 11. 28	確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年 12 月 12 日付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日付け回答書

8-1-5 堺市長

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づかない請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R2. 7. 15	竹山修身前市長より提出された保存されている全ての資産等報告書の写し	提出(R2. 7. 22)

8-1-6 堺市選挙管理委員会委員長

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づかない請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 7. 8	平成 25 年 9 月 29 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式及び平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式の写し	平成 25 年 9 月 29 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式は、不存在 平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書及び領収書等添付書類一式は提出(R1. 7. 9)
2	R1. 11. 28	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補者側の支出に対し、堺市が公費として負担した内容がわかる書類	提出(R1. 11. 29)
3	R2. 5. 7	平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙運動費用収支報告書第 3 回分及び領収書等添付書類一式の写し	提出(R2. 5. 14)

4	R2. 5. 7	平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙に係る竹山修身候補者側から提出された候補者届、報酬を支給する者の届出書、出納責任者選任届、選挙事務所設置届、選挙事務所異動届、公営個人演説会開催申出書、選挙運動用ビラ届出書の写し	提出(R2. 5. 14)
5	R2. 12. 22	平成 29 年 9 月 24 日執行堺市長選挙の選挙運動費用収支報告書の第 1 回分・第 2 回分・第 3 回分の訂正された選挙運動費用収支報告書及び添付書類一式	提出(R2. 12. 22)

8-1-7 大阪府選挙管理委員会委員長

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 9. 6	竹山おさみ連合後援会より提出された平成 30 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び 21 世紀フェニックス都市を創造する会より提出された平成 30 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式	原本受理(R1. 9. 26) 返還決定(R1. 10. 3)

(2) 地方自治法第 100 条第 1 項に基づかない請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 7. 16	竹山おさみ連合後援会より提出された平成 27 年、平成 28 年及び平成 29 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式、21 世紀フェニックス都市を創造する会より提出された平成 27 年、平成 28 年及び平成 29 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び堺はひとつ笑顔でつながる市民の会より提出された平成 29 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式のそれぞれの写し	部分公開決定(R1. 7. 22)
2	R1. 10. 24	竹山おさみ連合後援会より提出された平成 30 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式及び 21 世紀フェニックス都市を創造する会より提出された平成 30 年分の収支報告書及び領収書等添付書類一式の、それぞれの写し	部分公開決定(R1. 11. 29)
3	R2. 5. 7	竹山おさみ連合後援会より提出された令和 2 年 4 月 20 日に提出があった平成 29 年及び平成 30 年分の収支報告書に係る訂正願及び領収書等添付書類一式の写し	部分公開決定(R2. 5. 20)

4	R2. 6. 9	竹山おさみ連合後援会から令和2年3月に提出された届出事項等の異動届の写し	部分公開決定(R2. 6. 16)
---	----------	--------------------------------------	-------------------

8-1-8 大阪地方検察庁

(1) 地方自治法第100条第1項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R1. 12. 24	竹山修身氏及び渡井理恵氏それぞれの、第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についての訴訟記録の写し	請求に応じない ※令和2年1月31日付け回答
2	R2. 7. 15	竹山修身氏の第一審が大阪簡易裁判所にて行われた政治資金規正法違反被告事件についてのタケヤマオサミ名義で振込が行われた銀行口座に関する訴訟記録の写し	提出なし

8-1-9 金融機関

(1) 地方自治法第100条第1項に基づく請求

	決定日	請求内容	提出状況
1	R2. 10. 8	三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱UFJ銀行塚本支店に対し、タケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の名義人が分かる資料	各金融機関から回答を得た 返還決定(R3. 1. 26)
2	R2. 10. 20	三井住友銀行堺支店、三井住友銀行ATMサービス西日本、関西みらい銀行堺東支店、りそな銀行上六支店、りそな銀行堺東支店に対し、三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店に請求したタケヤマオサミ名義で振込の取引履歴がある口座の振込依頼人名、出金した金融機関名、口座名義人、口座番号が分かる資料	各金融機関から回答を得た 返還決定(R3. 1. 26)

9. 竹山修身氏側から送付された文書

1	提出者	竹山修身代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年8月21日
到着日	令和元年8月21日	送付手段	FAX	
到着日	令和元年8月22日	送付手段	簡易書留	
表題	竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴議会が、地方自治法100条に基づき、竹山修身前市長（以下「竹山」といいます。）の選挙資金問題等の調査を行う旨議決し、また、竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会を設置し、同委員会に調査を委任した旨の報道がなされました。</p> <p>これまで報道された内容からすると、貴議会は、竹山が市長に在職中から竹山の政治資金収支報告書について、調査をしており、竹山が調査の途中において市長を辞職したことから、引き続き、貴議会において竹山の政治資金収支報告書の内容を調査するため、前記委員会を設置したと認められます。</p> <p>地方自治法100条1項では、「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の事務（略）に関する調査を行うことができる。」と規定されています。この規定から明らかなように、地方公共団体の議会が調査することができる事項は、「当該普通地方公共団体の事務に関する」こと、すなわち、堺市の事務に関することに限定されることとなります。</p> <p>ところで、竹山は、平成29年9月24日執行の堺市長選挙に立候補して当選しましたが、その選挙運動は、ビラ、ポスターの作成等の費用を堺市において負担した分を除き、堺市とは関係なく、竹山とその支持者が集めた資金によって賄われました。堺市に関係なく集めた資金を公職選挙法の範囲内で、選挙運動のために使用することは、堺市長選挙に立候補した者及びその支援団体等が自由にできることであり、堺市は何ら監督することもできないのですから、堺市の事務とは、全く関係がないと言えます。なお、堺市が負担したビラ、ポスターの作成等の費用は、竹山が契約した業者からの請求に基づき、堺市選挙管理委員会から竹山が契約した業者に、直接、支払われており、竹山及びその支援団体等が交付を受けたことはありません。</p> <p>ましてや、政治団体である竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会は、一般市民らからの寄附等によって資金を集めており、国の政党交付金はもちろん、堺市からも資金の交付を一切受けていません。ですから、竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会及び堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の政治資金収支報告書の内容を調査することは、堺市の事務とかけ離れたことであり、本来、堺市議会において、調査権限がないと言わざるを得ません。</p> <p>他面、堺市の事務に関していえば、堺市選挙管理委員会において、竹山から提出された選挙運動費用収支報告書について、同選挙管理委員会は、公職選挙法193条に基づき、公職の候補者その他関係人に対し、報告または資料の提出を求めると規定されていて、同選挙管理委員会の行政事務の執行が適正になされていたかどうかという観点で、同収支報告書の内容について資料提供等の調査はできるものの、それは実地調査に及ばない範囲でのものであり、一候補者の収支の実態を調査する権限はないと言えます。</p> <p>加えて、同選挙管理委員会の行政事務の執行の適正を確保する観点からの調査であれば、竹山一人についての調査はいかにも偏頗な取扱と言わざるを得ません。</p> <p>竹山としては、以上のように、貴議会が議決した竹山修身前市長の選挙資金問題等の調査は、地方自治法100条の規定を逸脱し、貴議会の権限濫用であると思慮しており、再検討を要望します。</p>				

2	提出者	竹山修身代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年8月29日
到着日	令和元年8月30日	送付手段	簡易書留	

表題	回答書
文 書 内 容 (原文どおり)	
<p>貴議会が、地方自治法100条に基づき設置した竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会について、竹山修身(以下「竹山」という。)の見解は、令和元年8月21日付け、「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題する書面に記載したとおりであり、また本日付で貴議会議長宛に提出した陳情書記載のとおりです。</p> <p>前記委員会が設置された経緯について、貴議会の議事録を調査してもその設置の経緯及び設置目的、理由が明確になっておらず、また、竹山富美宛の竹山おさみ連合後援会等の会計帳簿等一式の写し提出を求める文書あるいは竹山修身宛の「証人出頭に係る日程調整について」と題する書面においても、会計帳簿等一式の提出を求める目的、理由、あるいは、証人出頭についてもその目的、理由が何ら記載がありません。</p> <p>竹山としては、貴議会において、前記委員会の設置目的及び理由を分かりやすく、特に堺市のどのような事務に関するのか、また、同委員会において堺市の事務のどのようなことを問題として考え、それをどのように適正化しようと企図しているのかを具体的に書面によって説明をしていただけるまでは、会計帳簿等の提出あるいは証人出頭の日程調整は留保させていただきます。</p>	

3	提出者	竹山修身氏、竹山修身代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年8月29日
到着日	令和元年8月30日		送付手段	簡易書留
表題	陳情書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>陳情の内容</p> <p>1 貴議会が、地方自治法100条に基づき、竹山修身前市長(以下「竹山」といいます。)の選挙資金問題等の調査を行う旨議決し、また、竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会を設置し、同委員会に調査を委任した旨の報道がなされました。</p> <p>これまで報道された内容からすると、貴議会は、竹山が市長に在職中から竹山の政治資金収支報告書について、調査をしており、竹山が調査の途中において市長を辞職したことから、引き続き、貴議会において竹山の政治資金収支報告書の内容を調査するため、前記委員会を設置したと認められます。</p> <p>また、貴職から竹山富美宛に令和元年8月22日付け「記録の提出請求について」と題する書面2通(後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の会計帳簿等の書類一式の写しの提出を求めるもの、資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」の平成29年分の会計帳簿等の書類一式の写しの提出を求めるもの)、貴議会事務局長から竹山宛に同日付け「証人出頭にかかる日程調整について」と題する書面が、何の説明も理由もなく、報告期日も示さず、一方的に送られて来ました。</p> <p>2 地方自治法100条1項では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(略)に関する調査を行うことができる。」と規定されています。この規定から明らかなように、地方公共団体の議会が調査することができる事項は、「当該普通地方公共団体の事務に関する」こと、すなわち、堺市の事務に関することに限定されることになります。</p> <p>3 ところで、竹山は、平成29年9月24日執行の堺市長選挙に立候補して当選しましたが、その選挙運動は、ビラ、ポスターの作成等の費用を堺市において負担した分を除き、堺市とは関係なく、竹山とその支持者が集めた資金によって賄われました。堺市に関係なく集めた資金を<u>公職選挙法の範囲内</u>で、選挙運動のために使用することは、堺市長選挙に立候補した者及びその支援団体等が自由のできることであり、堺市は何ら監督することもできないのですから、堺市の事務とは、全く関係がないと言えます。なお、堺市が負担したビラ、ポスターの作成等の費用は、竹山が契約した業者からの請求に基づき、堺市選挙管理委員会から竹山が契約した業者に、直接、支払われており、竹山及びその支援団体等</p>				

が交付を受けたことはありません。

ましてや、政治団体である竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会は、一般市民らからの寄附等によって資金を集めており、国の政党交付金はもちろん、堺市からも資金の交付を一切受けておらず、この関係では、大阪府選挙管理委員会に対し、毎年、政治資金収支報告書を提出しています。ですから、竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会及び堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の政治資金収支報告書の内容を調査することは、大阪府の事務とは言えても、堺市の事務とかけ離れたことであり、本来、堺市議会において、調査権限がないと言わざるを得ません。

他面、堺市の事務に関していえば、堺市選挙管理委員会において、竹山から提出された選挙運動費用収支報告書について、公職選挙法193条に基づき、公職の候補者その他関係人に対し、報告または資料の提出を求めることができると規定されていて、同選挙管理委員会の行政事務の執行が適正になされていたかどうかという観点で、同収支報告書の内容について資料提供等の調査はできるものの、その調査は、実地調査に及ばない範囲でのものであり、一候補者の収支の実態まで調査する権限はないと言えます。

加えて、同選挙管理委員会の行政事務の執行の適正を確保する観点からの調査であれば、竹山と同時に堺市長選挙に立候補した候補者の選挙運動収支報告書についても調査するのならまだしも、竹山一人についてのみ調査するということがいかにも偏頗な取扱であり、調査の目的が同選挙管理委員会の行政事務の適正を確保するためなどではなく、その実、竹山の政治資金の収支の実態を調査しようとしていると言わざるを得ません。

竹山としては、以上のように、貴議会が議決した竹山修身前堺市長の選挙資金問題等の調査は、地方自治法100条の規定を逸脱し、貴議会の権限濫用であると思慮しております。

貴議会において、上記1掲記の資料提供を求めたり、証人としての出頭を求める前に、竹山及び堺市民に対し、竹山の選挙運動収支報告書を今回調査することが、どういう観点から、何故、堺市の事務に該当すると考えているのか、堺市のどのような事務を、どのように適正化するのを目的として調査するのかなど分かりやすく拠を示して説明することを求めます。

4	提出者	竹山修身代理人弁護士	文書記載日	令和元年9月19日
到着日	令和元年9月20日		送付手段	簡易書留(速達)
表題	記録の提出について(回答)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
貴議会から、令和元年9月6日付け堺議事第714号により竹山修身に対し請求された「平成29年9月24日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿」の内、組織体制図は、大阪地方検察庁に押収されており手元になく、構成員名簿は作成されておらず、提出ができません。				

5	提出者	竹山富美代理人弁護士	文書記載日	令和元年9月19日
到着日	令和元年9月20日		送付手段	簡易書留(速達)
表題	記録の提出について(回答)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
貴議会から、令和元年8月22日付け堺議事第616号により竹山富美に対し請求された「後援団体『竹山おさみ連合会』の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及び、その他出納状況がわかる書類一式の写し」については、大阪地方検察庁に押収されており手元になく、提出ができません。				

6	提出者	竹山富美代理人弁護士	文書記載日	令和元年9月19日
到着日	令和元年9月20日	送付手段	簡易書留(速達)	
表題	記録の提出について(回答)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴議会から、令和元年8月22日付け堺議事第618号により竹山富美に対し請求された「資金管理団体『21世紀フェニックス都市を創造する会』の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及び、その他出納状況がわかる書類一式の写し」については、大阪地方検察庁に押収されており手元になく、提出ができません。</p>				

7	提出者	阪本圭氏	文書記載日	令和元年9月19日
到着日	令和元年9月20日	送付手段	速達	
表題	(無題)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>堺市議会から、請求された平成29年の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写し及び確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及び、その他出納状況が分かる書類一式の写しは、手元にありませんので提出できません。</p>				

8	提出者	阪本圭氏	文書記載日	令和元年9月19日
到着日	令和元年9月20日	送付手段	速達	
表題	証人出頭にかかる日程調整について			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>堺市議会事務局から、証人出頭にかかる日程調整について、問い合わせを頂きましたが、出頭については、竹山修身氏の出頭に従います。</p>				

9	提出者	竹山修身代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年10月2日
到着日	令和元年10月3日	送付手段	簡易書留	
表題	補佐人同伴願について等(回答)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴議会が、地方自治法100条に基づき設置した「竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会」(以下「特別委員会」という。)について、竹山修身(以下「竹山」という。)の見解は、本職らが作成した令和元年8月21日付け「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題する書面、同月29日付けで貴議会議長宛に提出した陳情書及び同日付け回答書記載のとおりです。</p> <p>竹山は、これらの主張及び疑問に対し、貴議会において、納得の行く説明をしてもらえるものと期待して、貴議会からの書面による回答を待っているところです。</p> <p>貴議会からの回答が全くない現状では、証人出頭を前提とする補佐人同伴願の提出及び「証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について」の意見提出は留保させていただきます。</p> <p>なお、補佐人同伴願の提出等を留保する本回答によっても、竹山が証人として出頭した場合に、補佐人を同伴する権利が消滅したことにはならないこと及び証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継を認めたことにはならないことを主張しておきます。</p>				

10	提出者	阪本圭氏代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年10月2日
到着日	令和元年10月3日	送付手段	簡易書留	
表題	補佐人同伴願について等(回答)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴議会が、地方自治法100条に基づき設置した「竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会」(以下「特別委員会」という。)について、竹山修身(以下、「竹山」という。)の見解は、本職らが作成した令和元年8月21日付け「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題する書面、同月29日付けで貴議会議長宛に提出した陳情書及び同日付け回答書記載のとおりです。</p> <p>阪本は、竹山と同様、同人の前記主張及び疑問に対し、貴議会において、納得の行く説明をしてもらえるものと期待して、貴議会からの書面による回答を待っています。</p> <p>貴議会からの回答が全くない現状では、証人出頭を前提とする補佐人同伴願の提出及び「証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について」の意見提出は留保させていただきます。</p> <p>なお、補佐人同伴願の提出等を留保する本回答によっても、阪本が証人として出頭した場合に、補佐人を同伴する権利が消滅したことにはならないこと及び証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継を認めたことにはならないことを主張しておきます。</p>				

11	提出者	竹山修身代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年12月12日
到着日	令和元年12月12日	送付手段	FAX	
到着日	令和元年12月13日	送付手段	簡易書留(速達)	
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴議会議長から、令和元年11月28日付け竹山修身(以下「竹山」という。)宛「記録の提出について」と題する書面(堺議事第1087号、同第1089号)、また、同日付け竹山富美宛同旨の書面(同第1081号、同第1083号)、同日付け渡井理恵宛同旨の書面(同第1085-1号、同第1085-2号)、さらに、貴議会事務局長から、同日付け竹山宛「証人出頭に係る日程調整について」と題する書面(同1078号)が送られて来ました。</p> <p>貴議会が、地方自治法100条に基づき設置した竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会についての竹山の見解は、貴議会議長宛に提出した同年8月21日付け「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題する書面及び同月29日付け陳情書記載のとおりであり、また、記録の提出及び証人出頭請求に対する竹山の見解は、同日付け回答書記載のとおりです。</p> <p>竹山は、堺市選挙管理委員会の事務に関する範囲内の調査であれば、貴議会が設置した同委員会の調査に協力することはやぶさかではありません。そのためには、同委員会の設置の目的、理由、竹山関連の政治団体の会計帳簿等一式の写しの提出を求める目的、理由、証人出頭を求める目的、理由、特に、同委員会において堺市の事務のどのようなことを問題として考え、それをどのように適正化しようと企図しているのかを具体的に書面によって説明をしていただきたいと考えています。それまでは、前回の回答書記載のとおり、会計帳簿等の提出あるいは証人出頭の日程調整は留保させていただきます。</p>				

12	提出者	竹山修身・竹山富美・渡井理恵代理人弁護士2名	文書記載日	令和元年12月23日
到着日	令和元年12月23日	送付手段	FAX	
到着日	令和元年12月24日	送付手段	簡易書留(速達)	
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				

第1 はじめに

貴議会の「議員提出議案第19号竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」（以下「本件決議」という。）では、調査事項として「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」とだけ記載され、その調査目的、理由が何ら記載されていません。したがって、貴議会が、どのような目的や理由で、「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」を調査するのか、また、報告に関するどのような事項を調査するのか全く分かりません。

しかし、関係すると思われる地方自治法及び公職選挙法の関係条文を参考にして、竹山らの代理人として意見を述べさせてもらいます。

第2 地方自治法100条について

地方自治法100条1項では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（略）に関する調査を行うことができる。」と規定しています。本件でいえば、堺市の議会は、堺市の事務に関する調査を行うことができることとなります。これは、他方で、堺市の議会は、堺市の事務に関しないことは、同法100条に基づいて調査する権限がないことを意味しています。

同条1項では、前記に続けて「この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」と規定し、同条3項では、「第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処する。」、同条7項では「宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。」と規定し、選挙人その他の関係人の出頭や証言の確保、記憶に基づいた証言を確保することを、従わない者に対し刑罰を課することにより担保している。これは、当該地方公共団体の選挙人その他の関係人に対し重い義務を課していることを意味している。

それは、当該地方公共団体の議会による同団体の事務に関する調査を重要視していることの現れであることは明らかです。

第3 普通地方公共団体の議会の権限について

ところで、普通地方公共団体の議会の調査は、議会及び委員会において、普通地方公共団体の長をはじめとする執行機関に対する質疑、資料提出要求等によって、普段から行われており、それにとどまらず、必要に応じて、議会あるいは委員会に選挙人あるいは関係人を参考人として招致して質疑及び資料の提供を受けることにより調査を行うことも可能です。

そのような手段があるのに、刑罰を課してまで、証人の出頭、証言、記憶に従った証言及び資料の確保を認めているのは、特別委員会を設置して調査する事項は、当該地方公共団体にとって重要な事務に関する調査であると評価されるからだと思います。

このようないわゆる100条委員会の設置は、議会の議決すなわち多数決により決められることです。極端のことを言えば、議会の多数派が、反対する少数派の意見を無視して、当該普通地方公共団体の事務に関するとして、100条委員会を設置すれば、刑罰を課してでも、証人の出頭や証言等を確保し、何でも調査ができることになってしまいます。このような横暴が認められれば、極めて異常な事態ということですが。したがって100条委員会の設置及び調査は、多数派とは言え、許されない限界が自ずとあるのです。それが、「当該普通地方公共団体の事務」という枠です。

つまり、「当該普通地方公共団体の事務」という法の文言は、多数決すなわち民主主義の限界を示しているのです。その枠によって、多数の横暴から少数者の権利利益を保護しようとしているのです。これは、議会において全会一致で100条委員会を設置しても、当該普通地方公共団体の事務と関係ない事項の調査はできないことを意味しています。

このように、多数派の横暴を許さないためには、「当該普通地方公共団体の事務」については、厳格に

解すべきであり、拡張、類推した解釈は許されないのです。

第4 竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について

1 そこで、「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会」について見ていくと、本件決議は、調査事項として「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」としています。

「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告」は、公職選挙法189条に基づき堺市選挙管理委員会に提出しなければならないことから、堺市選挙管理委員会の事務ということになります。そして、同選挙管理委員会は、堺市長選挙の選挙運動に関してなされた収入支出についての報告書の提出を受け、「報告書の調査に関し必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる」（公職選挙法193条）としています。

しかし、この報告書の調査は、報告なり資料の提出を求めることができるということを規定したところに意味があると解されています。すなわち、選挙管理委員会が行う調査は、捜査機関が行うような実態的な真相を解明する調査ではなく、実地の調査権限までではないとされています（これは、安田充ほか編著逐条解説公職選挙法（下）1383頁。総務省担当部局の見解でもあります。）。要するに、収支報告に掲載されてる収支の中身、つまりその実態についての調査権限までではないというのが法の立て付けです。

本件の調査がいわゆる事務調査の分類に入るものですから、それは堺市選挙管理委員会の事務が適正になされていたかについての調査ということになります。

そして、選挙管理委員会の選挙運動の収支報告書に対する調査権限は、今言った、報告なり資料の提出を求めることだけであることから、その調査は、提出された選挙運動の収支報告書が、公職選挙法の規定に従って、同法が規定する報告事項について記載されているか、記載されているとして、計算間違いがないか、同法が規定する添付資料が過不足なく添付されているか等形式的な調査だけなのです。

このことからすると、議会が設置した100条委員会の調査できる範囲も、選挙管理委員会に付与された権限の範囲内に限られ、選挙運動費用の収支報告書に記載された事項及び添付された資料に関する形式的な調査に限られ、それを超えて、報告されている収支が虚偽ではないかとか、添付資料が偽造されたものあるいは虚偽記入されたものではないかとか実態的な真相を調査することはできないのです。

2 今回、貴議会は、

竹山修身に対し

平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体「竹山おさみ連合後援会」、資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」及び確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」それぞれの、平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む）の写し（堺議事第1087号）（以下「①」とする）

平成29年9月24日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿（以下「②」とする）

竹山富美に対し

後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（堺議事第1051号）（以下「③」とする）

資金管理団体「21世紀フェニックス都市を創造する会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（堺議事第1083号）（以下「④」とする）

渡井理恵に対し

確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（堺議事第1085-1号、同第1085-2）

(以下「⑤」とする)

の提出を請求し、加えて竹山修身の証人出頭を請求しています。

ところで、貴委員会の調査目的は、本月21日に受領した同月20日付け「陳情の審査結果報告について」と題する書面（添付文書を含む）によると、平成29年9月24日に執行された堺市長選挙にかかる竹山修身の選挙運動に関する収支報告の実際を調査しようとしていることが明らかです。しかし、その調査自体が選挙管理委員会の持つ権限を超越した報告された収支の実態を解明しようとするもので、普通地方公共団体の事務に関する調査の範疇を逸脱するものです。

第5 結論

以上のとおり貴議会が提出を請求している①、③ないし⑤は、竹山修身に関連する政治団体の資金管理に関わる書面ですが、これらの政治団体については、それぞれ大阪府選挙管理委員会に対し、収支報告書を提出して報告済ですが、もともと堺市選挙管理委員会の事務には一切関係がないのです。

それ故、100条委員会は提出を請求することができないのです。

また、②の選挙対策本部の組織体制を示す図面及びその構成員名簿は公職選挙法上、出納責任者の届出（公職選挙法180条3項）のように選挙管理委員会に対して届ける義務はありません。

選挙対策本部の組織体制図及びその構成員名簿は、もともと外部に公表する性質のものではありません。竹山修身候補を支持して支援している人が、選挙対策本部内における連携や連絡のために作成されるものです。

もとより、選挙において、特定の立候補者を支持し支援することは、各人の政治的自由であると共に政治的意見・信条の表明でもあり、また、誰に投票しようと投票の自由により守られています。しかし、組織体制図や構成員名簿を見ると、竹山修身候補を支持し支援した人が明らかとなり、さらには、誰に投票したかを連想させ、実質的に投票の秘密を犯すおそれがあります。これらに記載された人によっては、政治的意見・信条や誰に投票したかを人に知られたくない（仮に「知られない自由」といいます。）と思っている人もいると思われます。記載されている人の同意がないまま、組織体制図や構成員名簿を提出することは、そこに記載された人の知られない自由を侵害することになります。それを貴議会において、貴議会に提出することを請求することは、竹山修身候補を支持し支援した人の知られない自由を侵害することになり、憲法上許されないことです。

よって、①から⑤の資料の提出を請求することは、貴議会の権限を越え、あるいは、竹山修身候補を支援した人たちの憲法上の権利を侵害することになるので、提出することを拒否いたします。

次に、竹山に対し、証人として出頭を請求していますが、貴議会において、堺市選挙管理委員会の事務に関しそれが適正に執行されているかどうかという観点から調査すること自体は、貴議会の権限の範囲内ですので、竹山としては前記に述べてきた問題点を踏まえつつ、竹山修身の政治団体に関するものを除いて、堺市選挙管理委員会の権限の及ぶ範囲の事項について、協力いたします。

その上で、証人として出頭する日は令和2年1月30日を希望します。

なお、出頭に際しては、補佐人の同伴を希望します。

13	提出者	竹山修身氏	文書記載日	令和2年1月11日
到着日	令和元年1月14日	送付手段	特定記録郵便	
表題	補佐人同伴願			
文 書 内 容 (原文どおり)				
令和2年1月30日開催の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会への出頭に際し、下記の者を補佐人として同伴したいので願います。 (住所省略) 氏名、吉川興治氏。職業、弁護士。				

14	提出者	竹山修身氏	文書記載日	令和2年1月11日
到着日	令和元年1月14日	送付手段	特定記録郵便	
表題	証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について			
文 書 内 容 (原文どおり)				
令和2年1月30日開催の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会における撮影・録音及びインターネット中継について、下記のとおり回答します。				
証人尋問に当たり、撮影・録音及びインターネット中継を行うことについて差し支えありません。				

15	提出者	阪本圭氏	文書記載日	令和2年1月18日
到着日	令和元年1月21日	送付手段	郵便 (レターパック)	
表題	補佐人同伴願			
文 書 内 容 (原文どおり)				
令和2年2月7日開催の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会への出頭に際し、下記の者を補佐人として同伴したいので願います。				
(住所省略) 氏名、新倉明氏。職業、弁護士。				

16	提出者	阪本圭氏	文書記載日	令和2年1月18日
到着日	令和元年1月21日	送付手段	郵便 (レターパック)	
表題	証人尋問における撮影・録音及びインターネット中継について			
文 書 内 容 (原文どおり)				
令和2年2月7日開催の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会における撮影・録音及びインターネット中継について、下記のとおり回答します。				
証人尋問に当たり、撮影・録音及びインターネット中継を行うことについて、差し支えがあるためご配慮願います。				
(配慮を望む内容、その理由について) 人物が推測できるような、前面及び背面からの撮影はご配慮の程、よろしくお願い致します。				

17	提出者	竹山修身氏	文書記載日	令和2年1月23日
到着日	令和元年1月23日	送付手段	FAX	
到着日	令和元年1月24日	送付手段	普通郵便	
表題	特別委員会傍聴許可について (要望)			
文 書 内 容 (原文どおり)				
私が証人として出頭予定の1月30日開催の特別委員会に下記の者の傍聴についてご配慮をお願いします。				
1 氏名 弁護士新倉明				
2 理由 次回開催委員会の証人、阪本圭氏の補佐人を予定しているため				

18	提出者	竹山富美代理人弁護士	文書記載日	令和2年2月28日
到着日	令和2年2月28日	送付手段	簡易書留	
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
貴議会議長から、令和2年2月7日付け竹山富美宛「記録提出請求について」と題する書面 (堺議事				

第1421号) が送られて来ました。

同書面では、調査事項として「堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する調査」として、提出を求める記録として「後援団体『竹山おさみ連合後援会』の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及び、その他出納状況がわかる書類一式の写し」となっています。

上記提出を求められている書類一式は、専ら竹山修身の政治団体の資金（政治資金）にかかるものであり、貴議会議長宛に令和元年12月23日付け回答で記載したとおり、貴議会の提出要求には応じかねます。

19	提出者	阪本圭代理人弁護士	文書記載日	令和2年2月28日
到着日	令和2年2月28日		送付手段	簡易書留
表題	上申書			

文 書 内 容 (原文どおり)

- 1 会計帳簿は、提出のとおりです。
その他提出を求められている書類はありません。
- 2 私は、出納責任者として平成29年10月24日執行の堺市長選挙における竹山修身の選挙運動費用収支報告書（第1回及び第2回）を作成して提出しました。
- 3 出納責任者として同収支報告書を作成するのは初めてでしたので、平成25年9月29日執行の前回市長選挙のときの竹山氏の選挙運動収支報告書の体裁にしたがって作成することにしました。
- 4 前回の記載方法では、公費負担分を収入と支出の双方に入れ込み、支出の額に合わせて収入の金額も合致させていました。つまり竹山氏から拠出される自己資金額を調整勘定として収支の金額を合致させていたので、私もそれにならい、収支報告書では公費負担分を自己資金に組み込んで調整しました。したがって、会計帳簿における竹山氏からの寄付の日にか及び金額と、収支報告書における収入のうちの自己資金額と入金日とは合致しないものとなっています。
- 5 なお、竹山氏からの300万円の入金の後、自民党からの200万円の寄付を受け、公費負担分は実際には現金の支出はないものの、帳簿上は支出として計上していくと、平成29年9月15日に残が約160万円余となったので、その後の支出に備えて竹山氏から100万円の自己資金を供出してもらいました。その後の同月22日に民進党大阪府支部連合会から100万円の寄付を受けましたが、同月15日時点ではこの寄付が受けられるかどうか分かりませんでした。
- 6 今般の百条委員会における尋問の際に各委員からご指摘を受け、調査の上検討するとお約束した事項については、その調査結果に基づき修正すべき点は早急に修正した報告書を作成し、堺市選挙管理委員会に提出する予定です。

20	提出者	竹山修身・阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年4月13日
到着日	令和2年4月14日		送付手段	簡易書留
表題	意見書			

文 書 内 容 (原文どおり)

本年1月31日、貴委員会において竹山修身が証人として出頭し、各委員からの質問に答えて証言した。貴委員会の調査目的は、事前に提示されたところでは、「竹山修身前市長の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」ということであったが、各委員の質問内容をみるに、候補者竹山の選挙運動の実態並びに政治活動の実態を明らかにしようとの意図が顕著で、堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかを調査する本来の目的から乖離し、調査権限を逸脱しているとしか言い様がないと思料する。

例えば、複数の委員が、水道光熱費なりコピー代等本来計上されなければならない費用の計上がないと指摘している。そうであれば選挙運動費用の収支報告を受けた堺市選挙管理委員会は、報告を受けた時点で、報告者に対しこの点を指摘し、問い質さなければならないのか。

また、多くの委員は竹山の大阪府選挙管理委員会に提出した平成29年分の政治資金収支報告書と照らし合わせて、竹山の政治団体である竹山修身連合後援会の支出に計上されている携帯電話代、ホテル代あるいは車上運動員への日当支給を取り上げ、これらは本来選挙運動に関する支出であるのを政治団体の支出に振り替えたのではないかと、換言すれば選挙管理委員会を欺したのではないかと問い質した。しかし、選挙運動費用収支報告書と政治団体の政治資金収支報告書とは、提出する選挙管理委員会が異なるとともに、第1回選挙運動費用収支報告書の提出時期は選挙の期日から15日以内（公職選挙法189条）であるのに対し、政治資金収支報告書は毎年12月31日現在における政治資金の収支について翌日から3月以内に提出しなければならない（政治資金規正法12条）と提出時期も異なっていることから、堺市選挙管理委員会には竹山の選挙運動費用収支報告書の提出を受けた時点では大阪府選挙管理委員会に提出される竹山の政治団体の政治資金収支報告書は手元にない。堺市選挙管理委員会は、選挙運動費用の収支報告を受け付けて政治資金収支報告書記載の内容と対査して、本来選挙運動の費用として支出されたものが政治団体の支出に振り替えられているのではないかと等を検討することはできないし、そもそもそこまでしなければいけないのか。そうではあるまい。

当職らが、これまでも指摘してきたことであるが、選挙管理委員会の審査事務として想定されているのは、提出された収支報告の記載上からの不備、例えば支出の総額が法定費用を上回っているのではないかと、支出の計上はあるが領収証が添付されていないとか、法定選挙費用として支出できないものを計上しているとか、計算上の不突合等のいわば報告書の記載あるいは体裁に係る形式的な審査（調査）に止まり、その範囲内において関係者から報告を求めたり、資料の提供を求めることができるだけであり、そのことを規定したのが公職選挙法193条であって、選挙管理委員会にはそれ以上の、例えば車上運動員の運動及び報酬の支払実態を調査してそれが法定費用を上回っているかどうかなどの実態調査権限はない。

堺市選挙管理委員会には、今般の100条委員会において展開されているような例えば、車上運動員の運用実態と報酬の支払い方法、その契約窓口は誰かなどの詮索的な調査を含む記載内容の実態究明を目的としたような調査を行う権限も権能もない。

本来の選挙運動に関する支出を政治団体の支出に振り替えることにより、選挙運動の支出を法定選挙費用内に抑えたり、あるいは選挙運動に対する違法な報酬支払を糊塗する行為は、まさしく公職選挙法に違反する犯罪行為であり、その実態を究明するのは選挙管理委員会でも、この100条委員会でもなく、捜査機関である。

ましてや政治資金収支の実態解明は、堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかとはおよそ関係がない。

貴市議会は、本職らの陳情に対する回答で

本市議会では、本年6月21日の本会議（臨時会）において、地方自治法100条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」が全会一致で可決され、本委員会が設置されました。

と、貴委員会の設置経緯を説明しているとおり、貴委員会が竹山の政治資金問題の実態解明を目指していることは疑いようのない事実である。本職らがいわゆる100条委員会の調査は、「地方公共団体の事務に関する調査」に限定されることを指摘したことで、貴委員会はその調査目的を堺市選挙管理委員会の所管事項と関係する堺市長選挙における選挙運動費用収支報告書に関する調査と言い換え、選挙資金の背景に政治資金があると執拗に調査事項と関連づけようとしている。

また、本年2月7日には、出納責任者の阪本圭も出頭し証言した。その中で阪本は、出納責任者とし

て経験した事実を証言し、その過程で各委員から指摘を受け、既に提出した選挙運動費用の収支報告につき修正すべき事項があるかどうかを検討すると約束した。

検討の結果、収入に関しては選挙事務所として竹山修身連合後援会からの寄付に係る項目で、敷引金についても選挙期間中の日割り計算分を追加し、支出に関しては、無償提供に係る上記敷引金分、宿泊代、通信費、コピー等雑費に係る各選挙期間中の日割り計算分を追加して、平成29年9月24日執行の選挙運動費用収支報告書の修正版（第3回分）を本年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出し受理済みである。

貴委員会では、当初の目的どおり、竹山の政治資金問題の解明に向けなお調査を継続するやに見受けられる。しかし、本来100条委員会が調査できる「選挙管理委員会の事務」に関する調査としては、上記選挙に係る竹山の選挙運動費用収支報告書の提出・受理等に絡む堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかであり、この点に関しては今回の委員会調査で何ら問題がなかったことが明らかとなったこと、加えて、本来、堺市選挙管理委員会の権限の及ばない事項ではあるが、貴委員会の指摘を受け、出納責任者の阪本圭において、修正すべき点を修正すべく選挙運動費用収支報告書（第3回）を作成して同選挙管理委員会に提出し、同選挙管理委員会においてこれを適正に受理していることから、100条委員会が本来果たすべき役割は十分に発揮されたと思料する。

すでに何度も指摘したように100条委員会はオールマイティではなく、法的に限界はある。速やかに調査を終結されることを強く望みたい。

21	提出者	阪本圭代理人弁護士	文書記載日	令和2年5月22日
到着日	令和2年5月25日		送付手段	簡易書留
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>貴職から、令和2年5月7日付け阪本圭宛「記録提出請求について」と題する書面（堺議事第174号）が送られて来ましたが、同年2月28日付け上申書のとおり、会計帳簿は既に提出したとおりで、その他提出を求められている書類はありません。</p>				

22	提出者	阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年5月25日
到着日	令和2年5月26日		送付手段	簡易書留
表題	上申書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>今般、貴議会事務局長から、阪本圭宛に「証人出頭にかかる日程調整について」と題する書面（堺議事第166号）の送付を受けました。阪本氏は、本年2月7日に貴議会「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会」において、証人として出頭し、証言をしたところです。同委員会において説明ができなかった点や指摘を受けた点について、同委員会終了後、調査・検討した結果を踏まえ選挙運動費用の収支報告に関して必要な箇所を訂正等したことについては、同年2月28日付け上申書、同年4月13日付け意見書を提出して報告し、実際、同月10日付けで堺市選挙管理委員会に対し、選挙運動費用収支報告書（第3回）を提出して訂正をしているところです。</p> <p>それにもかかわらず、貴議会では、再び、阪本氏に対し、証人として出頭させ、証言を求めようとしています。前記意見書でも、指摘させていただきましたが、「本来100条委員会が調査できる『選挙管理委員会の事務』に関する調査としては、上記選挙に係る竹山氏の選挙運動費用収支報告書の提出・受理等に絡む堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかであり」、阪本氏に対しては、前回の証人尋問、前記上申書及び同意見書によって目的は達することができたはずですが。それでもなお、証人として出頭を求めて、何を証言させようとしているのか理解に苦しむところですが、再度尋問したいと</p>				

ということでしたら、具体的に何を聞きたいのか法の趣旨に照らして明らかにしていただきたいと思いま
す。

その回答をまって出頭するかどうかも含めて検討したいと思えます。

23	提出者	阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年6月18日
到着日	令和2年6月19日	送付手段	特定記録郵便	
表題	回答書			

文 書 内 容 (原文どおり)

令和2年6月9日付け貴職からの阪本圭(以下「阪本」という。)に対する証人出頭請求及び記録提出
請求について以下のとおり回答します。

1 証人出頭請求について

今般の貴職からの証人出頭請求は地方自治法100条に規定する調査権限を乱用あるいはその権限
を越えた違法な要請であるので、応じることはできません。その理由は以下のとおりです。

(1) 調査事項が「竹山修身前市長の選挙資金問題等の調査」とあるが、この点についてはこれまで何
度も申し上げたように、地方自治法100条により設置される調査特別委員会(以下「100条委員会」
という。)は「地方公共団体の事務」について調査権限を有する。

(2) 今般の事案に即せば、調査対象は「堺市選挙管理委員会の事務」が適正に執行されたかどうかの
調査ということになるが、同選挙管理委員会が所管する事務・権限を越えてまで調査する権限はない。

(3) 今般、100条委員会が設置された目的は、阪本に対して送られてきた尋問事項からも「竹山修
身の政治資金と選挙資金との絡み及び選挙運動の実態等」の解明であり、これをもっともらしく「堺市
選挙管理委員会の事務が適正に執行」されたかどうかの調査のように糊塗しようとしていることは明ら
かである。本来100条委員会のできるべきこと、できないことについては、本年4月13日付けで意見書
を提出して縷々述べたとおりである。

(4) 阪本は前回証人出頭請求に応じ証言したが、それは阪本が選挙の際の出納責任者として選挙運動
費用の収支報告書を堺市選挙管理委員会に提出している以上その関係での尋問には応じなければなら
ないと判断したからである。そして尋問の際に各委員から指摘された事項につき出納責任者として調査
検討した結果、修正すべきものについて第3回選挙運動費用の修正収支報告書を同月10日付けで提出
し、その経過を本年5月25日に100条委員会宛に報告したことから、100条委員会が調査すべき
事項に関しては竹山修身及び阪本圭の尋問を経て上記選挙運動費用の収支報告第3回修正の提出をも
って本来の目的を達したものと考えられた。

(5) にもかかわらず阪本に対する再度の証人出頭請求がなされたことから、当職らは驚き堺市選挙管
理委員会の事務執行が適正になされたのかどうかの調査として更に阪本から何を尋問したいのか具体
的に明らかにされたいと釈明を求めたが、貴職らは当職らの釈明要求を無視し、一方的に尋問期日を決
めた上で「証言を求める事項」として前回尋問の際と全く同旨の書面を送りつけて証人として出頭せよ
と請求しており、この貴議会の所為は地方自治法第100条で認められた調査権限の乱用、いやむしろ
権限踰越の違法な公務執行であると言わざるを得ない。

証言を求める事項の中に、

選挙に要した費用の実態(政治資金収支報告も含めて)

車上運動員の稼働状況

などが明文中に記載されている。しかし、政治資金についての収支報告等は大阪府選挙管理委員会の所管
事項であり、堺市選挙管理委員会の所管事項ではない。また選挙運動やその費用の実態解明は同選挙管
理委員会の権限を越える事項である。この点については、公職選挙法193条に「報告書の調査に関し
必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることがで

きる」という規定があるも、この規定は、報告なり資料の提出を求めることができるということを規定したところに意味があると解され、選挙管理委員会が行う調査は、捜査機関が行うような実態的な真相を解明する調査ではなく、実地の調査権限まではないとされている（これは、安田充ほか編著逐条解説公職選挙法（下）1383頁。総務省担当部局の見解も同旨。）。要するに、収支報告に掲載されている収支の中身、つまり実態についての調査権限まではないというのが法の立て付けであって、上記証言を求める事項にある選挙費用なり選挙運動の実態解明は、堺市選挙管理委員会が持つ調査権限を越える事項であって本来そのような調査はできないのであるが、今般の100条委員会が解明したいのはまさにこのことなのであり、あたかも堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたか否かの調査にかこつけて無理を承知で多数の力を借りて強引にやっつけてのけようとしているとしか言い様がない。

違法な要求に応じることはできない。

2 記録提出請求について

令和2年5月22日付け阪本圭代理人弁護士新倉明作成の回答書及び同年6月18日付け阪本圭報告書記載のとおり

24	提出者	平成29年9月24日執行堺市長選挙候補者竹山修身出納責任者阪本圭氏	文書記載日	令和2年6月18日
到着日	令和2年6月19日		送付手段	特定記録郵便
表題	報告書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>令和2年4月10日、平成29年9月24日執行堺市長選挙に関し立候補して当選した竹山修身の選挙運動費用収支報告書（第3回）を同市選挙管理委員会に提出したので、その概略を報告する。</p> <p>1 堺市選挙管理委員会に対し、選挙運動費用収支報告書（第3回）を提出するに至った経緯</p> <p>令和2年2月7日に開催された堺市議会「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会」に証人として質疑を受け、応答したところであるが、その質疑の中で、委員から指摘を受け、再考を要すると思われた点があったので、同委員会後に、確認したところ、以下の通りに追加訂正をする必要があると判断し、同年4月10日堺市選挙管理委員会に対し、選挙運動費用収支報告書（第3回）を以下の通り作成して提出した。</p> <p>2 追加した点</p> <p>(1) 収入の部</p> <p>寄附77,784円</p> <p>竹山候補者は、竹山おさみ後援会から、選挙事務所の提供を受けており、第1回選挙運動収支報告書の収入の部に竹山修身連合後援会からの寄付として28万円を受けた旨報告をしたところであるが、前記委員会において、竹山修身連合後援会が所有者から借り受けた際に敷引金として50万円を支払っていることの指摘を受け、敷引金も竹山候補者が相応に負担すべきではないかと指摘を受け、検討した結果、竹山候補者として負担するのが相当と判断した。そのため、竹山候補者が負担する敷引金は、前記連合後援会からの寄付を受けたことにもなるので、敷引金50万円を9月10日から23日の14日分を按分した結果、1日分5,556円となったので、14日分77,784円の寄附を受けたことになるので訂正した。</p> <p>(2) 支出の部（甲）</p> <p>①選挙事務所費</p> <p>平成29年6月27日 前記選挙事務所に係る敷引金77,784円を計上した。</p> <p>②通信費</p> <p>121,020円 携帯電話通話料金 日本テレシス株式会社</p>				

前記委員会において、携帯電話について、指摘を受け、その後、調査した結果、選挙運動にも使用していたことが判明したことから、9月10日から23日の14日分を按分して計上することとした。

③ 宿泊費

宿泊代 85,466円、同 92,469円、同 114,912円、同 171,264円、同 71,280円

前記委員会において、宿泊費について指摘を受け、その後、調査した結果、選挙運動の際に宿泊していたことが判明したことから、9月10日から23日の14日分を按分するなどして計上することとした。

④ 雑費

コピー機カウント代 111,258円、プロッター等レンタル代 204,162円。

前記委員会において、コピー機カウント代及びプロッター等レンタル代について指摘を受け、その後、調査した結果、選挙運動の際に使用していたことが判明したことから、9月10日から23日の14日分を按分して計上することとした。

25	提出者	阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年7月14日
到着日	令和2年7月14日	送付手段	FAX	
到着日	令和2年7月15日		特定記録郵便	
表題	意見書			

文 書 内 容 (原文どおり)

阪本圭の証人出頭に関しては本年6月18日付け回答書のとおり出廷には応じられない旨の回答をしているにもかかわらず、その回答を無視する形で本月7日付けで堺市議会事務局長から「証人尋問における主尋問事項等の送付について」と題する書面を受領しました。

すでに本職らは本年4月13日付けで意見書を提出し、加えて6月18日付けで証人出廷要請に対する回答書と竹山修身の選挙運動費用収支報告書(第3回)を堺市選挙管理委員会に提出したこと及びその内容・経緯を説明する同日付け阪本圭作成の報告書を提出しました。すでに申し上げているとおり選挙運動費用の収支報告に関しては同選挙管理委員会の調査対象事項であることから、前回阪本は貴委員会の調査期日に出頭し、尋問を受けました。しかし、各委員の尋問の中身をみるに、主として尋問したい事項は「竹山修身の政治資金と選挙資金との絡み及び選挙運動の実態等」の解明であり、それは選挙管理委員会が選挙運動の実態調査までの権限を有しないということは無視した、つまり選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかの調査に藉口した権限を超越するものというほかない。

そして、阪本を再度証人として呼び出すに当たって前回と全く同様の趣旨目的を記載した出頭要請がなされ、本職らが応じられない旨の回答書を差し出すや、あたかも選挙運動費用の収支報告に関する尋問事項を際立たせた議会事務局長からの書面が届けられたが、これは証人出頭要請を適法化しようと糊塗したものにほかならず、何としても阪本を証人として再度出頭させようとする意図が見え透いている。

主尋問事項として掲記されているものは、以下述べるのとおり

- ① 前回尋問の重複
- ② 形式的な記載方法の齟齬をあげつらうもの
- ③ 選挙運動(あるいは応援組織)の実態解明
- ④ 選挙資金と政治資金の関係追求

に集約され、阪本を改めて出頭させ証人尋問する必要のない事項ばかりであり、もはや多数派による政敵叩きの様相が一段と顕著になってきたというほかない。

1 主尋問1の「選挙運動費用収支報告書(第3回)の記載方法」について

従前からの記載方法であり、これまで選挙管理委員会から指摘を受けたことがないと前回から証言しており、この度の第3回についても指摘を受けることなく受理されている。この記載方法を問題にするのであれば、阪本を尋問するより選挙管理委員会から事情聴取すべきである。

2 主尋問2の「会計帳簿」に関して

これも規定様式との齟齬を指摘するもので、実質を問うものではない。

阪本が会計責任者として作成した会計帳簿の現物は提出しており、帳簿はこれ以外にはない。

3 主尋問3の「竹山修身からの自己資金」について

会計帳簿と収支報告書の自己資金についての記載が異なることの指摘であるが、これも前回証言したことの重複であり、選挙運動費用の収支報告では収入支出の金額を合致させる記載方式をとったことから会計帳簿の記載と異なったというに過ぎない。

要は、選挙の費用が法定費用の範囲内で納まっているか、公費負担分以外に選挙資金がどう捻出されているかが分かればよいことであり、選挙管理委員会の調査もその範疇でなされるはずである。

4 主尋問4の「寄付」について

これも前回尋問の重複である。

5 主尋問5の「車上運動員」について

これも前回尋問の重複であり、車上運動員の運動実態は選挙管理委員会の調査事項を逸脱する。

6 主尋問6の「政治資金の二重計上」について

まさに政治資金の問題であり、堺市選挙管理委員会の調査事項を逸脱する。

本問題を尋問しようとする事自体、地方自治法100条の権限を超越するものである。

7 主尋問7の「支出全般」について

これも前回尋問の重複である。

8 主尋問8の「前回尋問の際に調査検討するとした事項」について

まず、選挙の支援組織なり選挙運動の実態に関する事項についての尋問は本来本調査委員会で調査できない事項である。

その上で、選挙管理委員会への報告に関しては、前回尋問で指摘を受けた事項につき調査検討した結果、会計責任者として選挙費用として計上すべきであると判断した事項及びその関連事項を第3回分として報告し、その内容と経緯につき阪本が報告書を貴議会に提出したとおりである。

9 主尋問9の「選挙運動費用収支報告書（第3回分）」について

上記8に記載したとおり。

加えて、第3回報告の内容につき、堺市選挙管理委員会は、これを受理し、疑義を指摘していないし、調査もしていない。

26	提出者	竹山修身・阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年7月30日
到着日	令和2年7月30日	送付手段	FAX	
到着日	令和2年7月31日	送付手段	特定記録郵便	
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
1	<p>本月15日付け「記録提出請求について」</p> <p>ご提示の銀行預金口座は、りそな銀行堺東支店の口座を除き他の4口座は選挙事務所で会計事務を手伝ってくれたボランティアの方の銀行口座であり、時折支払の際に利用させてもらっていたにすぎない。</p> <p>上記りそな銀行堺東支店の口座は、竹山おさみ連合後援会の口座であり、政治資金管理口座であり選挙運動費用の管理口座ではない。</p>			

阪本が既に証言しているように、選挙資金は現金で管理しており、会計の補助者に支払をお願いしたもののについては、事前あるいは事後に会計責任者において精算済みであり、会計責任者としては選挙資金はあくまでも現金で管理していたというのが実態であった。

そもそものような形態で支払をしたかどうかを選挙管理委員会が調査すべき事項ではないと思われ、同委員会の事務執行が適正に行われたかどうかを調査する貴委員会の調査範囲を逸脱しているとしか言い様がない。

2 本月15日付けの阪本圭に対する「証人出頭にかかる日程調整について」

本件については本月14日付け意見書のとおり、阪本圭は証人として出頭しません。

因みに本調査委員会が設置され、第1回委員会が開催されたのが、令和元年7月8日であり、その後今日まで約1年の長きにわたり竹山及び阪本に対し、記録提出要求や証人出頭要請がなされています。これらはいずれも刑罰を背景にした要求なり要請であり、正当な理由があれば拒むことはできるものの、その判断は微妙であり、要請を受けた者にとっては精神的な圧迫を受け、苦痛であり、その要求なり要請が理不尽なものであれば調査自体が人権侵害にほかならない。

私共は、貴委員会の設置目的である「竹山修身の選挙運動費用の収支報告に関し堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されているかどうかの調査」の範囲で記録の提出及び証人出頭に応じてきました。しかし、今般実施されている貴委員会の調査はその実「竹山修身の政治資金と選挙資金との絡み及び選挙運動の実態等」の解明を目指すものであり、地方自治法の定める「公共団体の事務に関する調査」の範疇を越えるものであり、まさに違法な権限行使と言わざるを得ない。

貴委員会は今後もなお調査を継続する姿勢を見せているが、法が定める範囲を超越した理不尽かつ違法な調査であり、まさに人権侵害というべき状態である。

すでに意見書でも指摘しているとおおり速やかに調査を打ち切られたい。

27	提出者	竹山修身・阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年8月26日
到着日	令和2年8月27日		送付手段	特定記録郵便
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>本月4日付け竹山修身に対する「証人出頭にかかる日程調整について」(堺議事第687号)及び同日付け阪本圭に対する「証人出頭請求について」(堺議事第683号)と題する書面に対し、以下のとおり回答をします。</p> <p>1 竹山修身(以下「竹山」という。)に対し、証人出頭を前提とする証人出頭に係る日程調整には応じられません。</p> <p>2 阪本圭(以下「阪本」という。)に対する証人出頭請求には、応じられません。</p> <p>3 竹山は、令和2年1月30日、阪本は、同年2月7日に、それぞれ貴議会のいわゆる百条委員会に証人として出頭し、各委員からの質問に答えて証言をしました。</p> <p>貴議会の前記百条委員会の調査目的は、堺市選挙管理委員会の「竹山修身前市長の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」ということでもあります。しかし、各委員の質問内容をみるに、候補者竹山の選挙運動の実態並びに政治活動の実態を明らかにしようとの意図が顕著で、堺市選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかを調査する本来の目的から乖離し、調査権限を逸脱して濫用しているとしか言えません。このことは、本職ら作成の令和2年2月28日付「上申書」、同年4月13日付け「意見書」、同年6月28日付け「回答書」、同年7月14日付け「意見書」及び同年7月30日付け「回答書」などで再三再四述べているところです。以上</p>				

28	提出者	竹山修身・阪本圭代理人弁護士2名	文書記載日	令和2年9月15日
到着日	令和2年9月16日		送付手段	特定記録郵便
表題	回答書			
文 書 内 容 (原文どおり)				
<p>本月3日付け竹山修身に対する「証人出頭請求について」(堺議事第828号)と題する書面に対し、以下のとおり回答をします。</p> <p>竹山修身に対する証人出頭請求については、応じられません。</p> <p>なお、令和2年8月4日付け阪本圭に対する「証人出頭請求について」(堺議事第683号)と題する書面に対する回答は、同月26日付けで回答したとおりです。以上</p>				

10. 竹山修身氏側からの申入書等に対する本委員会の見解

本委員会設置後、これまで堺市議会議長に対し、竹山修身前市長他 3 名から、令和元年 8 月 21 日付「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について」と題する申入書をはじめ、令和 2 年 7 月 30 日付け「回答書」に至るまで（令和 2 年 8 月 4 日時点）、竹山修身氏側の主張を述べる文書が幾度も送付されたため、本委員会としては、本委員会の調査権限や調査活動について、法的助言も受けながらその見解の正当性を検討し、令和 2 年 8 月 4 日に開催した委員会において、池田委員長から、委員会としての見解を述べることとなった。

【本委員会の見解】

見解については、下記のとおり分類し評価した。

- ①選挙管理委員会の調査権の内容
- ②調査権行使の対象
- ③調査権の権限の踰越の有無（調査権の限界）

①「選挙管理委員会の調査権の内容」について

選挙運動費用収支報告書の調査に関し、必要性の有無の認定は、調査権限を有する機関において自由にできるものの、調査権限を有する機関は、報告または資料の提出を求めることにより調査を行うことができるが、実地についての調査権限はないとされている。

ここで、実地についての調査の意味は、実地に赴いて調査することと解される。これを選挙事務についてみれば、例えば、実際に選挙管理委員会の職員が選挙事務所に赴いて質問することなどである。これが行政解釈として認められていないことについて争いはない。

ところが、竹山修身前市長ほか 3 名は、選挙管理委員会には、実地についての調査権限がないことから、収支報告に掲載されている収支の中身、つまりその実態についての調査権限まではない、計算違いや添付資料の有無のチェックまでしかできないと、必然的に演繹できるかのような論理を展開しているようにも見える。

また、公職選挙法第 193 条では、「選挙管理委員会は、第 189 条に規定する報告書の調査に関し必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている。

この規定による報告・資料の提出を拒み、または虚偽の報告・資料を提出したときは、3 年以下の禁錮、または 50 万円以下の罰金に処することとされている。単なる形式調査を拒絶しただけで、このような重い刑罰が科されるところとも思えない。

実地調査権がないから実態調査権はないという主張に対して。

まず、公職選挙法第 193 条の認める調査は、行政機関が行政目的を達成するために必要な情報を収集する活動であるので、一般に行政調査と呼ばれるものである。

かつては、行政調査は強制的に行われるものを念頭に置いて論じられていた。

しかし、今日では、必ずしも直接具体的な権限を付与する法律上の規定がなくとも行われるも

のであり、行政決定を行うための前提となる行為として一般に容認されている。

そのうち、公益上の必要性の有無やその程度に応じて、行政調査に強制力を伴う調査権が付与されている場合がある。便宜上、強制力の有無により、行政調査を分類すれば、任意調査と強制調査に分けることができる。強制調査は、強制力の程度により、調査拒否に対して申請が却下されるなどのペナルティを伴うもの、調査拒否や虚偽報告に対して罰則が設けられているもの、さらに被調査者の抵抗を実力で排除できるものと幾つかの類型に分けることができる。

公職選挙法第 193 条違反としての報告・資料提出拒絶、虚偽の報告・資料の提出は、先ほど述べた類型における間接強制に当たる。このことから、立法者は、選挙管理委員会が行う行政調査をして、任意調査としてではなく、罰則をもってしてまでも、関係者に協力させることで、行政目的を達成すべきであると考えていることが理解できる。

罪刑の均衡も、調査権の内容を解釈する上で手がかりになる。本罰条は、選挙運動に関する収入及び支出の規制違反として、寄附禁止違反、会計帳簿虚偽記入などと列挙され、罰条を定めた公職選挙法第 246 条の各号のうちの一として位置づけられており、法定刑は、一律 3 年以下の禁錮または 50 万円以下の罰金となっている。

これは、買収及び利益誘導罪に準ずる法定刑であり、選挙運動に関する各種制限違反より重くなっており、立法者において、公職選挙法違反の中でも、相対的に違法性が強く、社会的に非難されるべき類型に属すると判断していることが理解できる。

公職選挙法第 193 条の行政調査に対する違反行為に罰則を科し、しかも、相対的に重い刑罰を科し達成しようとした行政目的が何かを明らかにすることで、調査権の内容が明らかになる。そもそも、公職選挙法は、選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって、公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全なる発達を期することを目的としている。

そして、選挙制度の理想とするところは、たとえ金力、権力に縁がなくとも、識見の豊かにして、選挙人の真に代表者たるにふさわしい人物が選出されることである。これを支える 1 つの柱が選挙運動に関する収入及び支出にかかる規制である。

すなわち、出納責任者を定め、かつ、記載の真实性の宣誓をさせ、責任の所在を明らかにしつつ、寄附を含む全ての収入と選挙運動に関する全ての支出を適時に帳簿に記載させるとともに、これを裏づける証憑を添付させ、帳簿の記載に基づき、収支報告書を作成させ、市民に情報公開させる仕組みである。そして、この制度がうまく機能するよう担保するために規制違反に対する罰則が規定されている。

以上のことから、実地調査権がないから実態調査権はないという主張は、排斥されるべきである。選挙運動に関する収入及び支出にかかる規制は、我が国の公職選挙法の根幹をなすものとして、選挙運動に関係する収入と支出の会計的な事実を、あらかじめ細かく定められた形式と基準にのっとり、ありのままに、適時に、網羅的に、記載させようとしたことは明らかである。

そして、これを担保するのが公職選挙法第 193 条の調査権であり、またこれを担保するのが公職選挙法第 246 条第 9 号に規定された罰則であるからである。そうであれば、選挙管理委員会には、実態調査権限が付与されたものと解すべきである。

なお、公職選挙法第 193 条の規制に相当する規制は、当初、規正法の中に位置づけられていたが、選挙運動に関する費用規定とともに、公職選挙法の中に一括されたものである。当時の国会における審議及びその後の審議においても、公職選挙法第 193 条の調査権の内容を形式的調査権に限るべきなど限定的なものにすべきとの意見または見解は見当たらない。

②「調査権行使の対象」について

百条調査権は、地方議会が執行機関を監視・監督するに当たり、地方議会の機能を十分に行使するために認められた権限であって、調査権の目的は、地方公共団体の事務に関わる不祥事等の発生に対し、その背景や事務の執行が適正に行われていたかを明らかにし、ひいては再発防止等を図ることにあると解されている。

本調査は、本市選管の行政執行の監視監督の前提として、本選挙における竹山修身前市長にかかる各選挙運動費用収支報告が公職選挙法の本旨にのっとり、適正に行われていたかを中心とするものである。そのためには、平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動に係る収入と支出の会計的な事実を明らかにすることが前提になる。この目的を達成するために必要かつ合理的な範囲で調査権の行使は認められるものとする。

証人尋問における中心的な質問は、本来、本件各選挙運動費用収支報告書に計上すべき対象が計上されず、政治資金規正法第 12 条に基づく竹山修身前堺市長の政治団体にかかる各収支報告書に計上されているのではないか、もしくは二重計上されているのではないか、同一の支出対象について本件各収支報告書の単価と本件各政治資金収支報告書の単価とが異なるのではないか、などの疑問が挙げられている。

実際、証人尋問以後に、阪本圭氏は、記載の誤りを認め、自発的に報告書を訂正するとともに、本市選管に提出している。しかし、新たに提出された報告書や訂正内容を補充する本議会に提出された上申書などを照合しても、会計的な事実が形式と基準にのっとり、適正に反映されているのか、疑問は解消されていない、すなわち、実態が解明されていないというのが本委員会の認識である。

このような場面で、大阪府選挙管理委員会に提出された「竹山おさみ連合後援会」、「21 世紀フェニックス都市を創造する会」及び「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の政治資金収支報告書については、その性質上、本件各選挙運動費用収支報告書と密接な関連性・連続性を有するものであり、記載内容の真実性を調査するためには、後者も調査資料とする必要性が認められる。

その上で、本選挙が実施された平成 29 年分にかかるこれらの報告書の基礎となる会計帳簿等の写しの提出を求めることは、調査目的を達成するために必要かつ合理的な範囲にあるものとする。また、これらの文書は政治資金規正法により備え置くことが義務づけられているので、会計責任者に対し不相当な負担を強いるものとも思えない。

また、組織体制図または構成員名簿の提出については、確かに、政治的意見・信条の表明に関わる側面もあるので、人権上の配慮は必要である。

ただし、本選挙にかかる出納責任者の所管すべき事項について、例えば、事情を知った人を特

定するための資料として求める場合など、調査が許容される場合がある。証人尋問において、必ずしも阪本圭氏が認識しておらず、質問に回答できない事項があり、実際の出納事務がどのようになっていたのか解明できないことが判明した。このような状況においては、調査目的達成のため必要かつ合理的な範囲で記録の提出を求めることは許容され得ると思われる。場合によっては秘密会によりプライバシーを保護しつつ調査目的との両立を図ることなども考えられる。

③「調査権の権限の踰越の有無（調査権の限界）」について

選挙管理委員会の調査権の内容については、さきに述べたとおりであり、この論点を先決問題とする竹山修身前市長ほか 3 名の主張に対する評価は割愛し、本調査の実施に当たり調査権の踰越があるか、個別の指摘事項を検討し、調査権の踰越があるかについて述べる。

前回尋問の重複について、さきに述べたとおり、新たに提出された報告書や訂正内容を補充する本議会に提出された上申書などを照合しても、会計的な事実が形式と基準にのっとり、適正に反映されているのか、疑問は解消されず、実態が解明されていない以上、調査の必要性は認められる。もっとも、確かに抽象的レベルにおいては、尋問事項が重複しているものがある。

しかし、質問内容について、個別具体的に見れば、質問の観点や解明対象において異なり、実質的に見て、民事訴訟法における証人尋問に関する規定の趣旨に違反しないものと思われる。

形式的な記載方法のそごをあげつらうものについて、帳簿の記載は、公職選挙法の委任に基づく下位の規範が子細に定める基準と形式にのっとり、会計的事実を帳簿上の記述に翻訳する厳格なプロセスであり、この厳格なプロセスは選挙の公正を図るための手段であることから、形式違反をもって取るに足らないことと評価することは、公職選挙法を没却するものであり、相当でないと思われる。

選挙運動あるいは応援組織の実態解明について、仮に、選挙運動や応援組織そのものの実態解明を図ることを目的としているのであれば、それは百条調査権の濫用と評価されることになる。しかし、さきに述べたとおり、本委員会は、本選挙にかかる選挙運動に関係する収入と支出の会計的な事実を明らかにするために必要かつ合理的な範囲で調査権を行使することに努めている。

選挙資金と政治資金の関係追及について、仮に、選挙資金と政治資金の関係の実態解明を図ることを主目的としているのであれば、それは百条調査権の濫用と評価されることになる。

しかし、さきに述べたとおり、本委員会は、本選挙にかかる選挙運動に関係する収入と支出の会計的な事実を明らかにするために必要かつ合理的な範囲で調査権を行使することに努めている。

以上のとおり、本調査における調査権の対象については、調査権行使の範囲内にあるものと評価している。そして、仮に、個々の調査権の行使が違法または不当と思われる場合、被調査者において、補佐人と相談し、異議を述べることができるので、被調査者の人権は制度として保障されている。

そうである以上、選挙管理委員会の事務が適正に執行されたかどうかの調査に藉口した権限を超越するものとの批判には当たらないと思われる。

これらのことから、総括して申し述べるが、本調査及びこれまでの本委員会の活動は、総じて、地方自治法第 100 条の調査権の範囲内で進めているものである。

11. 堺市選挙管理委員会への調査照会事項

本委員会において、平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告が公職選挙法の本旨に則り適正に行われていたか調査するため、竹山修身氏及び公職選挙法第 180 条第 1 項に基づき選任された出納責任者である阪本圭氏に対し証人尋問を行い、その証言の比較・分析を行った。

両氏の証言内容の相違点・疑問点、さらには阪本圭氏が証人尋問において調査・検討するとしてものを整理し、根拠法令・様式等の確認のため、第 21 回委員会（令和 2 年 5 月 7 日）において、堺市選挙管理委員会委員長に対し、収支報告書、会計帳簿作成の根拠規定等を調査照会する事項を決定し、令和 2 年 5 月 21 日付で回答を得た。（11-1 参照）

委員会として調査を進めるため、再度、両氏に対し出頭請求をしたが、両氏は出頭しなかった。平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告には、その収支報告書の記載方法、記載内容等に疑問点も多く、さらに調査を進めるため、堺市選挙管理委員会委員長に対し、根拠法の解釈等、調査照会事項をまとめたものを第 29 回委員会（令和 2 年 10 月 20 日）において、調査照会事項として決定した。またその回答を得た上で令和 2 年 11 月 12 日に堺市選挙管理委員会に対し出席を要請し、質疑を行うことをあわせて決定した。調査照会事項については、令和 2 年 10 月 30 日付で回答を得た。（11-2 参照）

第 30 回委員会（令和 2 年 11 月 12 日）において、調査照会事項について、各委員から質疑を行った。（11-3 参照）

また、第 30 回委員会（令和 2 年 11 月 12 日）において行った質疑で、委員から「阪本圭氏から提出された帳簿と選挙運動費用収支報告書の内容が合致していない」ことについての質疑に対し、堺市選挙管理委員会から「出納責任者に確認する」旨の答弁がなされたことに関して、令和 2 年 12 月 22 日付で堺市選挙管理委員会委員長から議長へ回答文書が提出されたため、第 32 回委員会（令和 2 年 12 月 22 日）において報告した。（11-4 参照）

11-1 第 21 回委員会（令和 2 年 5 月 7 日）決定

①収支報告書、会計帳簿作成の根拠規定及び、所定の様式、記載方法等の規定等について

[回答]

○会計帳簿作成の根拠規定

根拠法令：公職選挙法第 185 条第 1 項

出納責任者は、会計帳簿を備え、公職選挙法第 185 条第 1 項各号に掲げる事項を記載しなければならないと規定されている。

○収支報告書作成の根拠規定

根拠法令：公職選挙法第 189 条第 1 項

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法第 185 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならないと規定されている。

○会計帳簿の様式、記載方法等の規定等

根拠法令：公職選挙法第 185 条第 2 項

公職選挙法施行規則第 22 条・別記第 30 号様式

会計帳簿の様式、記載方法等については、公職選挙法第 185 条第 2 項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第 22 条により、収入簿・支出簿の種類に分け、別記第 30 号様式に準じて作成しなければならないとされている。

○収支報告書の様式、記載方法等の規定等

根拠法令：公職選挙法第 189 条第 2 項

：公職選挙法施行規則第 23 条・別記第 31 号様式

収支報告書の様式、記載方法等については、公職選挙法第 189 条第 2 項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第 23 条により、別記第 31 号様式に準じて作成しなければならないとされている。

②収支報告書の提出期限及びその期限以降の提出可能期限について

[回答]

根拠法令：公職選挙法第 189 条第 1 項第 1 号・第 2 号

収支報告書の選挙管理委員会に提出する期限については、公職選挙法第 189 条第 1 項第 1 号により、選挙の告示の日前まで、選挙の期日の告示の日から選挙期日まで及び期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、選挙の期日から 15 日以内とされている。

11-2 第 29 回委員会（令和 2 年 10 月 20 日）決定

調査照会事項等		回 答
1. 出納責任者について		
(1) 選任届提出日（平成 29 年 9 月 10 日）以前の行為		
	①平成 29 年 9 月 2 日に自由民主党本部から寄附を収入しているが、平成 29 年 9 月 10 日の告示日以前に寄附を受領してもよいか。	受領してもよい。 ただし、候補者の届出がなされた後直ちに、寄附を受領したものは明細書を出納責任者に提出しなければならないとされています。（法第 186 条第 2 項）（逐条解説下 P1368）
(2) 出納責任者の支出権限		
	①選挙運動費用において、銀行振込等による支出については、「振込明細書にかかる支出目的書」にその内容を記載し、振込明細書の写しを収支報告書に添付して提出するとしている。その支出の中で、出納責任者以外の者の口座を使用して費用の支払いがあった場合、出納責任者以外の者が、その者の口座を使用し、支払いを行うことは、公職選挙法第 187	選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。 選挙運動費用の支出口座の名義を特定しなければならない旨の法の規定はありません。立候補準備のために要する支出、電

調査照会事項等	回 答
<p>条第1項の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p> <p>※タケヤマオサミ名義で振込が行われた口座状況(参考資料17-6参照)</p> <p>※令和2年7月30日付け回答書</p>	<p>話による選挙運動に要する支出、出納責任者の文書による承諾を得た者については、出納責任者以外の者ができるとされています。(法第187条第1項)(逐条解説下P1370)</p>
<p>②令和2年7月30日付け回答書には、出納責任者以外の者が支払いを行ったと説明されているが、堺市選挙管理委員会へ出納責任者の職務代行者の届出はなされていない。この場合、公職選挙法第187条第1項の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p> <p>※令和2年7月30日付け回答書</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>立候補準備のために要する支出、電話による選挙運動に要する支出、出納責任者の文書による承諾を得た者については、出納責任者以外の者ができるとされています。(法第187条第1項)(逐条解説P1370)</p>
<p>③阪本圭氏は証人尋問において、下記内容の趣旨の証言をしているが、出納責任者が行う選挙運動費用に関する支出の事務の遂行にあたり注意義務を果たしたといえるか。</p> <p>ア. 選挙運動費用収支報告書(平成29年11月16日第2回)を堺市選挙管理委員会に提出したのは自身でない。誰かわからない。</p> <p>イ. 車上運動員の報酬の支払いに関して、契約書があったかどうか承知しておらず、契約書ではなくメモのようなものを何も確認せず信用して、そのまま支払いをし、領収書を受領した。</p> <p><参考></p> <p>※証言内容比較表111、146、150、151</p>	<p>ア. 選挙管理委員会としましては、個別具体の事例について、注意義務を果たしたか否かのコメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、法第189条は、出納責任者に選挙運動費用収支報告書の提出義務を課した規程ではありますが、出納責任者が使者を以って提出することを禁じたものとは解されていません。</p> <p>イ. 選挙管理委員会としましては、個別具体の事例について、注意義務を果たしたか否かのコメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、公選法においては、車上運動員と契約書交わすことまでは求めておりません。</p>
<p>④公職選挙法第180条第2項の規定により出納責任者を選任したものは、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印するが、その文書の保存は誰が行うのか。</p>	<p>当該文書を誰が保存するかまでは公職選挙法に定めがありません。</p>
(3) 選挙運動に関する寄附	
<p>①阪本圭氏は証人尋問において、下記内容の趣旨の証言をしているが、出納責任者が行う選挙運動費用に関する寄附の事務の遂行にあたり注意義務を果たしたといえるか。</p> <p>ア. 選挙事務所に個人寄附として持ち込まれた事実を</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体の事例について、注意義務を果たしたか否かのコメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、法第186条により、何人も選挙運動</p>

調査照会事項等		回 答
	<p>承知していない。誰に聞けばいいのかということもわからない。</p> <p><参考> ※証言内容比較表 135</p>	<p>に関する寄附を受領することができるが、受領者には、出納責任者に明細書を提出する義務を課しています。</p>
2. 選挙運動費用について		
(1) 選挙運動費用の制限額		
	<p>①本選挙にかかる選挙運動費用の法定制限額はいくらか。</p>	19,370,600 円
3. 選挙運動費用収支報告書について		
(1) 記載方法について		
	<p>①収支報告書の記載方法等については、公職選挙法第189条第2項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第23条により、別記第31号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>しかし、竹山修身氏は証人尋問において、「収支報告書の書き方については、千差万別であるというふうに思っている」「特に奇異なことではないと思う」と証言している。</p> <p>収支報告書の作成については、竹山修身氏の証言のように記載方法に複数の解釈の余地があると解してよいか。</p> <p><参考> ※証言内容比較表 72</p>	<p>選挙終了時に残余金が生じた場合の収支報告書の書き方については、特に定めはありません。(この場合の残余金については、選挙運動に関する支出でないものと考えられるので、収支報告書に記載する必要がないと思われますが、出納責任者が、支出として計上した場合は、形式的審査により受理しています。)</p>
	<p>②平成29年9月24日執行の堺市長選挙において、堺市選挙管理委員会から候補者に配布された「収支報告書の作成要領」の「5支出の部」の6ページには公費負担相当額の記載方法が掲載されており、支出については、公費相当負担分を記載するよう明記されている。</p> <p>出納責任者の阪本圭氏が堺市選挙管理委員会へ提出した選挙運動費用収支報告書(第1・2回分)では、支出の部に計上した公費負担相当額について、収入の部の自己資金の額を増やし、公費負担相当分を含んで計上している。</p> <p>このような記載方法は許容されるのか。</p> <p><参考> ※令和2年2月28日付け上申書</p>	<p>実際に収入があれば記載すべきと考えます。</p>
(2) 記載内容について		
	<p>①平成29年10月6日提出収支報告書(第1回分)のうち、平成29年9月10日の個人演説会会場費(堺市立青少年センター使用料1,800円、領収日付は平成29年8月31日)について</p>	<p>ア. 該当しません。 イ. 告示日前の支出のため、区分は「立候補準備」が適当です。</p>

調査照会事項等	回 答
<p>ア. 堺市立青少年センターは、公職選挙法第 161 条第 1 項の公営施設に該当するのか。</p> <p>イ. 区分は「選挙運動」でよいのか。</p>	
<p>②その他収入（自己資金）について</p> <p>ア. 竹山修身氏の自己資金については、平成 29 年 9 月 15 日に「228 万 4,869 円（第 1 回分）、「94 万 8,419 円」（第 2 回分）」と記載されている。</p> <p>令和 2 年 4 月 10 日に提出された第 3 回分では、竹山修身氏の自己資金の金額の訂正はない。</p> <p>しかし、令和 2 年 2 月 28 日に阪本圭氏から提出された帳簿では、竹山修身氏の自己資金の金額については、平成 29 年 8 月 25 日は「300 万円」、平成 29 年 9 月 15 日には「100 万円」と記載されている。阪本圭氏の証人尋問においても、阪本圭氏から、金額については、「収支報告上、きれいにゼロにしたかったんで、こういう形にした。もうちょっと大きい数字で、丸い数字でいただいている。」「（虚偽となるのであれば）訂正させていただきたい」などの証言もある。</p> <p>竹山修身氏の自己資金については、竹山修身氏と阪本圭氏の証言では金額、また、収支報告書と阪本圭氏が提出した帳簿では、日付、金額が相違するが、公職選挙法第 189 条第 1 項の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p> <p>※証言内容比較表 57</p> <p>※阪本圭証人が調査・検討するとしたもの</p> <p>イ. 竹山修身氏の自己資金について、竹山修身氏及び阪本圭氏は、残余金の返金があったと証言している。残余金が返金されている場合、収支報告書にどのように記載すべきか。</p> <p><参考></p> <p>※証言内容比較表 68、70</p>	<p>ア. 選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>証言のとおり事実と異なるのであれば、速やかに訂正すべきであると考えます。</p> <p>イ. 選挙運動に関する支出でないものと考えられるので収支報告書に記載する必要はないものと考えられますが、出納責任者が、支出として計上した場合は、形式的審査により、受理していません。</p>
<p>③第 1 回分では、竹山修身氏からの自己資金（228 万 4,869 円）について、収入日を平成 29 年 9 月 15 日としているが、令和 2 年 2 月 28 日に阪本圭氏から提出された帳簿では収入日は平成 29 年 8 月 25 日と記載されている。</p> <p>自己資金収入日を「平成 29 年 8 月 25 日」にしなければ、平成 29 年 8 月 29 日～平成 29 年 9 月 2 日の間、公費負担相当分を除いた収支の出納状況は、収入不足が発生し、資金ショートしていると見られる。</p>	<p>ア. 立替支払いは可とされています。（選挙関係実例判例集第十六次改訂版 P1359 上段）</p> <p>イ. （立替払い可）</p> <p>ウ. 選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>エ. 選挙運動費用収支報告書の支出の部に選挙費用分（40 万 2,150 円）を記載</p>

調査照会事項等	回 答
<p>ア. 選挙運動費用は、立替払いは可能なのか。また、立替払いが可能であれば、どのように記載するのか。</p> <p>イ. 立替払いが不可であれば、その収入分相当額は、寄附として記載することとなるのか。</p> <p>ウ. 平成 29 年 8 月 29 日～平成 29 年 9 月 2 日の間、収入不足が発生しており、収支報告書の記載内容に疑義がある。</p> <p>記載内容に虚偽があると認められた場合、公職選挙法第 189 条第 1 項の規定に違反するのか。(上記②と同じ)</p> <p>エ. 平成 29 年 8 月 30 日に選挙事務所費として計上されている支出に添付されている 93 万 6,124 円の振込明細書について、選挙運動費用として事務所レンタル備品代 (40 万 2,150 円)、竹山おさみ連合後援会の政治資金として備品レンタル代 (53 万 3,974 円) に振り分けられ計上されている。</p> <p>1 つの振込について、選挙運動費用及び政治資金に振り分けられた場合、どのように記載すべきか。(記載方法は正しいのか。)</p> <p><参考> ※第 1・2 回分選挙運動費用の出納状況 (参考資料 17-3 参照) ※振込明細書</p>	<p>し、政治資金収支報告書の支出に政治資金分 (53 万 3,974 円) を記載すべきと考えます。</p>
<p>④阪本圭氏は証人尋問において、選挙運動費用収支報告書に記載されている固定電話の通話料の領収書について、「その調達費用の内訳を、別途調査して提出する」と証言している。</p> <p>堺市選挙管理委員会に提出された収支報告書(第 3 回分)に固定電話の調達費用に関する領収書等は添付されているか。</p> <p><参考> ※証言内容比較表 53、54</p>	<p>固定電話の調達費用に関する領収書等は添付されていません。</p>
<p>⑤阪本圭氏は証人尋問において、光熱費、コピー代に関し、利益供与になるので選挙資金として計上すべきとの指摘を受け、調査及び検討する趣旨の証言をし、その後令和 2 年 4 月 10 日に提出された選挙運動費用収支報告書 (第 3 回分) において、光熱費、コピー代を支出の部に計上している。</p> <p>阪本圭氏の証言どおりであれば、当初の選挙運動費用収支報告書は、公職選挙法第 189 条第 1 項の規定に違反するのか。</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>事実と異なることが判明すれば速やかに訂正を行うべきと考えます。</p>

調査照会事項等		回 答
	<p><参考> ※証言内容比較表 176</p>	
	(3) 領収書の写しの作成について(収支報告書の作成要領 P9)	
	<p>①銀行振込等による支出については、「振込明細書にかかる支出目的書」にその内容を記載し、振込明細書の写しを添付し提出しなければならないが、その場合、次の例が想定されるが、全ての方法において、「振込明細書にかかる支出目的書」にその内容を記載し、振込明細書の写しを添付すべきものか。</p> <p>ア. 現金で支出先の口座へ振込む イ. 選挙運動費用を取扱う預金口座から支出先の口座へ振込む ウ. 出納責任者以外の者の預金口座から支出先の口座へ振込む</p>	お見込みのとおりです。
	(4) 提出期限について	
	<p>①公職選挙法第 189 条第 1 項に規定する期限を過ぎて提出された選挙運動費用収支報告書(第 3 回分)について</p> <p>ア. 堺市選挙管理委員会が受理した根拠は。 イ. 収支報告書の提出はいつまで可能と解するのか。</p>	<p>ア. S28. 3. 10 自丙選発第三十六号自治庁選挙部長回答(「法第 189 条第 1 項の各号の期限を経過した届出であっても受理すべきものと解する。」)です。(選挙関係実例判例集第 16 次改訂版 P 1365) イ. 法第 189 条第 2 項により、2 回目以降は、選挙運動に関する収支が発生すれば、その都度 7 日以内に提出することとなっています。</p>
	(5) 保存期間について	
	<p>①公職選挙法第 189 条第 1 項に規定する期限を過ぎて提出された選挙運動費用収支報告書(第 3 回分)について</p> <p>ア. 公職選挙法第 192 条第 3 項の規定により「受理した日から 3 年間、保存しなければならない」が、その保存期間は、令和 5 年 4 月 10 日までとなるのか。</p>	お見込みのとおりです。
	4. 会計帳簿について	
	(1) 会計帳簿の作成、記載方法について	
	<p>①会計帳簿は、公職選挙法第 185 条第 1 項の規定により、出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入、全ての支出を記載しなければならない。また、会計帳簿の様式、記載方法等については、公職選挙法第 185 条第 2 項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第 22 条により「収入簿」、「支出簿」の種類に分け、同条別記第 30 号様式に準じて作成しなけれ</p>	選挙管理委員会としましては、個別具体の事例について、様式に準じて作成されているか、否かのコメントは差し控えさせていただきます。

調査照会事項等	回 答
<p>ばならない。</p> <p>令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿については、上記様式に準じて作成されていると判断できるか。</p> <p>(注:帳簿は出席を要請する委員会において配布し閲覧する扱い)</p> <p><参考></p> <p>※令和2年2月28日付け上申書</p> <p>※令和2年5月22日付け回答書</p>	
<p>②公職選挙法等の法令に定める様式の会計帳簿と異なる様式の会計帳簿が作成された場合、公職選挙法第185条の規定に違反するのか。</p>	<p>法令に定める様式に準拠していないと捜査当局が判断した場合、法に抵触するおそれがあります。</p> <p>(逐条解説下P1919)</p>
<p>③阪本圭氏に対し、令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書(第3回分)を内容とする会計帳簿の提出を請求したが、令和2年2月28日に提出された帳簿を「会計帳簿」と称し、その他提出を求められている書類はないと回答された。</p> <p>令和2年4月10日提出の収支報告書にかかる会計帳簿は作成されていないと判断されるか。作成されていないと判断された場合、公職選挙法第185条の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p> <p>※令和2年2月28日付け上申書</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p>
<p>④堺市選挙管理委員会へ選挙運動費用収支報告書が提出された時点(平成29年10月6日、同年11月16日)において、会計帳簿を作成し備えているのか、堺市選挙管理委員会は候補者又は出納責任者へ確認を行うのか。</p>	<p>会計帳簿は、提出義務がないため、確認は行っていません。</p>
(2) 会計帳簿の保存について	
<p>①公職選挙法第191条では、出納責任者は、会計帳簿、明細書、及び第188条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面を、第189条の規定による報告書提出の日から3年間、保存しなければならない。しかし、出納責任者の阪本圭氏は、証人尋問において、「出納簿、会計帳簿は竹山後援会にある」と証言し、出納責任者の阪本圭氏が会計帳簿を自ら保管していないことが判明した。また、令和2年2月28日に提出した会計帳簿以外の書類はないと回答している。</p> <p>公職選挙法第191条第1項の規定に違反するの</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>法第191条第1項により、出納責任者は、会計帳簿、明細書等を法的期間保存すべき義務を課されています。</p>

調査照会事項等	回 答
<p>か。</p> <p><参考></p> <p>※証言内容比較表 73</p> <p>※令和 2 年 5 月 22 日付け回答書</p>	
5. 明細書について	
(1) 明細書の保存について	
<p>①阪本圭氏は、平成 29 年 9 月 2 日に自由民主党本部から 200 万円、平成 29 年 9 月 22 日に民主党大阪府総支部連合会から 100 万円の寄附を受けているが、いずれも選対本部長から現金で受領したものであると証言した。</p> <p>また、出納責任者の阪本圭氏は、令和 2 年 5 月 22 日付け回答書で、令和 2 年 2 月 28 日に提出した会計帳簿以外の書類はないと回答している。</p> <p>公職選挙法第 186 条の規定のとおり、寄附を受領した者から明細書の提出を受けておらず、公職選挙法第 191 条第 1 項の規定のとおり明細書の保存もなされていない。</p> <p>公職選挙法第 186 条第 1 項及び第 191 条第 1 項の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p> <p>※証言内容比較表 125</p> <p>※令和 2 年 5 月 22 日付け回答書</p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>法第 186 条で、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載したものを明細書としています。</p> <p>法第 186 条第 1 項により、寄附を受領した者には、出納責任者に明細書を提出する義務が、法第 191 条第 1 項により、出納責任者には、明細書を法で定める期間保存する義務が課せられています。</p>
6. 領収書等（原本）について	
(1) 領収書等の保存について	
<p>①阪本圭氏は、備品レンタル代 40 万 2,150 円、レンタカー代 79 万 8,120 円、警備費用 15 万 1,200 円の費用が、竹山おさみ連合後援会と二重計上になった経過について、「選挙収支のみをやっていたので、どうして政治団体の収支報告に領収書がいったかというのは承知していない」、「二重計上の件については、本当にノータッチだったので、はっきり言って承知していない」、「私が、選挙収支報告書、出納責任者のときは、領収書を原本でファイリングしていた」と証言した。</p> <p>竹山修身氏は、二重計上について「選挙費用の領収書について適正に管理していなくて、コピーが一部あったということで二重計上につながった」と証言した。</p> <p>この証言内容が事実であれば、公職選挙法第 191 条第 1 項の規定に違反するのか。</p> <p><参考></p>	<p>選挙管理委員会としましては、個別具体例の違法性については、捜査当局の判断によるものであるため、コメントは差し控えさせていただきます。</p>

調査照会事項等		回 答
	※証言内容比較表 30、33、83	
7. 堺市選挙管理委員会における事務について		
(1) 選挙に関する提出書類の受付事務について		
	① 候補者又は出納責任者から選挙運動費用収支報告にかかるとの提出書類を受付する際の確認内容（項目）はどのようなものか。受付事務を具体的に示されたい。	形式的審査により、報告書等の書類を受理しています。形式的審査とは、必要事項の記載がなされているかどうか、必要な添付書類が揃っているかどうかの点について審査をすることであり、多少不備な点があっても受理し、追完を認めています。
	② 令和2年7月14日付け意見書には、「選挙運動費用収支報告書（第3回）については、従前からの記載方法であり、これまで選挙管理委員会から指摘を受けたことなく受理されている」とある。 下記の事項について記載誤りがあると判断するが、候補者又は出納責任者等へ、提出書類の受付の際に指摘した事項はあるか。また、あればどのような内容か。 ア. 報酬を支給する者の届出書に記載されている「氏名」「住所」について、収支報告書に添付されている領収書の写しにある「氏名」「住所」と相違する箇所がある。 <参考> ※令和2年7月14日付け意見書	ア. 選挙運動費用収支報告書には、法189条第3項の真実の記載がなされていることを誓う旨の文書が添付されていることから、選挙管理委員会は、収支報告書に記載された内容と領収書の記載内容が一致していれば、特に指摘していません。
(2) 選挙運動費用収支報告書の受理について		
	① 収支報告書の提出を受け、記載事項、内容等を確認し、受理しているのか。	記載事項、内容等を確認し、受理しています。
	② 記載誤り等を発見した場合、出納責任者へ訂正を指示しているのか。	書類審査の時点で記載誤りを発見した場合は、訂正を指示しています。
	③ 法的期限を過ぎて提出された収支報告書について、記載事項、内容等を確認し、受理しているのか。	記載事項、内容等を確認し、受理しています。（選挙関係実例判例集第十六次改訂版 P1365）
(3) 選挙運動費用収支報告書の作成要領等について		
	① 収支報告書の作成要領 P11 の備考には公職選挙法施行規則の第30号様式（会計帳簿の様式）支出簿の備考8及び9の記載がないが、その理由は。	8は国政選挙を対象としている項目（在外投票）であるため削除したもので、9は市長選挙では対象となっていない項目（選挙運動用通常葉書、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成にかかるもの）が含まれているため作成要領の様式から削除したものです。
	② 収支報告書の作成要領 P14 の備考には公職選挙法	候補者に渡している収支報告書の書式に

調査照会事項等		回 答
	施行規則の第 31 号様式（報告書の様式）の備考 3 及び 5 の記載がないが、その理由は。	は、備考 3（収入の部中「参考」欄に記載する公費負担相当額にかかる記載）及び 5（支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄に選挙運動にかかる公費負担相当額を記載する旨）の記載をしていますが、作成要領の記載例については、備考 3 及び 5 の記載が洩れていたものです。（令和元年度版の作成要領の記載例については、記載しています。）
	③選挙運動費用収支報告書のひな形の収入の部計の備考 3 の公費負担相当額の（ ）内の記載内容が公職選挙法施行規則の第 31 号様式と相違するが、その理由は。	市長選挙では公費負担の対象とならない項目があるため、その箇所を削除したものです。

11-3 第 30 回委員会（令和 2 年 11 月 12 日）における質疑内容（詳細は会議録参照）

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
公職選挙法の目的は何か。	公職選挙法は日本国憲法の精神にのっとり、衆参両院議員及び地方公共団体の議員と長の公選制度を確立し、選挙が自由、公正かつ適正に行われることを確保し、民主政治の健全なる発展を期すること。
公正かつ適正に選挙を担保する 1 つとして、選挙運動費用収支報告書があると考えますが、なぜ作成しなければならないのか。	選挙運動費用収支報告書については、候補者の選挙運動に関して、いかなる寄附を受けて、またいかなる収入があったか、いかなる支出をしたかを報告をさせ、その要旨を広く一般に公表することで、選挙の公正を確保するため。
阪本圭氏から、契約請求日、科目、区分、内容、収入、支出、氏名及び団体名、住所、備考の欄とした収入と支出が一覧になっている会計帳簿が提出された。公職選挙法施行規則により会計帳簿は収入簿及び支出簿をそれぞれ作成した上で、それを基に収支報告書を作成するが、阪本圭氏が提出した会計帳簿は、公職選挙法施行規則別記第 30 号様式に準じていると言えるのか。	会計帳簿については、公職選挙法の施行規則別記第 30 号に準じて作成する旨、法令によって定められている。しかし、会計帳簿自体は、選挙管理委員会事務局に提出する義務はなく、準じていると認められる範囲、幅については、選挙管理委員会では判断しかねる。
（会計帳簿は）提出義務がなく、別記第 30 号様式に準じて作成されれば、1 つでも、その目的とするところが満たされれば、準じていると言えるのかもしれないが、公職選挙法施行規則で求めているのは収入簿及び支出簿を別々に作成することであることを指摘する。	
会計帳簿と、一般の現金出納帳、出納簿とは、何が違うのか。	会計帳簿は、例えば、事務所の無償提供を受け、それを使用した場合、いわゆる金銭以外の財産上の

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
	<p>利益を収受し、あるいはそれを使用した場合、それぞれ歳入簿と歳出簿に時価に見合った金額を記載する。また、選挙公営の適用を受け、実際の資金の支出が発生していない案件も支出簿にその旨を記載するように定められており、純然たる現金出納簿とは異なる。</p>
<p>阪本圭氏が提出した会計帳簿のうち、選挙事務所の無償提供は現金が動いていないため現金出納簿には記載されない。また、ポスター印刷代、ビラ印刷代（106万2,232円、44万8,000円）は公費負担のため、実際、金銭の支出がなく現金出納帳には記載せず、会計帳簿には記載する違いがある。現金出納帳は、日付順に現金の収入及び支出を網羅的に正確に記載していくものであり、現金管理には必要不可欠である。</p> <p>会計帳簿を作成するに当たって、現金出納帳が必要であり、現金出納帳を正確に書いた上で、現金の収入及び支出がない無償提供、公費負担分について会計帳簿に記載する。その会計帳簿から選挙運動費用収支報告書に転記し、正確な収支報告書を作成する流れが一般的と考える。</p> <p>当委員会から阪本圭氏に、会計帳簿及び金銭出納簿について提出を求めたところ、会計帳簿しか提出をされていない。現金の管理はどうしていたのか。現金出納帳なくして、会計帳簿は作成されず、会計帳簿だけでは現金の管理はできないと考える。よって、本当ならば、現金出納帳が作成されていたのではないか、作成しているはずであると指摘しておく。</p>	
<p>選挙管理委員会は、会計帳簿より作成された選挙運動費用収支報告書を受取り審査しているが、選挙運動費用収支報告書の記載内容については、選挙管理委員会はどこまでの調査権限があるのか。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書の調査に関し、必要があると認めるときは、公職の候補者、その他関係人に対し、報告または資料の提出を求めることができる。</p>
<p>提出された選挙運動費用収支報告書の記載内容について、選挙管理委員会が疑義があると判断した場合、その疑義の箇所については調査できるのか。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書に関し疑義があり、必要があると認めるときには、公職の候補者、その他関係人に対し報告または資料の提出を求めることができる。ただし、公職選挙法逐条解説では報告または資料の提出による調査ができるが、実地調査はできないものと解されている。</p>
<p>疑義が生じた場合、実態を解明するための調査権限はあると考えるが、どう考えるか。 実地についての調査権限は、捜査機関や税務調査</p>	<p>選挙費用の収支については、広く市民に公表し選挙の公正を確保することが目的であるが、実際に疑義が生じている場合、照会や、関係人への説明を</p>

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
<p>のような現地に赴いて資料請求や報告を受ける権限までではないが、疑義が生じた場合は、実態を解明するための調査権限はあるのではないか。</p>	<p>求め、あるいは資料の提出を求めるなど調査を行うものである。</p>
<p>立候補準備で事務所レンタル備品を株式会社SCENEに8月30日に40万2,150円が支払われているが、添付されている領収書代わりの振込明細書は93万6,124円である。このうちの40万2,150円が選挙費用として支出され、残りの53万3,974円は、政治団体である竹山おさみ連合後援会が支出しているが、(選挙運動費用)収支報告書に記載されている支出額と振込明細書の額が相違する場合、本来ならば、堺市選挙管理委員会としてはどのような態度を取るのが正しかったと考えるか。</p>	<p>1つの銀行振込で異なる資金の部分の支出があった場合、本来、領収書を徴し難い事情にある書面を提出し、それに記載するか、また収支報告書の備考欄に、その按分、内訳等を記載する必要がある。</p>
<p>支出額と明細額が相違する、領収書代わりの振込明細書の額が相違するときは、調査権限を利用するなど、どうなっているのか聞くべきではないか。</p>	<p>詳細な内訳など、挙証資料の提出を求める等の対応をすべきであった。</p>
<p>阪本圭氏から2月28日に提出された会計帳簿には、竹山修身氏から9月15日、その他の収入として300万円、100万円の自己資金等として収入があったとしている。阪本圭氏の証人尋問での証言と会計帳簿は合致しているが、選挙運動費用収支報告書の金額は、それが反映されていない。これについては、まだ、選挙運動費用収支報告書は訂正されておらず、本委員会で明らかになったことであるが、会計帳簿と選挙運動費用収支報告書の数字はまだ合致していないのが明らかである。この点について、選挙管理委員会の見解を聞きたい。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書については、その要旨を広く一般に公表するものである。記載が事実と異なっている場合、速やかに修正すべきものとする。本日の資料(阪本圭氏から令和2年2月28日に提出された会計帳簿の写し)と提出された収支報告書については、記載に差異があるため、出納責任者に確認する。</p>
<p>選挙管理委員会は、単なる形式的な調査だけではなく、目的が選挙の公正を確保するという重大な任務を負う。そのことから、本委員会の意義もあると考える。選挙の公正性の確保という意味からも、これからも選挙運動費用収支報告書については、しっかりと確認していただきたい。</p>	
<p>竹山修身氏は、証人尋問において選挙運動費用収支報告書の記載について、千差万別の記載があると証言したが、収支報告書の様式について、公職の候補者が随意に変更してよいのか。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書の様式については、公職選挙法施行規則第23条により、同法施行規則別記第31号に準じ作成する。公職の候補者が随意に変更してよいものではない。</p>
<p>選挙運動費用収支報告書に記載する項目について、千差万別の記載をしてよいのか。</p>	<p>公職選挙法施行規則別記第31号様式に準じ作成するため、同様に候補者が随時変更してよいものではない。</p>
<p>会計帳簿から、100万円と300万円、計400万円と本来は記載すべきところを、選挙運動費用収支報</p>	

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
<p>告書上、収入と支出を同額にするため、その差額を自己資金として記載されており、後から計算して記載したのではないかと見えて取れる。その部分は、証人尋問の際に、このような数字はおかしいのではないかと指摘した。</p>	
<p>堺市選挙管理委員会事務局が作成した収支報告書の作成要領には、ポスター及びビラについて、「選挙公営制度の適用を受けた場合でも支出に記載する必要がある」旨の記載があり、公費負担相当額に当たるが、収入の部には、それに当たる収入を記載するようにはなっていない。収入の部に公費負担相当額を記載する、記載しないとすることは、候補者は、随意に行ってよいのか。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書の収入の部については、本来、公費負担相当額を記載する必要はない。しかし、実際に現金を用意して、実際に選挙費用の収入があるのであれば、その項目についても記載する必要がある。</p>
<p>支出と収入を同額にし、収入を合わせているという不自然さは、現金の動きが本来はしっかりつかめず、あくまでも選挙運動費用収支報告書の収入と支出を同額にするために記載された自己資金の額ではないかと指摘しておく。</p>	
<p>証人尋問の際に選挙運動費用収支報告書（第3回分）の記載では、現金での差額は25万8,401円となり、かなり減額されている。返金された額との差額について、新たな疑問も湧いてくる。この部分がまず明確にならない限り、本当に選挙運動費用収支報告書が事実のとおり記載されているのかどうか確認ができない。</p> <p>選挙運動費用収支報告書の精度を上げれば上げるほど証人尋問の証言との食い違いがさらに拡大する。</p> <p>選挙運動費用収支報告書の額と、証人尋問後に提出された会計帳簿上の自己資金の額及びその日付が全く異なることについて、証言された内容と明らかに異なっているため、会計責任者及び竹山修身氏に確認をしなければ疑問が残る。</p>	
<p>本委員会は行政の適正な事務執行が行われたかどうかを調査するものである。収支報告の事務が適正に行われたのかどうかということをお問われており、そこに対しての一定の疑義が生じているからこそ百条調査委員会ということになっているという立てつけになっていると考えるが、そのことに対して、どのような認識か。</p>	<p>選挙運動費用収支報告書を受領し、領収書と記載事項の金額等の点検を行い、形式的審査で受理している。例えば提出義務のない書類、会計帳簿は見えていないが、完全に形式的審査とはいえ、できていたのかと、少し疑問に思うところもあり、申し訳なく思っている。</p> <p>収支報告書の受付審査については、形式審査を行っており、その形式審査は、必要事項の記載がまずなされているか、領収書等必要な添付書類がそろ</p>

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
	<p>っているか確認している。併せて、収支報告書に出納責任者の真実である旨の宣誓書も添付し提出されたものが真実であるものと受け止め受理している状況である。</p> <p>収支報告書の受付審査事務に関しては適正に行われたと認識している。結果として、一部違うものが出ていたところは、改めて提出者、出納責任者に真実のものを提出、修正するように考えている。</p>
<p>(選挙運動費用収支報告書の)様式について、随意に変更してはならないと答弁があった。しかし、選挙管理委員会からの回答 3 ページの記載方法について、特に残余金が生じた場合の選挙運動費用収支報告書の書き方について、特に定めがないならば、実際は、様式に基づいていても、竹山修身氏の言葉を借りれば、千差万別になるのではないか。</p>	<p>この場合の残余金の書き方は、最終、幾らか余ったお金について、候補者に自己資金の分として返す部分を記載するかしないかということについては、実際にお金の動きがあれば書く、そのまま本人が受け取ったのであれば、そのままでも構わないという意味で、特に規定はないと表現した。</p>
<p>残余金の取扱いを、差額を調整して返す形もあれば、差額は調整をしないまま、この収入と支出の差額が出たまま報告書を提出するタイプもある、つまり何種類か出る、1,000 種類あるかどうかは別にして、何種類か出るのはあり得るのではないか。</p>	<p>選挙終了後の残余金、収入で残った部分については、選挙にかかる経費ではあるが、選挙運動費用収支報告書に記載すべき費用ではないと解釈されている。最後、残額が残ったまま記載することは、施行規則では基本であるが、出納責任者が実際に候補者に返金した部分の支出を記載して、減額した部分については、特に修正等を求めておらず、そういう 2 つのパターンは起こり得る。</p>
<p>何種類かあって構わないということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>一般的な企業の収支で、仮払いで後で精算することがあり得るが、そういった場合は、収支報告書はどのように記載すべきか。</p>	<p>仮払いの時点では、特に選挙運動収支報告書に記載することはなく、最終、支払った時点の部分で記載すれば結構である。</p>
<p>100 万円を仮払いして、その後の精算で 94 万円しか使用しなかった場合、先ほどの残余金も含め、どのように記載すべきか。</p>	<p>仮払いで最終、精算で 94 万円になった場合は、最終の 94 万円で記載することになる。</p>
<p>その場合の日付はどの日付を書くのか。</p>	<p>最終、94 万円の支払いをした時となる。</p>
<p>そうすると、途中は赤字で推移しているということでしょうか。</p>	<p>先ほどの説明に誤りがあったので訂正させていただく。</p> <p>借入金 が 100 万円あった場合、その時に収入として借入金 100 万円と記載する。そして最終 94 万円の借入金になった場合、6 万円を返済と書くべきである。</p>
<p>収支報告書の収入欄に、例えば 100 万円の仮払いがあれば、種別を借入金にして 100 万円と金額を書くことが正しいということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>選挙に関する提出書類の受付事務について、候補者または出納責任者から選挙運動費用収支報告に</p>	<p>選挙運動費用収支報告書は、第 1 回分が選挙後 15 日以内、第 2 回分以降は支出及び収入が発生して</p>

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
<p>かかる提出書類を受付する際の確認内容(項目)はどのようなものか、受付事務を具体的に示されたいという質問に対し、回答が、形式的審査により報告書等の書類を受理しています。形式的審査とは必要事項の記載がなされているかどうか、必要な添付書類がそろっているかどうかの点について審査をすることであり、多少不備な点があっても受理し、追完を認めていますと回答しているが、「多少」とはどういう線引きなのか。</p>	<p>から7日以内となり、一旦、記載の部分で間違い等があっても、一旦受付をした上で指摘事項、修正分など挙証資料を提出することになり、収入及び支出に関する挙証資料等をチェックし、問題がある部分については、新たに提出することとなる。</p>
<p>回答は、添付書類がそろっているかどうかの点についてとあるが、金額についても多少不備があってもということに含まれているのか。</p>	<p>添付書類について、問題がある部分について補正を認めており、金額が間違っている部分については、やり直しをすることとなる。</p>
<p>金額についても、多少不備な点があっても受理するということか。</p>	<p>一旦受付をして、金額と挙証資料に問題があっても、一旦受付をして補正をしてもらう。</p>
<p>金額ということになれば、多少不備な点の多少というのは、その金額の多寡に関わってくると考えるが、その額についても、この多少に含まれるのか。含まれるなら、その額はどれぐらいか。</p>	<p>提出時に時間がある場合、少し待っていただき、総計の部分を見て、添付資料の総計と比較し、そこで額が相違する場合がまず1つ考えられる。個別に実際記載の支出の行と、指摘があったような添付資料の額が相違する場合もあると考える。額が相違する場合も補正させることを前提に、一旦受付をしている。</p>
<p>不備があっても一旦受理するが、追完を認めている根拠はどこにあるのか。</p>	<p>追完を認めるのは、公職選挙法逐条解説の第189条の部分である。所定の様式により当該書類が整備されているかどうか、形式的に審査をし、多少不備な点があっても受理を拒否することなく受理後に審査をなし、補完を認めることとして、一応、受理するのが適当であるとの解釈があり、それに従っている。</p>
<p>その期間は、特に定められてないという認識でいいか。</p>	<p>本来、要旨の公表をしなければならず、少なくとも要旨の公表をするまでには、まず訂正が1つあり、例えば1回公表した後でも、後で誤りがあれば、その差し替え、新たにもう1回の提出を認めており、第一義的には、指摘してからそう長くはないが、要旨の公表に問題がないような期間を求めている。</p>
<p>事務を扱う選挙管理委員会として、現金出納簿が作成されている、あるいは作成されるべきであると思うか。</p>	<p>適正な、真実に相違のない選挙運動費用収支報告書を提出されれば結構であり、会計帳簿は本来、備えなければならないが、それ以外の部分については特段必要がある、必要がないかを判断する立場にない。</p>
<p>選挙管理委員会事務局長は、形式審査としては適正に行われたと答弁された。他方、当委員会で委員から指摘があったことも踏まえ、現在提出されて</p>	<p>選挙運動費用収支報告書の受付に関して、逐条解説にもあるが、形式審査と、もう一つ、出納責任者から収支報告書の最後に、真実である旨の宣誓書</p>

各委員の質問・指摘事項	選挙管理委員会の答弁
いる選挙運動費用収支報告書では、当委員会の審査を通じて幾つかの矛盾があり、また不備が出てきた。形式審査だけで、公職選挙法第1条の目的の選挙が公明かつ適正に行われることを確保する、この目的が達成されると考えるか。	が提出される。そのように正しく書かれたものであると宣誓を受け取っており、受理している。今回のように、差異があれば、それは当然、出納責任者にその旨の確認をしたいと考えている。
真正なものである宣誓書を出した上で、なおかつ、それが真正なものでないと明らかになった場合の責任はどうか。	出納責任者の責任になると思われる。
当委員会は市民の期待からいえば、前市長の巨額な政治資金をめぐる不明朗な会計実態について解明してほしいという思いがあった。ただ、法的制約を受けるため、この選挙事務を通して、このことをかいま見ているが、改めて、本市の市政を統括する立場にあった方の選挙として、その費用の管理は極めてずさんであったと思わざるを得ない。	

11-4 堺市選挙管理委員会からの回答（令和2年12月22日付け）

表題：選挙運動費用収支報告書の記載について（報告）

回答内容

令和2年11月12日開催の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会において示された平成29年度堺市長選挙における竹山修身候補の会計帳簿（以下「会計帳簿」と表記）と当委員会に提出のあった同選挙運動費用収支報告書（以下「収支報告書」と表記）の記載内容の相違について、12月17日に阪本圭氏及び竹山修身氏に確認しましたので、下記のとおり報告します。

1. 確認事項

会計帳簿と収支報告書の記載の相違点について、阪本圭氏は、別添上申書※（項目3・4）の考えに基づき、収支報告書の作成を行ったが、12月17日に選挙管理委員会事務局が説明した記載方法に理解を示し、同日、収支報告書の記載の一部を訂正した。

また、(株) SCENE のレンタル料の政治資金と選挙資金の内訳の資料として、(株) SCENE からの請求書（写）を提出した。

2. 収支報告書の訂正箇所

- (1) 収支報告書（1回目）「4 収入の部」に「8月25日」分の「自己資金」として、「3,000,000円」を追記
- (2) 収支報告書（1回目）「4 収入の部」「金額又は見積額」欄「9月15日」分「2,284,869円」を「1,000,000円」に訂正
- (3) 収支報告書（2回目）「4 収入の部」「9月15日」分の記載全項目を削除
- (4) (1)～(3)の訂正にともなう「収入の部計」計14箇所を訂正

※別添上申書は「9. 竹山修身氏側から送付された文書」No.19 参照

12. 証人の不出頭、記録の提出請求の拒否に対する正当理由の存否の決定

12-1 証人の不出頭

竹山修身氏及び公職選挙法第 180 条第 1 項に基づき選任された出納責任者である阪本圭氏に対し、下記のとおり本委員会への出頭を請求したが、当日、出頭しないため、証人尋問が実施できなかった。

よって、第 30 回（令和 2 年 11 月 12 日）委員会において、両氏の出頭について、地方自治法第 100 条第 3 項に規定する、「正当の理由がないのに出頭しない」と認めるときは、同条第 9 項により告発しなければならないため、不出頭であった理由が正当であると認めるかどうかの判断を行った。

なお、竹山修身氏に対する出頭請求のうち令和元年 11 月 5 日の不出頭及び阪本圭氏に対する出頭請求のうち令和元年 11 月 8 日の不出頭については、両氏がそれぞれ、その後の再出頭請求に応じたため、正当理由の存否の判断を行わないこととした。

12-1-1 竹山修身氏

出頭請求日	状 況	正当理由の存否の決定
R1. 11. 5	①日程調整は留保すると回答 ※令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②補佐人同伴願、インターネット中継等の意見提出は留保と回答 ※令和元年 10 月 2 日付け回答書	令和 2 年 1 月 30 日の再出頭請求に応じたため、判断を行わないこととした
R2. 10. 20	①日程調整に応じないと回答 ※令和 2 年 8 月 26 日付け回答書 ②出頭請求には応じないと回答 ※令和 2 年 9 月 15 日付け回答書	起立採決により正当な理由に該当しないことに決定した

12-1-2 阪本圭氏

出頭請求日	状 況	正当理由の存否の決定
R1. 11. 8	①出頭は竹山修身氏の出頭に従うと回答 ※令和元年 9 月 19 日付け回答書 ②補佐人同伴願、インターネット中継等の意見提出は留保と回答 ※令和元年 10 月 2 日付け回答書	令和 2 年 2 月 7 日の再出頭請求に応じたため、判断を行わないこととした
R2. 7. 15	①日程調整は検討と回答 ※令和 2 年 5 月 25 日付け上申書 ②出頭請求に応じないと回答 ※令和 2 年 6 月 18 日付け回答書 ③主尋問に対する意見書の提出 ※令和 2 年 7 月 14 日付け意見書	起立採決により正当な理由に該当しないことに決定した
R2. 10. 13	①出頭しないと回答 ※令和 2 年 7 月 30 日付け回答書 ②出頭請求に応じないと回答 ※令和 2 年 8 月 26 日付け回答書	起立採決により正当な理由に該当しないことに決定した

12-2 地方自治法第 100 条第 1 項に基づき請求した記録のうち提出がなされなかった記録

提出を求めた記録のうち、提出がなされなかった記録について、第 30 回（令和 2 年 11 月 12 日）委員会において、地方自治法第 100 条第 3 項に規定する、「正当の理由がないのに記録を提出しない」と認めるときは、同条第 9 項により告発しなければならないため、提出がなされなかった理由が正当であると認めるかどうかの判断を行った。

12-2-1 竹山修身氏

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
1	R1. 11. 28	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙対策本部の組織体制を示す図及びその構成員名簿	①留保 ※令和元年 12 月 12 日 付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日 付け回答書	起立採決により 正当な理由に該 当することに決 定した
2	R1. 11. 28	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体、竹山おさみ連合後援会、資金管理団体、21 世紀フェニックス都市を創造する会及び確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会、それぞれの平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む）の写し	①留保 ※令和元年 12 月 12 日 付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年 12 月 23 日 付け回答書	起立採決により 正当な理由に該 当しないことに 決定した
3	R2. 7. 15	タケヤマオサミ名義で振込が行われた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ 銀行塚本支店の口座の通帳または取引明細書の写し	提出なし ※令和 2 年 7 月 30 日付 け回答書	起立採決により 正当な理由に該 当しないことに 決定した

12-2-2 阪本圭氏

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
1	R1. 8. 21	平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護 士から令和元年 8 月 29 日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年 9 月 19 日付 け回答	起立採決により 正当な理由に該 当しないことに 決定した
2	R1. 8. 21	確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、	①留保 ※竹山修身代理人弁護	起立採決により 正当な理由に該

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
		現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	士から令和元年8月29日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年9月19日付け回答	当しないことに決定した
3	R2.2.7	平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和2年2月28日に提出した帳簿のみ ※令和2年2月28日付け上申書	委員長裁決により正当な理由に該当しないことに決定した
4	R2.5.7	平成29年10月6日(第1回分)及び平成29年11月16日(第2回分)時点の平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和2年2月28日に提出した帳簿以外は提出なし ※令和2年5月22日付け回答書	委員長裁決により正当な理由に該当しないことに決定した
5	R2.6.9	令和2年4月10日に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	令和2年2月28日に提出した帳簿以外は提出なし ※令和2年6月18日付け回答書	委員長裁決により正当な理由に該当しないことに決定した

12-2-3 竹山富美氏

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
1	R1.8.21	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年8月29日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年9月19日付け回答	簡易採決により正当な理由に該当することに決定した
2	R1.8.21	資金管理団体、21世紀フェニックス都市を創造する会の、平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年8月29日付け回答書 ②提出できないと回答 ※令和元年9月19日付け回答	簡易採決により正当な理由に該当することに決定した
3	R1.11.28	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年12月12日付け回答書 ②提出拒否	起立採決により正当な理由に該当しないことに決定した

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
			※令和元年12月23日 付け回答書	
4	R1.11.28	資金管理団体、21世紀フェニックス都市を創造する会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年12月12日付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年12月23日付け回答書	起立採決により 正当な理由に該当しないことに 決定した
5	R2.2.7	後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	提出拒否 ※令和2年2月28日付け回答書	起立採決により 正当な理由に該当しないことに 決定した

12-2-4 渡井理恵氏

	決定日	請求内容	提出状況	正当理由の存否の決定
1	R1.11.28	確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写し	①留保 ※竹山修身代理人弁護士から令和元年12月12日付け回答書 ②提出拒否 ※令和元年12月23日付け回答書	起立採決により 正当な理由に該当しないことに 決定した

13. 告発

13-1 告発事案の審査結果

地方自治法第 100 条第 1 項は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」と規定されている。そのうえで、地方自治法第 100 条第 3 項では、「正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処する。」と規定されており、地方自治法第 100 条第 9 項では、地方自治法第 100 条第 3 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならないと規定されている。

そこで、竹山修身氏及び阪本圭氏について、本委員会での証人尋問において、①民事訴訟法第 196 条及び第 197 条に規定する証言拒否に該当せず証言を拒否したため、また、②本委員会が求めた証人尋問に正当な理由がなく出頭しなかったため、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏について、③記録の提出請求に正当な理由がなく提出しなかったため、告発するかどうかを、第 31 回委員会（令和 2 年 12 月 15 日）において審議を行った。個別の告発事案の結果については、次の 13-1-1 から 13-1-4 に記述のとおりである。

同委員会において、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏が、地方自治法第 100 条第 3 項の罪を犯したものと認め、同条第 9 項に基づき、それぞれ全会一致で告発することを決定した。

13-1-1 竹山修身氏

竹山修身氏に対する告発について		結 果
1	令和 2 年 9 月 3 日の本委員会において決定した竹山修身氏への令和 2 年 10 月 20 日の出頭請求に対し、正当な理由がなく不出頭であった件	簡易採決により告発することを決定した
2	令和元年 11 月 28 日の本委員会において決定し、竹山修身氏に対し、令和元年 12 月 24 日を期日として提出を求めた平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体、竹山おさみ連合後援会、資金管理団体、21 世紀フェニックス都市を創造する会及び確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会、それぞれの平成 29 年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む）の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
3	令和 2 年 7 月 15 日の本委員会において決定し、竹山修身氏に対し、令和 2 年 7 月 31 日を期日として提出を求めたタケヤマオサミ名義で振込が行われた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京 U F J 銀行塚本支店の口座の通帳または取引明細書の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
4	令和 2 年 1 月 30 日の本委員会での竹山修身氏への証人尋問において、委員会記録 9 ページの 28 行目から 10 ページの 1 行目に記載の委員長からの主尋問について、正当な理由がなく証言を拒んだ件	

13-1-2 阪本圭氏

阪本圭氏に対する告発について		結 果
1	令和2年6月9日の本委員会において決定した阪本圭氏への令和2年7月15日の出頭請求に対し、正当な理由がなく不出頭であった件	簡易採決により告発することを決定した
2	令和2年8月4日の本委員会において決定した阪本圭氏への令和2年10月13日の出頭請求に対し、正当な理由がなく不出頭であった件	
3	令和元年8月21日の本委員会において決定し、阪本圭氏に対し、令和元年9月20日を期日として提出を求めた平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
4	令和元年8月21日の本委員会において決定し、阪本圭氏に対し、令和元年9月20日を期日として提出を求めた確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
5	令和2年2月7日の本委員会において決定し、阪本圭氏に対し、令和2年2月28日を期日として提出を求めた平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
6	令和2年5月7日の本委員会において決定し、阪本圭氏に対し、令和2年5月25日を期日として提出を求めた平成29年10月6日（第1回分）及び平成29年11月16日（第2回分）時点の平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
7	令和2年6月9日の本委員会において決定し、阪本圭氏に対し、令和2年6月23日を期日として提出を求めた令和2年4月10日に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
8	令和2年2月7日の本委員会での阪本圭氏への証人尋問において、委員会記録12ページの17行目から23行目に記載の委員長からの主尋問について、正当な理由がなく証言を拒んだ件	

13-1-3 竹山富美氏

竹山富美氏に対する告発について		結 果
1	令和元年11月28日の本委員会において決定し、竹山富美氏に対し、令和元年12月24日を期日として提出を求めた後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	簡易採決により告発することを決定した
2	令和元年11月28日の本委員会において決定し、竹山富美氏に対し、令和元年12月24日を期日として提出を求めた資金管理団体、21世紀フェニックス都市を創造する会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	
3	令和2年2月7日の本委員会において決定し、竹山富美氏に対し、令和2年2月28日を期日として提出を求めた後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	

13-1-4 渡井理恵氏

渡井理恵氏に対する告発について		結 果
1	令和元年 11 月 28 日の本委員会において決定し、渡井理恵氏に対し、令和元年 12 月 24 日を期日として提出を求めた確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しの提出について、正当な理由がなく記録の提出がなされなかった件	簡易採決により告発することを決定した

13-2 告発議案の提出及び議決等

第 31 回委員会（令和 2 年 12 月 15 日）において、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏を告発することを決定したことを受け、同委員会において、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏を告発する議案の提出をそれぞれ全会一致で決定した。

同日、堺市議会会議規則第 13 条第 2 項に基づき池田委員長から議長へ告発議案 4 件を提出した。

- ①竹山修身氏…委員会提出議案第 1 号
- ②阪本圭氏……委員会提出議案第 2 号
- ③竹山富美氏…委員会提出議案第 3 号
- ④渡井理恵氏…委員会提出議案第 4 号

令和 2 年 12 月 18 日に、本会議において、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏の告発議案である委員会提出議案第 1 号から委員会提出議案第 4 号まで計 4 件について、全会一致で告発することを議決した。

なお、令和 2 年 12 月 21 日付けで堺市議会宮本恵子議長から大阪地方検察庁に告発書を提出した。

14. 本委員会のまとめ

14-1 調査内容について

本委員会の調査は、「5. 委員会として調査すべき事項・内容等の論点整理」で記述しており、①調査対象が、選挙運動費用収支報告書の記載内容又はこれから理解・推知される事実であるところ、これらは堺市の選挙に関する事務の要素を構成するものであり、また、②選挙運動費用収支報告書は、堺市選挙管理委員会に提出され、同委員会は、同報告書を管理し、必要に応じ調査権を行使すべきものであることから、同委員会の所管事項に該当し、かつ、議会の検査対象の例外とされる事項に当たらないことから、堺市議会が監視監督すべきであって、③調査目的が、各政治資金収支報告書における記載内容の再三の訂正等を端緒としつつも、選挙運動費用収支報告書の記載内容及びこれに関連する竹山修身前堺市長の市長選にかかる選挙運動とその資金にまつわる疑惑の真相の解明による堺市選挙管理委員会の選挙に関する事務にかかる行政の適正な執行の確保を目的に行うものである。

14-2 調査結果について

堺市選挙管理委員会に提出された平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙運動費用収支報告書及び選挙の収支の報告に関する事務、それらに密接に関連する政治資金収支報告書について、調査した結果を報告する。

14-2-1 竹山修身氏及び阪本圭氏の証人尋問における証言と本委員会での調査結果について

以下〔 〕内は、7-1 証言内容比較表通番

1. 収入の部

(1) 寄附

①寄附の受領方法

選挙運動費用収支報告書（第 1 回分、第 2 回分）には、平成 29 年 9 月 2 日に自由民主党本部から 200 万円、平成 29 年 9 月 22 日に民進党大阪府総支部連合会から 100 万円の寄附を受けていることが記載されている。寄附は、阪本圭氏が直接受領したか。

阪本圭氏は、いずれも選対本部長から現金を受領したものであるが、直接、受領してはいないと証言している。

②明細書の提出〔124、125〕

阪本圭氏は出納状況がわかる書類一式の記録の提出請求に対して帳簿のみ提出し、明細書の提出はなかった。阪本圭氏は、令和 2 年 2 月 28 日に提出した帳簿以外に、その他提出を求められている書類はないと回答している（令和 2 年 5 月 22 日付回答書参照）。

出納責任者以外の者が寄附を受けた場合、公職選挙法第 186 条の規定により寄附を受けた者は出納責任者へ明細書を提出する義務があり、出納責任者は公職選挙法第 191 条第 1 項の

規定により、その明細書を3年間保存しなければならない。

したがって、出納責任者である阪本圭氏は、公職選挙法第186条の規定のとおり、寄附を受領した者から明細書の提出を受けておらず、それ故、公職選挙法第191条第1項の規定のとおり明細書の保存もなされていないことが疑われる。

(2) その他の収入（自己資金[57、58、60、61、66、67、68、69、71、72]）

① 自己資金による収入の額

自己資金による収入について、選挙運動費用収支報告書（第1回分）には、平成29年9月15日に228万4,869円と記載されているが、令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿には、平成29年8月25日に300万円と記載されている。

自己資金の額はいくらだったのか。

自己資金による収入金額について、竹山修身氏は、228万4,869円、阪本圭氏は約300万円と証言しており、自己資金の金額について竹山修身氏と阪本圭氏の証言内容は一致していない。

このことから、阪本圭氏は自己資金の金額が帳簿と選挙運動費用収支報告書とで相違していることを認識しながら、選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）に正確な金額を記載していないことになる。

この相違点について、令和2年2月28日付上申書では、入金日が合致しない理由として「自己資金額を調整勘定として収支の金額を合致させていた」との説明がなされている。日付を前倒しすることにより、平成29年8月29日から平成29年9月2日の間に発生する収入不足（参考資料17-3参照）を解消するよう日付を変更したとも評価することができる。これは、不自然な日付の遡りであり、日付を変更する理由として合理的な説明になっていない。

この点について、本委員会が堺市選挙管理委員会に照会したところ、収入の部では公費負担相当額については、選挙運動費用収支報告書に記載する必要はないが、実際に自己資金として収入していたのならば、その事実どおり記載しなければならない、ということであった。

② 堺市選挙管理委員会に対する委員からの質疑後に提出された選挙運動費用収支報告書（第1回分～第3回分の訂正）（参考資料17-7参照）

令和2年11月12日に本委員会は堺市選挙管理委員会に対する質疑を行い、本委員会は令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿と当調査日までに提出されている選挙運動費用収支報告書の記載内容の相違を指摘した。これを受け、令和2年12月17日に堺市選挙管理委員会は竹山修身氏及び阪本圭氏を呼び出した上で、口頭での確認を行った。阪本圭氏は、堺市選挙管理委員会の説明に応じ、竹山修身氏の自己資金について、同日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第1回分～第3回分の訂正）において、追記、削除し、金額を訂正した。

これにより、平成29年11月16日時点の選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）

の記載上平成 29 年 8 月 29 日から平成 29 年 9 月 2 日の間に発生していた収入不足（第 3 回分提出の時点では解消していない。参考資料 17-4 参照）は解消された（参考資料 17-5 参照）。

2. 支出の部

(1) 選挙事務所費 [182、183、185、187、190]

竹山修身氏の議員総会資料（平成 31 年 4 月 15 日提出分）のうち後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成 29 年分の政治資金収支報告書に、平成 29 年 6 月 26 日付事務所賃料 180 万円、同日付敷金 50 万円の支出がある。

選挙運動費用収支報告書（第 1 回分）には、平成 29 年 6 月 27 日に、28 万円の後援団体「竹山おさみ連合後援会」からの寄附、その内訳として、選挙事務所提供、1 日 2 万円、14 日間、これに対応して、同日、同額の立候補準備のための事務所借料（無償提供）が記載されている。つまり、堺市長選挙運動期間中、選挙事務所は、後援団体の事務所に設置されていた。

後援団体の賃借において、敷引きがあったか、これがある場合、誰が負担したか。

竹山修身氏は、50 万円の敷引きがあり、その全額を後援団体が負担したと証言している。

これに対し、本委員会の委員が、上記報告書記載では、家賃は正確に選挙事務所として使った 2 週間分で按分して、28 万円を計上されているので、当然、敷引金として、同様、2 週間分の負担が妥当な金額ではないか指摘したところ、竹山修身氏は、後援団体の裁量の範囲内であると証言している。

ところが、後に、阪本圭氏は、検討の結果、指摘のとおり、相応に負担するのが相当と判断したので、令和 2 年 4 月 10 日提出の選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）により、追加計上した（令和 2 年 6 月 18 日付報告書参照）。

(2) 車上運動員費の支出

①堺市長選挙における支出

(ア)「報酬を支給する者の届出書」と選挙運動費用収支報告書の車上運動員の記載[141]

届出にかかる車上運動員と選挙運動費用収支報告書に記載されている運動員が一致しているか。

堺市選挙管理委員会に報酬を支給する者として届け出された車上運動員については、届出書に記載されている氏名・住所と、選挙運動費用収支報告書及び領収書に記載されている氏名・住所とで一部相違がある。

(イ)「報酬を支給する者の届出書」の提出[168]

誰が「報酬を支給する者の届出書」を堺市選挙管理委員会に提出したか。

阪本圭氏は誰が提出したかについて知らないと言っている。

(ウ)車上運動員に対する支払い[150、151]

車上運動員に対しどのように支払いを行っていたか。

阪本圭氏は、車上運動員との契約内容を承知せず、かつ、支払日の業務も確認せず、選挙事

務所にあった事務担当者からのメモを信用し、そのまま支払いをし、領収書をもっていたと証言している。

出納責任者には選挙運動に関する経理が的確に行われるよう注意する義務があるところ、これが適切に履行されていないおそれがある。

(エ) 車上運動員の管理[140]

誰が車上運動員の管理を行っていたか。

竹山修身氏は、誰がウグイス嬢に依頼したのか、ウグイス嬢側の窓口が誰だったのか、個人なのか業者だったのか、誰がウグイス嬢の個別具体的なスケジュール管理をしていたかについては、承知していないと証言している。阪本圭氏は、選挙事務所のウグイス嬢を依頼した責任者及びウグイス嬢の派遣者側の契約の窓口、誰に聞けばよいかも承知していないと証言している。

② 確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」における車上運動員費の支出[95、102、105、106、107、108、109、157]

(ア) 確認団体の平成 29 年分政治資金収支報告書（大阪府選挙管理委員会提出の平成 31 年 4 月 15 日受理分）には、堺市長選挙に近接した時期である平成 29 年 9 月 4 日に有限会社 K・C コウベカナリーに対して 68 万円のウグイス代として車上運動員の支払いがある。また、支払方法について、選挙の会計事務を手伝ったボランティアと説明されている A 氏の銀行口座から同社の銀行口座に振り込まれている。

この支出の経過については、当初、下記の表のとおり報告されていた（平成 31 年 3 月 8 日 3 月 11 日及び 4 月 15 日に議長へ提出された議員総会資料のうち、確認団体の平成 29 年分の政治資金収支報告書及び領収書等挙証資料参照）。

議長への提出日	挙証資料	内容等
H31. 3. 8	請求書	H29. 8. 26 付、資金管理団体「21 世紀フェニックス都市を創造する会」宛て、金額 68 万円、明細の記載あり ※明細 「9/7～9/23、ウグイス嬢プロ 1 名枠、1 日×2 名、¥20,000、(17 日間)、¥680,000、AM8:00～2:00、PM2:00～8:00 交替制 交通費込み、食事支給願います 事務所都合により宿泊発生の場合はご負担をお願いします 車上運動員あっせん料、その他経費込み」
	振込明細書	H29. 9. 4 にタケヤマオサミ名義で 68 万円振込
	領収書	H29. 8. 5 付、竹山修身氏宛て、金額 68 万円、収入印紙あり
H31. 3. 11	領収書	H29. 8. 5 付、竹山修身氏宛て、金額 68 万円、収入印紙あり
H31. 4. 15	請求書	H29. 8. 26 付、資金管理団体宛て、金額 68 万円、明細の記載あり ※明細「9/7～9/23、ウグイス嬢」
	振込明細書	H29. 9. 4 にタケヤマオサミ名義で 68 万円振込

ただし、平成 29 年 8 月 5 日付領収書は、振込明細書とともに議員総会資料（平成 31 年 3 月 8 日提出分）に添付されたが、訂正後の議員総会資料（平成 31 年 4 月 15 日提出分）には添付されていない。（*）

上記の各資料から、平成 29 年 8 月 5 日、平成 29 年 9 月 4 日、それぞれ、68 万円を支出していた可能性がある。この場合、平成 29 年 8 月 5 日の 68 万円の支払いは、平成 29 年分政治資金収支報告書の記載から漏れていることになる。

この点について、政治資金規正法の規定により、会計責任者は、政治団体の活動に関し、すべての収入及びすべての支出を会計帳簿に記載し、領収書等（但し、1 件 5 万円以上）を徴収・保存し、政治資金収支報告書を提出することが義務付けられている。

* なお、議長へ提出された議員総会資料に添付されている請求書、領収書等には、車上運動員に対する支払い以外の支出のうち支出金額に変更がない場合においても、当初提出された領収書が再発行された領収書に、当初提出された振込明細書が別の振込明細書に差し替えられたものがある[204、205、206、207]。

(イ)この支払いについて、いつのどのような活動に対して、誰が支払っていたか。

大阪府選挙管理委員会に提出された平成 29 年分政治資金収支報告書（平成 30 年 7 月 20 日及び平成 31 年 4 月 15 日受理分）には、確認団体の会計責任者は阪本圭氏、事務担当者は渡井理恵氏が記載され、かつ、平成 30 年 7 月 20 日に提出された政治資金収支報告書に添付の宣誓書、平成 31 年 4 月 15 日に提出された訂正願には、阪本圭氏の署名捺印がなされている。

しかし、阪本圭氏は、「基本的には会長以下、事務局が別にありまして、そこでやっってもらったので、私は基本的にはノータッチでした。」、また、実質的に出納事務を行っていた者は誰かの問いかけに対して、わからないと証言している。

(ウ)車上運動員の管理[155、157]

確認団体の会計責任者である阪本圭氏は、車上運動員の管理を行っていたか。

竹山修身氏は会計責任者である阪本圭氏が確認団体の窓口と証言している。これに対し、当会計責任者である阪本圭氏はノータッチと証言し、証言内容が相違している。

③後援団体「竹山おさみ連合後援会」における車上運動員費の支出 [161、162、166]

(ア)後援団体の平成 29 年分政治資金収支報告書（大阪府選挙管理委員会提出の平成 31 年 4 月 15 日受理分）には、堺市長選挙に近接した時期である平成 29 年 10 月 3 日に with という業者に対して 80 万 7,000 円のウグイス代として車上運動員の支払いがある。

(イ)この支払いについて、いつのどのような活動に対して、誰が支払っていたか。

阪本圭氏は、後援団体において選挙告示前に車上運動員の街宣活動を行っていたが、その支払いについては誰が行ったのか知らない、と証言している。

なお、領収書には収入印紙が貼付されていない。

(ウ)街宣活動の内容 [104、161、162、166]

阪本圭氏及び竹山修身氏はウグイス嬢による街宣活動に関わっていたか。

竹山修身氏は、後援団体の車上運動員が堺市長選挙運動期間外に街宣活動を行っていたと認識しているが、誰が手配したのか承知していない、具体的に、いつのどのような街宣活動を行ったかまでは承知していないと証言している。阪本圭氏は、堺市長選挙前は後援団体の活動のサポートを行っており、いつの時期かなど詳しいことはわからないが、街宣活動を行っていた

と証言している。

(3)個人演説会会場費の支出

選挙運動費用収支報告書（第1回分）に記載されている平成29年9月10日の個人演説会会場費（堺市立青少年センター使用料1,800円、領収日付平成29年8月31日）の「選挙運動」という支出区分は正しいか。

本委員会が堺市選挙管理委員会に照会したところ、区分は「立候補準備」が適当である、とのことであった。

(4)レンタル備品の支出 [197、198、199、200、201、203]

①事務所のレンタル備品36万1,600円の支出の日付（平成29年9月25日）は何に基づく日付か。

竹山修身氏は契約日、阪本圭氏は請求日と証言している。

しかし、堺市選挙管理委員会が候補者に配布している「収支報告書の作成要領」7ページに記載のとおり、「月日」欄は請求日ではなく支出の約束のあった日を記載すべきこととなっている。

②事務所レンタル備品の支出金額40万2,150円と領収書等の金額がなぜ相違しているのか。

選挙運動費用収支報告書に、立候補準備で事務所レンタル備品を株式会社SCENEに8月30日に40万2,150円が支払われたことが記載されている。これに対し、添付されている振込明細書には93万6,124円が記載されている。他方、差額の53万3,974円は、後援団体「竹山おさみ連合後援会」の政治資金収支報告書に、同日、備品レンタル代として、同支払先と記載されている。

この点について、令和2年11月12日に本委員会は堺市選挙管理委員会に対し委員から質疑を行ったところ、選挙運動費用収支報告書に記載されている支出額と振込明細書の額が相違する場合や、1つの銀行振込で異なる資金の部分の支出があった場合、本来、領収書を徴し難い事情にある書面を提出し、それに記載するか、また選挙運動費用収支報告書の備考欄に、その按分、内訳等を記載する必要がある、とのことであった。

これを受け、立候補準備の事務所レンタル備品について、選挙運動費用収支報告書に記載されている金額と振込明細書の金額が相違することについて、阪本圭氏に確認するということがあった。堺市選挙管理委員会は、本委員会からの求めに応じ、竹山修身氏及び阪本圭氏に口頭での説明を求めた。その結果、阪本圭氏が、令和2年12月17日に竹山修身氏の自己資金にかかる訂正を主たる内容とする選挙運動費用収支報告書（第1回分～第3回分の訂正）を堺市選挙管理委員会に提出した際、立候補準備の事務所レンタル備品の内訳も提出された。

(5)固定電話代の支出[53、54]

竹山修身氏の議員総会資料（平成 31 年 3 月 8 日及び平成 31 年 3 月 11 日提出分）のうち後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成 29 年分の政治資金収支報告書の添付資料（請求明細書）に、平成 29 年 8 月 24 日付「電話作戦室・壁用吸音シート」「追加設定作業・電話追加設定作業・電話機 5 台追加及び設定作業」等の記載がある。

他方、選挙運動費用収支報告書添付資料のうち、平成 29 年 9 月 10 日から 9 月 30 日の固定電話の領収書の趣旨が不明である。

固定電話の調達費用はどのようになっているか。

阪本圭氏は、選挙運動費用収支報告書の固定電話通話料の領収書の内訳について不明なので、その内訳、及び、固定電話の調達費用について、別途調査して提出すると証言している。

しかし、令和 2 年 4 月 10 日に堺市選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）に固定電話の調達費用に関する領収書等は添付されていない。阪本圭氏からの平成 2 年 6 月 18 日付報告書においても固定電話の調達費用については何ら説明がなされていない。

再出頭請求し、委員長の主尋問で確認をする予定であったが、出頭を拒んだため確認できず、固定電話の調達費用については、実際に費用が発生したのか（後援団体の支出の一部又は全部が選挙事務所の準備工事ではないのか）不明なままである。

(6) 携帯電話代の支出[17,18]

竹山修身氏の議員総会資料（平成 31 年 4 月 15 日提出分）のうち後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成 29 年分の政治資金収支報告書及び添付資料に、平成 29 年 9 月 27 日付エイトレント株式会社に対するプロッターレンタル代（携帯電話 52 台を含む）45 万 2,088 円の支出の記載がある。

他方、選挙運動費用収支報告書（第 1 回分、第 2 回分）には、携帯電話代の支出は記載されていない。

選挙運動のために携帯電話を利用したか。

竹山修身氏は、上記の携帯電話 52 台について、選挙活動のために使ったかどうかについてはわからないものの、後援会活動として「携帯代を使ったということはあるというふうに思います」と証言している。阪本圭氏は、基本的に職員、ボランティアについて、選挙運動中、個人の携帯電話を使っているところ、選挙運動費用として計上していない、携帯通話料に関しては、調査のうえ、選挙費用に入れることも検討しなければいけないと思うと証言している。

これを受け、阪本圭氏は、調査により、携帯電話が選挙運動に使用されていたことが判明したため、令和 2 年 4 月 10 日に選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）を提出し、携帯電話のレンタル料（プロッターと共にエイトレント株式会社から賃借しているところ、平成 29 年 9 月 27 日、合計 20 万 4,162 円の支払い）及び通話料金（平成 29 年 10 月 18 日、12 万 1,020 円の支払い）の合計 32 万 5,182 円を追加計上した（令和 2 年 6 月 18 日付報告書参照）。

(7) 休泊費の支出[16]

後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成 29 年分政治資金収支報告書（大阪府選挙管理委員会提出の平成 31 年 4 月 15 日受理分）には、堺市長選挙運動期間と重なる時期に、宿泊代の支出が複数記載されている（平成 29 年 9 月 3 日、13 万 1,486 円、9 月 10 日、9 万 9,576 円、14 万 3,640 円、9 月 11 日、18 万 5,544 円、9 月 13 日、7 万 1,280 円、以上合計 63 万 1,526 円）。

他方、選挙運動費用収支報告書（第 1 回分、第 2 回分）には、宿泊費の支出は記載されていない。

選挙運動に関してホテル等の宿泊があったか。

竹山修身氏及び阪本圭氏は宿泊所を利用した者は承知していないと証言している。

ところが、後日、阪本圭氏は、調査により、上記の宿泊代合計 63 万 1,526 円のうち、53 万 5,391 円が、選挙運動のための宿泊費であるにもかかわらず、選挙運動費用収支報告書（第 1 回分、第 2 回分）に記載されていないことが判明したため、令和 2 年 4 月 10 日提出の選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）により、追加計上した（令和 2 年 6 月 18 日付報告書参照）。

選挙運動費用収支報告書は実際に要した費用が網羅的に記載されているのか疑問である。

本件宿泊代は出納責任者の承諾を得ず支出された疑いがあり、公職選挙法第 187 条第 1 項に違反するおそれがある。

(8) 後援団体「竹山おさみ連合後援会」のレンタカー代の支出[34、35、103、104]

竹山修身氏の議員総会資料（平成 31 年 3 月及び 4 月提出）の後援団体の政治資金収支報告書添付の請求書の中に、堺市長選挙運動期間中に使用されたレンタカーの運転手が阪本圭氏となっているものが 2 件（平成 29 年 9 月 15 日、10 万 934 円、平成 29 年 10 月 6 日、23 万 1,238 円）ある。

他方、選挙運動費用収支報告書（第 1 回分、第 2 回分）には、レンタカー代の支出は記載されていない。

阪本圭氏は、立候補の準備のために、このレンタカーを借りたという事実はないか。

阪本圭氏は、「レンタカーを借りに行ったのは私なのかもしれないです。」、精算の方法について、「これ後援会で払っていただいていると思いますので、ちょっと私はわかりません。」と証言しながらも、「これも立候補準備用で車を借りたのではないと思います。」と証言している。

他方、阪本圭氏は、堺市長選挙運動期間中基本的に選挙事務所において、選挙運動費用の「収支のこと」に従事していたと証言している。

本件 2 件の請求書にかかる活動には選挙運動が含まれているのではないかという疑問が残る。

(9) コピー機カウンター料の支出

竹山修身氏の議員総会資料（平成 31 年 4 月 15 日提出分）の後援団体「竹山おさみ連合後援会」のうち平成 29 年分の政治資金収支報告書に、コピー機カウンター料として、平成 29 年 10 月 23 日、22 万 1,253 円、10 月 31 日、6 万 3,661 円、12 月 25 日、19 万 724 円の支出があり、各支払時期等から堺市長選挙の選挙運動費用に充てられた可能性がある。

選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）には、これらの費目に対応する支出は見当たらない。もっとも、平成29年6月27日に28万円の後援団体からの寄附、その内訳として、選挙事務所提供、1日2万円、14日間、これに対応して、同日、同額の立候補準備のための事務所借上料（無償提供）が記載されている。

コピー機カウンター料の支出はなかったか。

竹山修身氏は、事務所費の中に後援団体からの無償提供として選挙事務所提供（28万円、日額2万円）が載っており、この費用の中に光熱水費、コピー代、机などの使用料が入っていたということを出納責任者から確認したと証言している。阪本圭氏は、選対本部長から、同様に聞いていたと証言している。

ところが、本委員会の委員から、コピー代は、本来、家主が負担すべきものではないので、別途、無償供与を受けたものとして記載すべきことなどの指摘を受け、竹山修身氏は、後日、精査し、訂正したい旨証言している。また、同様、堺市長選挙運動期間に重なる平成29年9月6日から9月29日（24日間）のコニカミノルタに対する使用料19万724円について、これを選挙運動期間の14日間で按分すれば、約11万円に上ること、クーラーの運転や夜遅くまでの業務による電灯使用による電気代が相当かかるであろうことなどの指摘を受け、阪本圭氏においても、調査及び検討し、収支報告の修正を検討しなければいけない旨証言している。

これを受け、阪本圭氏は、調査により、後援団体の平成29年12月25日の支出のうち、11万1,258円が、選挙運動のためのコピー代であるにもかかわらず、選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）に記載されていないことが判明したため、令和2年4月10日提出の選挙運動費用収支報告書（第3回分）により、追加計上した（令和2年6月18日付報告書参照）。

(10)事務所費、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代の支出[19,172,176,177,178,187,188,189,190,191,192,193]（上記(6)、(7)、(9)のまとめ）

上記(6)、(7)及び(9)で述べた支出を含む備品・消耗品費として住宅地図、文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、事務所費としてコピー機カウンター料、携帯電話通話料、組織活動費として宿泊代については、竹山修身氏の議員総会資料（平成31年4月15日提出分）のうち後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成29年分の政治資金収支報告書及び領収書等添付書類の128ページから133ページまで及び155ページに記載されており、各支払時期等から堺市長選挙の選挙運動費用に充てられた可能性があるため、本委員会の委員長による主尋問が、個別の質問に先だって全般的に行われた。

これらの支出については選挙運動費用収支報告書に記載すべき支出ではないのか。

竹山修身氏は、主尋問に対して、後援団体の平成29年分の収支報告書に計上されているのは、政治団体としての支出であるからであり、選挙運動における支出については、別途、選挙の収支報告書に書かれていると思っている旨証言した。阪本圭氏も、主尋問に対して、後援団体の平成29年分の収支報告書に計上されている備品・消耗品費における住宅地図や文具代、プリンターインク代、プロッター及び携帯電話機52台のレンタル代、コピー機カウンター料、携帯電話通

話料、宿泊代のうち、備品・消耗品費については、無償提供の対象になっていたこと、コピー機カウンター料については、事務所家賃に含まれていると証言する一方、宿泊費と携帯通話料に関しては、調査し、選挙費用に入れることも検討しなければいけない旨証言している。

その後、上記のとおり、本委員会における尋問と証言のやりとりを経て、両証人の認識に変遷があった。

これを受け、阪本圭氏から、令和2年4月10日に選挙運動費用収支報告書（第3回分）が提出され、事務所費、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代が追加計上されたのは既に述べたとおりである。また、同時に、令和2年4月20日に大阪府選挙管理委員会に後援団体の政治資金収支報告書の訂正願が提出されており、対応する費目の同額が減額されていることから、政治活動費から選挙運動費用に振り替えられていることも明らかになった。本来、選挙運動費用に計上すべき支出が政治団体の支出に計上されていたことになる。

竹山修身氏及び阪本圭氏から令和2年4月13日付意見書及び令和2年6月18日付報告書が本委員会に提出されたが、どうしてそのような計算になったかについて、「日割り計算」又は「按分計算」という用語を用いているのみで、どのような事実を確認したから、そのような計算になったかについて説明はなされていない。

また、後援団体と選挙運動費用の収支報告に関する二重計上の問題について、阪本圭氏は、「本当にノートタッチやったんで、はっきり言って承知してません。」「選挙収支は私がやったので、それを見てから政治団体のほうを使ったんじゃないでしょうか。」と証言し、当時、阪本圭氏は後援団体の政治資金収支報告書に費用を計上することの判断に関与していないことを示唆した。ところが、令和2年6月18日付報告書によれば、調査の結果、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウント代、及びプロッター等レンタル代を選挙運動にも使用していたことが判明したので按分して計上したという。依然として、選挙運動費用の管理、出納事務を誰が、どのように、行っていたのか疑問が残っている。

そこで、再出頭請求し、委員長の主尋問で確認をする予定であったが、出頭を拒んだことにより確認できず、事務所費、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタルの追加計上の真相は不明なままである。

以上のとおり、阪本圭氏は、当時、公職選挙法に規定される出納責任者が行う選挙運動費用に関する支出の事務の遂行にあたり必要な注意義務を果たしていなかったことが疑われる。

3. 出納管理の実態

(1) 出納責任者[2、97、98、110、111]

① 阪本圭氏は出納責任者としての職務を行っていたか。

公職選挙法第180条第3項の規定により、竹山修身氏は平成29年9月10日に阪本圭氏を出納責任者に選任している。

②誰が堺市選挙管理委員会に選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）を提出したか。

阪本圭氏は、選挙運動費用収支報告書に記載された内容を確認の上、押印したものの、実際に、堺市選挙管理委員会に対して、平成29年10月6日（第1回分）及び平成29年11月16日（第2回分）を提出した者は第三者であるが、誰なのか覚えていないと証言している。

③誰が選対事務局長であったか。

阪本圭氏は誰が選対事務局長であったかを思い出せないと証言している。

(2) 出納事務の補助者[7、9、14]

出納事務の補助者はどのような業務で、誰が行っていたか。

阪本圭氏は、選挙資金は現金で管理し、2名のボランティアに不在時の簡単な支払いや請求書の受け取りなど簡単なことを依頼していたと証言している。

竹山修身氏及び阪本圭氏は証言を拒み、出納事務を補助した者の氏名が明らかとならなかった。

(3) 出納責任者の職務代行者[11、76]

出納責任者の職務代行者は選任されていたか。

堺市選挙管理委員会に出納責任者の職務代行者の届出はなされていない。

(4) 会計帳簿[21]

①阪本圭氏から提出された文書が「会計帳簿」に当たるか。

帳簿提出の求めに応じ、令和2年2月28日に阪本圭氏から帳簿に当たるとする文書（「本件帳簿」）が提出され、これがすべてと説明する（令和2年2月28日付上申書等）。令和2年4月10日に選挙運動費用収支報告書（第3回分）提出後、これを基礎づける帳簿の提出を求めたが、その提出はなされなかった。

公職選挙法第185条第1項の規定により、出納責任者は、「会計帳簿」を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入、すべての支出を記載しなければならない。また、「会計帳簿」の種類及び様式については、公職選挙法第185条第2項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第22条により「収入簿」、「支出簿」の種類に分け、同条別記第30号様式に準じて作成しなければならない。

本件帳簿については、契約・請求日、科目、区分、内容、収入、支出、氏名及び団体名、住所、備考の記載項目がある。ところが、「収入簿」、「支出簿」に分けて作成されておらず、出納帳のような帳簿であり、収入・支出ともに「金銭支出」、「金銭以外の支出」に区分されていない（参考資料17-2参照）。

したがって、本件帳簿の記載は公職選挙法第185条第1項の基準を満たさないのではないかという疑いがある。

関連して、選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）と自己資金の日付、金額が相違し、会計的事実がありのまま報告されていないという点でも問題がある。

②「会計帳簿」は保存されていたか。[73]

阪本圭氏は「出納簿、会計帳簿は竹山後援会にある」と証言している。

出納責任者の阪本圭氏は自ら「会計帳簿」を保管していない。

仮に、本件帳簿が、「会計帳簿」に当たると評価しても、公職選挙法第191条第1項の規定により、出納責任者は、「会計帳簿」を、第189条の規定による報告書提出の日から3年間、保存しなければならないと規定されているところ、公職選挙法第191条第1項に違反する疑いがある。

(5)選挙運動費用収支報告書の記載の仕方[70]

選挙運動費用収支報告書の様式については、公職選挙法第189条第2項の規定により、総務省令で定められ、公職選挙法施行規則第23条により、別記第31号様式に準じて作成しなければならないこととされている。

ところが、竹山修身氏は、「収支報告書の書き方については、千差万別であるというふうになっている」、上記1(2)①で挙げた自己資金の記載の仕方について「特に奇異であるというふうなことではないと思う」と証言している。他方、阪本圭氏は、これらの金額について、「これ収支報告上、きれいにちょっとゼロにしたかったので、こういう形にしてしまいました。もうちょっと大きい数字で丸い数字でいただいております。」と証言している。

選挙運動費用収支報告書には様々な記載の方法があるか。

選挙運動費用収支報告書については、堺市選挙管理委員会は候補者に、記載事項・記載例等を明記した収支報告書の作成要領を配布している（「支出の部」公費負担相当額欄に公費負担分を記載する等、また総務省ホームページにも記載例が掲載されている。）。選挙運動費用収支報告書の記載の仕方について、令和2年11月12日に堺市選挙管理委員会に対し委員から質疑を行い確認したところ、その様式については、公職選挙法施行規則第23条により、同法施行規則別記第31号に準じ作成するものであり、公職の候補者が随意に変更してよいものではなく、収入の残余金については、選挙運動費用収支報告書に記載すべき費用ではないが、実際に選挙費用の収入があるのであれば、その項目についても記載する必要がある、不備があっても一旦は受理し追完を認めている、ということであった。

記載の真実性に関して、堺市選挙管理委員会は、出納責任者から、選挙運動費用収支報告書には真実の記載がなされていることを誓う旨の宣誓書を添付してもらっているところ、「提出されたものが真実であるものということで」、同報告書を受け取り、受理している、としている。

(6)領収書等 [33、36、38、39、46、73、74、75]

出納事務は領収書等の原本で管理されていたか。

阪本圭氏は、「私が、選挙収支報告書、出納責任者のときは、領収書を原本でファイリングしていた」、平成29年8月30日に株式会社SCENEに対して支払われた事務所レンタル備品代の領収書について、総額93万6,124円のうち、40万2,150円が選挙運動費用として記載されているが、基本的には選挙収支のみをやっていたので、政治団体の方に複雑な案件なので気をつけるように言っていたか否かもわからない、誰がコピーしたかもわからないと証言している。これに対し、竹山修身氏は、「選挙の収支報告書につきましては、原本で管理しております。そして、何らかの理由でコピーがあったということで、政治団体等の収支報告書に誤記載、二重記載があったところがございます。」と証言している。

両者の証言は、選挙運動費用の支出については、原本で管理していたということでは一致する。

このことから、本委員会設置の端緒となった政治団体の支出と選挙運動費用の支出における政治団体の二重計上の問題（後援団体との二重計上である備品レンタル代40万2,150円、レンタカー代79万8,120円及び警備費用15万1,200円）は、必ずしも、出納責任者の責任ではないともいえるが、選挙運動費用の支出における計上漏れの点については、計上漏れがあった以上、出納責任者の出納管理に問題があったことになる。

(7) 選挙資金の管理方法[22、25、28、32、51、79、86、89、113、114、129]、

① 選挙資金をどのように管理していたか。

阪本圭氏は全て現金で管理し、請求が来たものを支払ったと証言している。

しかし、銀行口座から振込まれている振込明細書が9件、総額228万6,744円ある（参考資料17-6参照）。しかも、阪本圭氏の名義ではなく、A氏の銀行口座5件（77万3,814円）及び後援団体「竹山おさみ連合後援会」の銀行口座4件（151万2,930円）のいずれかからの振込となっている。

また、後援団体の銀行口座を使用して選挙運動費用の支払いを行うことについては、選挙資金と政治資金が混同して会計処理されてしまうことを惹起するおそれがある。現に、選挙運動費用収支報告書と政治資金収支報告書における二重計上問題が発生している。

② どうして選挙資金と政治資金とをA氏の口座から支払っていたか。

竹山修身氏及び阪本圭氏は、「りそな銀行堺東支店の口座を除き他の4口座は選挙事務所では会計事務を手伝ってくれたボランティアの方の銀行口座であり、時折支払いの際に利用させてもらっていたにすぎない」、「選挙資金は現金で管理しており、会計の補助者に支払をお願いしたものについては、事前あるいは事後に会計責任者において精算済みであり、会計責任者としては選挙資金はあくまでも現金で管理していたというのが実態であった」と回答している（令和2年7月30日付回答書参照）。

証言どおり選挙資金が現金で管理されていたならば、選挙事務所近くの銀行の支店から振込送金すれば足り、わざわざ選挙事務所から遠くにあるATMを利用することや、A氏や後援団体の銀行口座を経由して支払いを行う必要はないものと思われる。

しかし、竹山修身氏及び阪本圭氏は、選挙運動費用について、その費用の支払いを後援団体の銀行口座からどのような理由で、誰が振込みを行ったのか、誰が差配したのか、何ら説明はされなかった。

阪本圭氏は出納責任者として全ての出納事務を行っていたのか、A氏が選挙資金の管理にどのように関わっていたのか疑問が湧いてくる。

また、選挙資金と政治資金である後援団体「竹山おさみ連合後援会」及び確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」にかかる支出の総額626万4,812円が、わざわざ、A氏個人の複数の銀行口座から振込みにより支払われていることも不可解である。

なお、A氏は後援団体及び確認団体の会計責任者や、収支報告書に記載の事務担当者ではない。

さらに、公職選挙法第187条第1項の規定により、選挙運動に関する支出は、出納責任者又はその職務代行者（公職選挙法第183条）でなければ行うことができず、例外は、①立候補準備のために要する支出、②電話による選挙運動に要する支出、③出納責任者の文書による承諾を得てする支出である。出納責任者以外の者が、その者の口座を使用し、選挙運動に関する支払いを行うことは、公職選挙法第187条第2項に違反するおそれがある。

4. 小括

(1) 選挙運動費用収支報告書の正確性[13、15、20、31]

証人尋問後に阪本圭氏から令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に選挙運動費用収支報告書（第3回分）が提出され、後援団体「竹山おさみ連合後援会」の政治資金収支報告書（大阪府選挙管理委員会提出の平成31年4月15日受理分）に計上されていた事務所費、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代の一部が選挙運動費用に振り替えられ、訂正された。

その後、堺市選挙管理委員会の説明に応じて、阪本圭氏から令和2年12月17日に堺市選挙管理委員会に選挙運動費用収支報告書（第1回分～第3回分の訂正）が提出され、竹山修身氏の自己資金が、追記、削除され、金額が訂正された。

このように、竹山修身氏及び阪本圭氏は、本委員会による尋問後、自発的又は堺市選挙管理委員会の説明により、二度にわたり、選挙運動費用収支報告書の内容を修正した。

したがって、本委員会の調査が始まる前に提出されていた選挙運動費用収支報告書（第1回分、第2回分）は真実を反映するものではなかったことが明らかになった。

しかし、竹山修身氏及び阪本圭氏は本委員会の再三の証人尋問への出頭要請を拒んだ。

このため、選挙資金の管理、出納事務を、誰が、どのように行っていたため、選挙運動費用収支報告書に真実が記載されないことになったのか、その原因について疑問が残り、依然として、未解明のままである。

(2) 選挙資金と政治資金との区別[26、27、29、30、41、43、44、48、49、50、52、123、138]

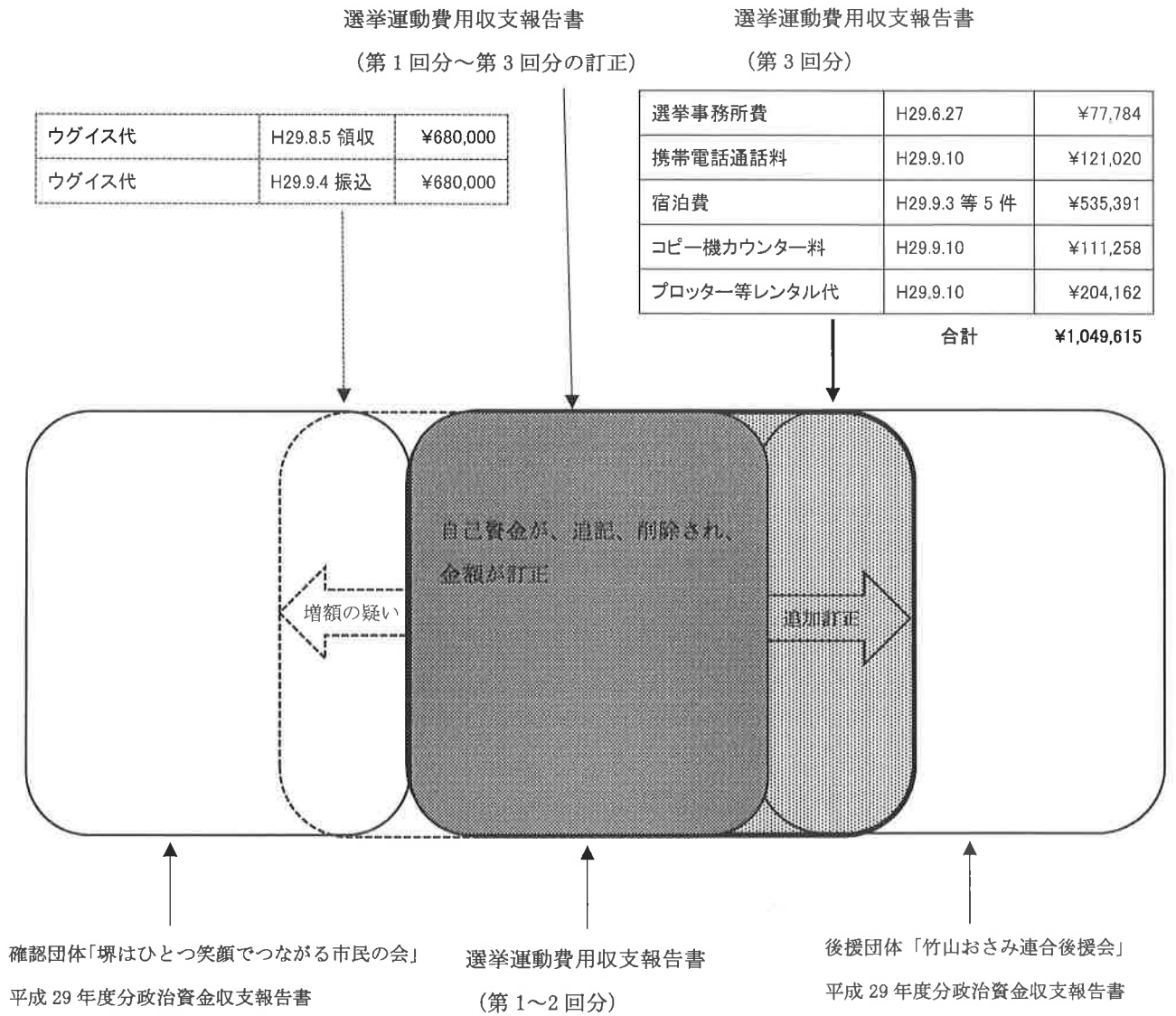
上記2(10)のとおり、当初、竹山修身氏及び阪本圭氏は、それぞれ、選挙資金と政治資金は明確に区分けできていたと証言した。しかし、上記(1)のとおり、2回の選挙運動費用収支報告書の訂正がなされた。これに伴い、1回の政治資金収支報告書の対応部分の訂正がなされた。

阪本圭氏が令和2年4月10日に堺市選挙管理委員会に提出した選挙運動費用収支報告書(第3回分)は、事務所費、携帯電話通話料、宿泊費、コピー機カウンター料、プロッター等レンタル代が計上された。他方、令和2年4月20日に大阪府選挙管理委員会に後援団体「竹山おさみ連合後援会」の政治資金収支報告書の訂正願が提出されており、同額が減額されている。このことから、本来、選挙運動費用に計上すべきものが政治団体の支出に計上されていたことも明らかになった。

議員総会資料(平成31年4月提出分)のうち政治資金収支報告書に添付されている領収書等には、堺市長選挙運動期間中、請求書の宛名が選挙事務所の住所となっているものが、後援団体では5件、確認団体「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」では1件あった。

竹山修身氏及び阪本圭氏からの令和2年4月13日付意見書において、「本来の選挙運動に関する支出を政治団体の支出に振り替えることにより、選挙運動の支出を法定選挙費用内に抑えたり、あるいは選挙運動に対する違法な報酬支払いを糊塗する行為は、まさしく公職選挙法に違反する犯罪行為」と述べられているが、まさしくそのような事実が隠されているのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

(3) 選挙資金と政治資金の関係



14-3 総括

竹山修身前市長の政治資金問題に端を発し、選挙運動費用収支報告書と政治資金収支報告書に同一の振込明細書が添付されるなど二重計上が発覚したことから、本委員会を設置し、先に調査内容で述べたとおり堺市選挙管理委員会に提出された平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙における竹山修身候補の選挙運動費用収支報告及び選挙の収支の報告に関する事務、それらに密接に関連する政治資金収支報告について調査してきたものである。

竹山修身氏及び阪本圭氏ともに本委員会の証人尋問において、曖昧な証言を繰り返し、特に選挙の会計事務に携わった者の氏名については証言を拒んだ。選挙運動費用収支報告書と政治資金収支報告書における二重計上問題について、出納責任者の阪本圭氏には、これまで当事者意識も、責任の認識も見えてとれなかった。竹山修身氏及び阪本圭氏とも、証人尋問において、どのような状況から二重計上に至ったかについて明言を避け、その原因は何ら明らかにならなかった。そして、その後の再出頭請求には応じず、両氏の証言の食い違いや疑問点などは解消されなかった。

また、竹山修身氏及び阪本圭氏から証人尋問後に送付された文書（令和 2 年 2 月 28 日付上申書、令和 2 年 4 月 13 日付意見書、令和 2 年 6 月 18 日付報告書、令和 2 年 7 月 14 日付意見書、令和 2 年 7 月 30 日付回答書）でも、令和 2 年 4 月 10 日に堺市選挙管理委員会へ提出した選挙運動費用収支報告書（第 3 回分）について、訂正した内容の説明はあるものの、訂正するに至った具体的判断の理由には触れられておらず、令和 2 年 2 月 28 日に阪本圭氏が提出した帳簿と両氏の証言内容と整合しない部分が発生する事態となった。

その後の調査では、選挙資金は現金で管理していたといいながら、後援団体及びA氏の銀行口座からタケヤマオサミ名義で、反復的・継続的に振込みが行われ、その累積額は僅少とはいえない額に上っていたことが分かった。政治資金との間の不自然な資金の流れである。

証人尋問後も竹山修身氏及び阪本圭氏は、終始、本委員会の調査が調査権限を逸脱していると主張し、一切調査に協力しない姿勢であった。

竹山修身氏らは本委員会の複数回に渡る要請に対しても調査に応じない状況から、第 31 回委員会（令和 2 年 12 月 15 日）において、竹山修身氏及び阪本圭氏については、本委員会での証人尋問において、民事訴訟法第 196 条及び第 197 条に規定する証言拒否に該当せず証言を拒んだため、また、本委員会が求めた証人尋問に正当な理由がなく出頭しなかったため、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏及び渡井理恵氏については、記録の提出請求に正当な理由がなく提出しなかったため、4 氏を地方自治法第 100 条第 3 項の罪を犯したものと認め、同条第 9 項に基づき告発することを決定し、令和 2 年 12 月 18 日の本会議において、全会一致で告発することを議決したところである。

このような経緯で、本委員会は証人尋問やその他の調査を進め、疑問点について堺市選挙管理委員会に対し照会を行い、第 30 回委員会（令和 2 年 11 月 12 日）での質疑で、堺市選挙管理委員会は竹山修身氏の自己資金については阪本圭氏から提出された帳簿と選挙運動費用収支報告書の内容が合致していないことなどを出納責任者の阪本圭氏へ確認することとなった。これを

受け、堺市選挙管理委員会は両氏を呼び出し、説明を行った。阪本圭氏は堺市選挙管理委員会の求めに応じ選挙運動費用収支報告書を訂正し追加で挙証資料を提出するに至った。

このことにより、阪本圭氏は令和2年12月17日に選挙運動費用収支報告書（第1回分～第3回分）を訂正した。

両氏がこれまで主張しているように堺市選挙管理委員会の調査が収支の実態まで調査する権限はなく本委員会の調査が権限を逸脱するなら、堺市選挙管理委員会の求めに応じ選挙運動費用収支報告書を訂正し追加で挙証資料を提出することはしないものと考えているが、それを行ったということは本委員会の調査を一定認めており、主張とは矛盾するところである。

本委員会の調査により、選挙運動費用及びこれに密接に関連する政治資金の管理及び出納事務処理においても、極めて杜撰で不適切な実態があったことが明らかとなった。

もっとも、竹山修身氏及び阪本圭氏が証人尋問後に本市議会へ送付した多数に及ぶ回答書等の内容は、証人尋問での証言内容と乖離するもの、また、非協力的かつ糊塗的な対応が随所に見られ、積極的に疑惑を晴らすための努力を見てとることはできなかった。

特に、竹山修身氏は、本委員会での証人尋問での証言内容について整合しないなど、竹山修身氏は真実を述べたのか甚だ疑問が残り、証人尋問後は本委員会の調査への協力を拒み続け、市民に対して何ら説明責任を果たしたとは到底言えず公職であった前市長とは思えない不誠実さであった。

総じて、相当程度事実の解明に近づけたものの、事実が明らかになるにつれて、かえって、不自然な資金の流れの疑惑がさらに強まったものであるが、本委員会の調査のこれまでの成果と百条調査権の趣旨と権能を考慮し、この度、本調査を終結することになった。

最後に、本委員会として、本委員会の調査によって平成29年9月24日執行の堺市長選挙の選挙運動費用収支報告書の記載内容の真実性及びこれに関連する竹山修身前堺市長の市長選にかかる選挙運動費用にまつわる疑惑について、極一部ではあるが真相が解明できたことにより、堺市選挙管理委員会の選挙事務にかかる行政の適正な執行の道筋が確保できたものと評価する。

なお、公職選挙法の目的である民主政治の健全なる発達を期するため、より実効的な選挙資金に関する事務執行が確保できるよう法改正を求めることを付言する。

また、政治資金の監督にかかる事務の分配について意見する。堺市民にとって、直接、市政を託した市長の政治とカネにまつわる疑惑は、重大な関心事である。そして、堺市長選挙にかかる選挙運動費用収支報告に関する事務は、疑いなく堺市の「事務」に当たるので、百条調査の対象となり、堺市民の意向に沿うものである。もとより、選挙運動は政治活動の一部を構成するものであり、また、そのための政治資金は、政治資金規正法による規制の下、政治団体が寄附の受け皿となり、政治団体、政治家個人間で流通が認められている。それ故、選挙運動費用収支の報告の内容は、関連する政治団体の政治資金収支報告の内容と密接な関連性・連続性を有することになる。そうであれば、堺市民は政治資金についても調査が及ぶことを期待することになる。ところが、政治資金規正法に基づく収支報告に関する事務は、大阪府の選挙管理委員会の事務とする建付けになっているため、堺市の「事務」の範囲外となる。今回、実態として、連続性を有する

ものが事務の分配により切り取られ、また、このことが調査の追及を回避する口実にもなったと思われる。これを機に、今後、住民自治を改善する観点から、政治資金の監督にかかる事務の分配について深い議論がなされることを望む次第である。

15. 調査経費

15-1 議決予算額

年 度	金 額
令和元年度	4,000,000 円以内
令和2年度	6,000,000 円以内

15-2 調査に要した費用の決算(見込み)額

経 費 内 容	令和元年度	令和2年度(見込み)
本委員会記録作成及び会議録検索システムデータ処理	692,511 円	705,395 円
弁護士への法的助言等委任契約	1,961,600 円	1,903,000 円
通信費・手数料・費用弁償	16,496 円	13,000 円
合 計	2,670,607 円	2,621,395 円

16. その他

本委員会における運営上の法的アドバイスを受けるため、次に掲げる弁護士と令和元年8月7日から活動終了日まで業務委託契約を締結した。

16-1 委任弁護士

大阪市中央区南船場 4-4-10 辰野心斎橋ビル

リード総合法律会計事務所

弁護士 安 生 誠

16-2 委任内容

- ① 調査権の行使にかかる法的助言
- ② 参考人質疑及び証人尋問にかかる法的助言
- ③ 委員会の運営にかかる委員長への法的助言
- ④ 議会に告発義務が生じた場合の法的助言
- ⑤ 本委員会調査報告書(中間報告を含む)作成にかかる法的助言
- ⑥ その他本委員会に関わる法律上の助言、指導又は相談

17. 参考資料
 17-1 委員会として調査すべき事項・内容等の論点整理表
 【調査内容(カテゴリー別)】

		調査内容	会派名等	質問を求める者	提出資料請求
1 選挙運動費用について(全般)					
1	1	【選挙運動費用収支報告】 ○選挙に要した費用の実態について ・選挙運動費用収支報告書に記載すべき支出が計上されていないことについて	大阪維新の会	竹山修身氏③	竹山修身氏に対し、選対組織図の提出を求める
2	2	【選挙運動費用収支報告】 ○選挙に要した費用の実態について ・選挙運動費用収支報告に計上されておらず、後援会の収支報告に計上されていることについて ①平成29年8月31日付決起集会ビラ・リーフレット印刷等(3,154,464円) ②平成29年9月3日付宿泊代(131,486円) ③平成29年9月5日付レンタカー代(115,020円) ④平成29年9月9日付宿泊代(143,640円) ⑤平成29年9月10日付宿泊代(99,576円) ⑥平成29年9月11日付レンタカー代(798,120円) ⑦平成29年9月11日付宿泊代(185,544円) ⑧平成29年9月11日付レンタカー代(311,040円) ⑨平成29年9月13日付宿泊代(71,280円) ⑩平成29年9月15日付会場費(405,108円) ⑪平成29年9月15日付レンタカー代(100,934円) ⑫平成29年9月15日付レンタル代(75,600円) ⑬平成29年9月27日付会場費(168,804円) ⑭平成29年9月27日付プロッターレンタル代(452,088円) ⑮平成29年10月6日付レンタカー代(231,238円) ⑯平成29年10月13日付ガソリン代(173,432円) ⑰平成29年10月6日付manifesto・リーフレット・市政報告等(4,455,540円) 上記合計支出:11,072,914円について	大阪維新の会	出納責任者 阪本圭氏①	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
3	3	○既に訂正済みの、選挙運動費用収支報告と後援会収支報告の二重計上のあった領収書等添付書類について ・平成29年9月12日付 シンヒホンキドウケイビ 151,200円 ・平成29年9月11日付 日産レンタリース阪南 798,120円 本来1枚しかない領収書を二重計上していたことについて 後援会活動と選挙活動間の振り分けについて ※すでに訂正した収支報告について、当委員会でもどこまで調査権限が及ぶのか等をリーガルチェックを受けたい	自民党		
4	4	○市長選挙の選挙費用と政治資金との関係	長谷川委員		
5	5	○市長選挙の選挙費用と政治資金がどのように管理されていたのか。	長谷川委員		
6	6	○選挙費用の背景となる政治資金の収支報告書において、巨額の記載漏れが発生したのはなぜか。	長谷川委員		
7	7	○政治資金規正法及び公職選挙法の関係規定について、竹山前市長はどのような認識を持っていたか。	長谷川委員		
8	8	○政治資金規正法及び公職選挙法の関係規定について、実際の管理者に対して認識をどのように促したのか。	長谷川委員		
9	9	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○選挙に要した費用の実態について ・選挙にかかる費用が当初は全く計上されていないことについて	大阪維新の会	所属候補者 竹山修身氏③ 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 阪本圭氏①	
10	10	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○記載額の変遷について ・提出されるごとに数字が変遷されている理由について	大阪維新の会	会計責任者 阪本圭氏① 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏②	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
11	11	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○平成29年10月6日に79万円の資金ショートを起こしている 通常であれば運営ができなくなるはずが、その後も運営されており、資金の流れを明らかにしたい	大阪維新の会	会計責任者 阪本圭氏①	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
12	12	○竹山選対としての選挙収支と確認団体収支の仕分け基準の調査 ・竹山選対としての選挙収支と確認団体収支の計上の仕分けが曖昧である	堺創志会	竹山修身氏	
13	13	【竹山おさみ連合後援会】 ○選挙に要した費用の実態について ・本来選挙運動費用の収支報告に計上するべき支出について ①平成29年8月31日付決起集会ビラ・リーフレット印刷等(3,154,464円) ②平成29年9月3日付宿泊代(131,486円) ③平成29年9月5日付レンタカー代(115,020円) ④平成29年9月9日付宿泊代(143,640円) ⑤平成29年9月10日付宿泊代(99,576円) ⑥平成29年9月11日付レンタカー代(798,120円) ⑦平成29年9月11日付宿泊代(185,544円) ⑧平成29年9月11日付レンタカー代(311,040円) ⑨平成29年9月13日付宿泊代(71,280円) ⑩平成29年9月15日付会場費(405,108円) ⑪平成29年9月15日付レンタカー代(100,934円) ⑫平成29年9月15日付レンタル代(75,600円) ⑬平成29年9月27日付会場費(168,804円) ⑭平成29年9月27日付プロッターレンタル代(452,088円) ⑮平成29年10月6日付レンタカー代(231,238円) ⑯平成29年10月13日付ガソリン代(173,432円) ⑰平成29年10月6日付manifesto・リーフレット・市政報告等(4,455,540円) 上記合計支出:11,072,914円について実態を確認したい	大阪維新の会	事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
14	14	【竹山おさみ連合後援会】 ○後援団体と資金管理団体間の不自然な資金移動について 平成29年に、後援団体から資金管理団体(21世紀フェニックス都市を創造する会)に合計約1,700万円の資金移動がされているが、資金管理団体の支払いは300万円程度にとどまっている。選挙終了後に資金管理団体から後援団体に1,350万円の返済がされており、資金移動が不自然である	大阪維新の会	事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
15	15	○選挙会計と後援会会計の二重計上の原因調査について	堺創志会	竹山修身氏	
16	16	【資金管理団体(21世紀フェニックス都市を創造する会)】 ○選挙に要した費用の実態について ・平成29年4月18日に支払われている業務委託料は選挙準備金であれば、選挙運動費用収支報告書に記載すべき内容である	大阪維新の会	代表者 竹山修身氏③ 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
17	17	【資金管理団体(21世紀フェニックス都市を創造する会)】 ○後援団体と資金管理団体間の不自然な資金移動について	大阪維新の会	事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める

2 寄附について					
18	1	【選挙運動費用収支報告】 ○個人、企業、政党、政治団体からの寄附の認識について ・個人寄附について、選挙期間中のものが計上されていない ・企業、政党からの寄附について、誰が窓口となり事務手続きを行ったのか	大阪維新の会	竹山修身氏③ 出納責任者 阪本圭氏①	竹山修身氏に対し、平成29年の堺市長選挙選対組織図の提出を求める
19	2	【選挙運動費用収支報告】 ○個人寄附の状況について ・個人寄附が全くなかったかどうかを確認する	大阪維新の会	出納責任者 阪本圭氏①	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
20	3	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○個人寄附の状況について ・当初記載されていた個人寄附50万円が、その後提出された収支報告では記載されていないのはなぜか	大阪維新の会	会計責任者 阪本圭氏① 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏②	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
21	4	【竹山おさみ連合後援会】 ○個人寄附の状況について ・その他の寄附が130万円以上計上されているが、内訳が不明であり、内容を確認したい	大阪維新の会	被後援者 竹山修身氏③ 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
22	5	【資金管理団体(21世紀フェニックス都市を創造する会)】 ○政党からの寄附の認識について ・民進党本部からの100万円の寄附について、当初提出された報告書には記載がなかったものが計上された経緯 ・民進党本部からの100万円の寄附について、後援会に資金移動されている可能性の理由について	大阪維新の会	代表者 竹山修身③ 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏② 会計責任者 竹山富美氏④	竹山富美氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
3 車上運動員について					
23	1	【選挙運動費用収支報告】 ○車上運動員の稼働状況について ・法定上限は(15,000円)であるが、人数と出勤日数を乗じて、合計金額とは合わないためシフト表を確認し、実態が不明な部分を明らかにする	大阪維新の会	出納責任者 阪本圭氏①	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
24	2	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○車上運動員の稼働状況について ・通常は選挙終了後に勤務実態を精査し、支払いが発生するはずが、前払いで支払われていることについて確認したい	大阪維新の会	会計責任者 阪本圭氏① 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏②	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
25	3	【選挙運動費用収支報告】 ○車上運動員報酬について ・平成29年9月10日分765,000円 個人から領収証が提出されていることについて ・後援会、確認団体における車上運動員報酬と単価が異なることについて	公明党		
26	4	【竹山おさみ連合後援会】 ○車上運動員の稼働状況について ・平成29年10月3日付807,000円の支払いについて、選挙運動費用の収支報告に計上せず、後援会の収支報告に計上されている点について確認したい	大阪維新の会	事務担当者 渡井(竹山)理恵氏②	
4 選挙事務所関連					
27	1	【確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)】 ○選挙に要した費用の実態について ・選挙期間中の事務所賃借料が計上されておらず、事務所の実態も含めた調査が必要 ・当初光熱費を10万円計上していたが、修正され提出された報告書では0円になったのはなぜか ・請求先が21世紀フェニックス都市を創造する会、支払いが個人、書類は確認団体(堺はひとつ笑顔でつながる市民の会)となっており実態はどのようにしているのか	大阪維新の会	会計責任者 阪本圭氏① 事務担当者 渡井(竹山)理恵氏②	阪本圭氏に対し、通帳・現金出納帳の提出を求める
28	2	【選挙運動費用収支報告】 ○事務所借上料について ・平成29年6月27日付後援会からの寄附として計上されている無償提供280,000円の算出の根拠について ・後援会に宛てた180万円の賃借料の領収書が添付されているが、そのうちの28万円が選挙運動用の事務所費として計上されている根拠について	公明党		
29	3	【選挙運動費用収支報告】 ○事務所レンタル備品について ・平成29年8月30日付 402,150円の根拠	公明党		
30	4	【選挙運動費用収支報告】 ○平成29年8月30日付 立候補準備金として402,150円が(株)シーンへの支出について、同金額の領収書がなく、金額が異なる936,124円の振り込み明細があることについて	共産党	竹山修身氏	

17-2 令和2年2月28日に阪本圭氏から提出された帳簿(抜粋)

契約・請求日	科目	区分	内容	収入	支出	氏名及び団体名	住所	備考
			省略					
8/25			その他の収入	3,000,000		竹山修身		自己資金等
			省略					
9/15			その他の収入	1,000,000		竹山修身		自己資金等
			省略					
			計	7,280,000	6,513,288			

17-6 タケヤマオサミ名義で振込が行われた選挙運動費用及び政治資金の銀行取引

①三井住友銀行西野田支店のA氏口座からタケヤマオサミ名義で振込が行われた支払い

選挙運動費用				竹山おさみ連合後援会				堺はひとつ笑顔でつながる市民の会			
日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額
H29.9.14	スリッパレンタル	イベントウエンティワン	55,469	H29.10.18	携帯電話通話料他	ニホンテレシス	326,813	H29.9.4	ウグイス代	K.C	680,000
	手数料		108		手数料		108		手数料		108
H29.8.29	タスキ作製費	カドノサラシゾメ	24,840	H29.10.31	コピー機カウンター料	エイトレント	63,661				
	手数料		108		手数料		108				
H29.10.13	事務所レンタル備品	シーン	361,600	H29.9.5	レンタカー代	トヨタレンタリース	115,020				
	手数料		108		手数料		108				
				H29.9.11	レンタカー代	トヨタレンタリース	311,040				
					手数料		108				
				H29.9.15	レンタカー代	トヨタレンタリース	100,934				
					手数料		108				
				H29.9.15	パズルマット	イベントウエンティワン	75,600				
					手数料		108				
				H29.10.6	レンタカー代	トヨタレンタリース	231,238				
					手数料		108				
				H29.8.28	電話作戦室・電話機5台	エヌエスティエス	262,908				
					手数料		108				
				H29.9.27	プロッターレンタル代	エイトレント	452,088				
					手数料		108				
				H29.8.22	レンタカー代	トヨタレンタリース	100,484				
					手数料		108				
				H29.8.25	レンタカー代	トヨタレンタリース	201,238				
					手数料		108				
	小計		442,233	小計			2,242,212	小計			680,108
								合計			3,364,553

②りそな銀行大手支店のA氏口座からタケヤマオサミ名義で振込された支払い

選挙運動費用				竹山おさみ連合後援会				堺はひとつ笑顔でつながる市民の会			
日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額
H29.9.22	シール印刷費	スタジオウトウテン	73,656	H29.9.15	意見交換会会場費	アゴーラホテル	405,108				
	手数料		432		手数料		108				
H29.10.4	新聞広告費	エブリワイド	257,061	H29.9.27	意見交換会会場費	アゴーラホテル	168,804				
	手数料		432		手数料		108				
				H29.9.27	ユニフォームクリーニング代	フジモトショウカイ	51,554				
					手数料		432				
				H29.9.27	ネット対策	松田明功	235,300				
					手数料		108				
				H29.9.28	ネット対策	コイデフミヒロ	972,000				
					手数料		432				
	小計		331,581	小計			1,833,954	小計			0
								合計			2,165,535

③りそな銀行堺東支店の竹山おさみ連合後援会口座からタケヤマオサミ名義で振込が行われた支払い

選挙運動費用				竹山おさみ連合後援会				堺はひとつ笑顔でつながる市民の会			
日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額
H29.8.30	事務所レンタル備品	シーン	402,150	H29.8.30	備品レンタル代	シーン	533,974				
	手数料		432		手数料		0				
H29.9.12	警備費	新日本機動警備	151,200	H29.10.13	ガソリン代	宮口砥油	173,432				
	手数料		108		手数料		432				
H29.9.11	街宣車装飾	ニッサンレンタリース	798,120								
	手数料		108								
H29.10.6	新聞折り込み	スタジオウトウテン	160,380								
	手数料		432								
	小計		1,512,930	小計			707,838	小計			0
								合計			2,220,768

④みずほ銀行虎ノ門支店のA氏口座からタケヤマオサミ名義で振込が行われた支払い

選挙運動費用				竹山おさみ連合後援会				堺はひとつ笑顔でつながる市民の会			
日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額
				H29.10.4	ネット対策	RAMBLE	324,000				
					手数料		216				
	小計		0	小計			324,216	小計			0
								合計			324,216

⑤旧三菱東京UFJ銀行塚本支店のA氏口座からタケヤマオサミ名義で振込が行われた支払い

選挙運動費用				竹山おさみ連合後援会				堺はひとつ笑顔でつながる市民の会			
日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額	日付	内容	支払先	金額
								H29.10.31	市民集会チラシほか	ミナカタ印刷	410,400
									手数料		108
	小計		0	小計			0	小計			410,508
								合計			410,508
								総計			8,485,580

17-7 選挙運動費用収支報告書訂正状況

訂正前の選挙運動費用収支報告書

提出日		平成29年10月6日			平成29年11月16日			令和2年4月10日		
回数		第1回分			第2回分			第3回分		
内訳		月日	金額	月日	金額	月日	金額			
収入の部	収入	寄附	寄附	3,000,000	寄附					
			選挙事務所	H29.6.27	280,000	選挙事務所		選挙事務所	H29.6.27	77,784
		その他収入	自己資金	H29.9.15	2,284,869	自己資金	H29.9.15	948,419		
	今回計	寄附		3,280,000		0		77,784		
		その他収入		2,284,869		948,419		0		
		計		5,564,869		948,419		77,784		
	前回計	寄附				3,280,000		3,357,784		
		その他収入				2,284,869		3,233,288		
		計				5,564,869		6,591,072		
	総額	寄附		3,280,000		3,280,000		3,357,784		
		その他収入		2,284,869		3,233,288		3,233,288		
		総計		5,564,869		6,513,288		6,591,072		
支出の部	支出		(省略)		(省略)		[追加分]			
							選挙事務所費	H29.6.27	77,784	
							携帯電話通話料	H29.9.10	121,020	
							宿泊費		535,391	
							コピー機カウンター料	H29.9.10	111,258	
							プロッター等レンタル代	H29.9.10	204,162	
	今回計	立候補準備		3,745,422				77,784		
		選挙運動		1,819,447		948,419		971,831		
		計		5,564,869		948,419		1,049,615		
	前回計	立候補準備				3,745,422		3,745,422		
		選挙運動				1,819,447		2,767,866		
		計				5,564,869		6,513,288		
総額	立候補準備		3,745,422		3,745,422		3,823,206			
	選挙運動		1,819,447		2,767,866		3,739,697			
	総計		5,564,869		6,513,288		7,562,903			

令和2年12月17日訂正後の選挙運動費用収支報告書

提出日		平成29年10月6日			平成29年11月16日			令和2年4月10日		
回数		第1回分			第2回分			第3回分		
内訳		月日	金額	月日	金額	月日	金額			
収入の部	収入	寄附	寄附	3,000,000	寄附					
			選挙事務所	H29.6.27	280,000	選挙事務所		選挙事務所	H29.6.27	77,784
		その他収入	自己資金	H29.8.25	3,000,000	自己資金		0		
			H29.9.15	1,000,000	→削除					
	今回計	寄附		3,280,000		0		77,784		
		その他収入		4,000,000		0		0		
		計		7,280,000		0		77,784		
	前回計	寄附				3,280,000		3,357,784		
		その他収入				4,000,000		4,000,000		
		計				7,280,000		7,357,784		
	総額	寄附		3,280,000		3,280,000		3,357,784		
		その他収入		4,000,000		4,000,000		4,000,000		
総計			7,280,000		7,280,000		7,357,784			
支出の部	支出		(省略)		(省略)		[追加分]			
							選挙事務所費	H29.6.27	77,784	
							携帯電話通話料	H29.9.10	121,020	
							宿泊費		535,391	
							コピー機カウンター料	H29.9.10	111,258	
							プロッター等レンタル代	H29.9.10	204,162	
	今回計	立候補準備		3,745,422				77,784		
		選挙運動		1,819,447		948,419		971,831		
		計		5,564,869		948,419		1,049,615		
	前回計	立候補準備				3,745,422		3,745,422		
		選挙運動				1,819,447		2,767,866		
		計				5,564,869		6,513,288		
総額	立候補準備		3,745,422		3,745,422		3,823,206			
	選挙運動		1,819,447		2,767,866		3,739,697			
	総計		5,564,869		6,513,288		7,562,903			

特記事項

斜字: 追記、金額訂正箇所